

平成31年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成31年3月1日（金曜日）

議事日程第1号

平成31年3月1日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第2号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第3号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 公有水面埋立について
- 第13 議案第10号 八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第14 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第19 議案第16号 損害賠償の和解について
- 第20 議案第17号 平成30年度八峰町一般会計補正予算（第5号）

- 第21 議案第18号 平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第19号 平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第20号 平成30年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第21号 平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第25 発議第1号 予算特別委員会の設置について
- 第26 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第27 議案第22号 平成31年度八峰町一般会計予算
- 第28 議案第23号 平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第29 議案第24号 平成31年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第30 議案第25号 平成31年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第26号 平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第32 議案第27号 平成31年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第33 議案第28号 平成31年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第29号 平成31年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35 議案第30号 平成31年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第36 議案第31号 平成31年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第37 議案第32号 平成31年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第38 議案第33号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第39 議案第34号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第40 議案第35号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第41 議案第36号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第42 議案第37号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第43 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

出席議員(12人)

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長補佐	山本 実
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分開会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより平成31年3月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月8日及び26日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、1月28日付けで議長から諮問のあった平成31年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会

運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から15日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りしてあります日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を追加日程とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から15日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成31年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

まず、1月22日、能代市富町において発生した火災において、能代山本広域市町村圏組合消防本部能代消防署員の藤田大志さん、佐藤 翔さんの2名が殉職されたことに対し、心より哀悼の意を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

また、昨年12月15日と30日の両日、チゴキ崎の岩場で釣りをしていた男性が海に転落する事故が発生しました。15日に転落した県内の男性は、周囲の釣り人により釣竿を使って救出されましたが、30日に転落した岩手県の男性は、警察や消防、海上保安部による陸上からの捜索のほか、ヘリや巡視船で空からと海上の捜索を行ったものの発見できずにおりましたが、1月22日午前8時20分頃、付近を散歩中の住民が遺体を発見し、その

後の警察の調査で、岩場から転落したご本人と判明しております。

次に、1月5日に開催いたしました、八峰町消防出初め式について申し上げます。

式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員144名とポンプ車など15台による堂々の分列行進が披露され、その後、峰浜地区文化交流センター「峰栄館」において式典を行い、長年にわたって消防活動にご尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところでもあります。まだまだ暖房器具等を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し、火災予防運動を実施してまいります。

また、1月8日、役場において、八峰町交通指導隊出隊式を開催いたしました。昨年の秋田県飲酒運転等居住別実態調査においては、2件の酒気帯び運転のほか、一昨年に続き1件の死亡事故が発生しており、25市町村中23位と、前年の22位からさらに順位を下げる結果となりました。今年は気持ちを新たに、交通関係各位のご協力のもと、飲酒運転の撲滅や交通死亡事故ゼロの継続に向けた取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めてまいります。

次に、組織の変更について申し上げます。

近年、大雨、台風、地震などにより大規模な災害が発生し、秋田県においても洪水による河川氾濫などの災害が発生しております。このような中、気象警報などの発表により、当町においても災害対策連絡部の設置など、その対応が増加傾向にあります。また、自治会や地域住民の方々などから様々な要望、問い合わせをいただいておりますが、所管課が異なることなどの理由でご不便をおかけしている現状も見られております。これらのことから、4月から消防、防災、空き家対策及び交通安全対応、地域等からの要望事項を所掌する「防災まちづくり室」を総務課内に設置し、体制強化を図りたいと考えております。

次に、「町長と語る会」の開催状況についてご報告申し上げます。

この事業は、私の公約の一つであり、かつて経験したことのない高齢化と人口減少社会の到来を見据え、住み慣れたところで暮らしていくための地域コミュニティを維持するための方策や地域の課題について、住民の皆様と率直な意見交換を行うことを目的として開催しているものであります。

事業の皮切りとして、1月27日、漁火の館において岩館第二自治会との「語る会」を開催いたしました。当日は、「語る会」に先駆けて自治会総会が開催されたこともあり、65名もの住民の皆様にご参加いただき、関心の高さを感じることができました。その後

も、2月3日には八森第三自治会で、2月10日には水沢上町内会で、2月22日には沼田自治会で「語る会」を開催しております。

「語る会」の中では、通院や買い物に難儀をされている交通弱者対策に対する意見、猿害対策の強力な推進を求める意見、分収林を含めた森林施業の推進と森林管理の効率化を求める意見、長年要望を続けてきた町道改良を求めるご意見、空き家対策に対するご意見など、多岐にわたるご意見をいただきました。住民の皆様から直接ご意見をいただける貴重な機会であり、今後も全自治会との「語る会」開催に向けて努力していくとともに、いただいたご意見に対しては、誠実に対応し、施策に反映させるよう努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

平成31年産米の「生産の目安」についてであります。県では、県産米の価格の安定を図るため、昨年引き続き平成31年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年12月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「40万7,000 t」とすることを決定し、公表・通知がされております。この通知を受け、町では、昨年11月13日の農業再生協議会臨時総会で決定された取組方針に基づき、町の「生産の目安」を算定したところ。その結果を受けて、2月4日に開催された臨時総会で「生産の目安」が協議され、町全体の生産数量は昨年より20 t 少ない6,049 t に、面積換算では昨年より4 h a 少ない1,061 h a とする目安が決定されました。協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、2月18日、協議会長名で各方針作成者へ通知したところ。す。

今後は、「需要に応じた米生産の実施」に向けた取り組みとして、各方針作成者の販売計画数量及び事前契約数量の把握に努め、需要の裏付けのない米については、加工用米等の非主食用米へ振り分けるよう指導するなど、米価安定のための取り組みを国や県と連携しながら進めてまいります。

また、農業再生協議会では、2月27日に開催した農事班長会議で、「生産の目安」の算定方法などについて説明し、作付確認野帳等関係資料を各農家に配付いたしました。

次に、ジオパークの再認定審査について申し上げます。

昨年の12月議会定例会においてもご報告いたしましたが、八峰白神ジオパークは、平成28年度の再認定審査の際に2年間の「条件付き認定」を受けたことから、昨年の11月に再認定審査を受け、本年1月に審査結果が発表されることとなっております。そし

て、本年1月18日、庁舎会議室で、私をはじめ、協議会事務局員や運営委員会メンバーなど関係者が吉報を待ちわびていた中、日本ジオパーク委員会の中田節也委員長から、当ジオパーク推進協議会の辻会長へ電話があり、「再認定」が決定したとの連絡が入りました。当日発表された再認定審査結果では、前回の再認定審査において指摘された課題に対して、アクションプランやマスタープランを作成した上でジオサイトの再編などの活動に取り組んだことに加えて、拠点施設の整備を進めたことや、ブナ林と地滑りを関連づけたジオツアーの取り組みなどが進んでいることが評価されました。また、次年度から、運営体制を見直し、地域の実情に即して民間主導から自治体主導に移行し、より安定的な運営を図ってまいりたいと考えております。

これまで、八峰白神ジオパークの推進にあたり、多くの関係者の皆さんからご支援、ご協力いただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。今後は、事務局を役場へ移しながら、これまで育んできた様々なジオパーク活動をより一層活発化させ、町民へのジオパークの普及や活動への参加を通じて、教育や防災、観光振興にも波及できるよう、関係者の皆さんと一緒に取り組んでまいります。

次に、除雪状況についてご報告申し上げます。

今年は、2月8日から10日にかけて観測史上最強レベルの寒波が到来し、東京都心部でも雪が降り積もり、交通機関に大きな影響を及ぼしました。一方、当町では、年末年始の1週間で54cmの降雪量があったものの、最大積雪深は25cmで、雪が少なかった昨年よりもさらに10cm少ない状況です。2月8日の最強寒波でも最低気温が氷点下6、7度で、その後も1日当たりの降雪量は5cmを超えることなく推移していますが、路面の凍結防止や吹雪による吹き溜まり解消に重点を置き、歩道を含む道路の安全確保に努めております。

2月までは昨年と同様に降雪や積雪が極めて少なかったことから、除雪車両の稼働が抑えられ、道幅を広げる排雪作業も全町的に一度きりとなっていますので、除雪経費は、2月20日時点で除雪機械の備品購入費を除き5,300万円余りの支出にとどまり、予算執行率は69%であります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、八峰町教育委員会が本年度の「キャリア教育優良教育委員会」として、文部科学大臣表彰を受賞しました。これは、小学校の地域を学ぶ学習や中学校の起業家体験事業など、地域の皆様の御協力を得ながら、地域に根差したキャリア教育を小・中学

校において推進してきたことが認められたものです。1月18日に国立オリンピック記念青少年総合センターで表彰式が行われ、川尻教育長が受賞してまいりました。

次に、1月15日に、本年度の「文部科学大臣優秀教職員表彰」の表彰式が東京大学安田講堂で行われ、峰浜小学校の藤谷順子教諭が受賞しました。これは、学校教育において教育実践等に顕著な成果を上げた教職員が表彰されるものですが、藤谷教諭は平成28年度に峰浜小学校に赴任し、平成29年度からは教育専門監として、峰浜小学校のほかに八森小学校、八峰中学校で算数・数学の指導にあたり、成績向上等の成果を上げたことが評価されたものであります。今後も、教科指導の卓越した力を生かし、各学校の教育技術の向上にご尽力いただきたいと思います。

次に、平成30年度八峰町スポーツ文化栄誉賞についてご報告申し上げます。

2月23日、ファガス文化ホールにおいて、授与式を開催しました。今年度は、スポーツ部門で17個人、1団体に、文化部門で20個人、1団体に授与しました。今年も一般の該当者はなく、全て小学生から大学生までの受賞となり、スポーツ部門ではラグビー、野球、空手、バスケットボール、陸上競技が、文化部門では俳句での活躍が目立ちました。受賞された皆様には心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待するものであります。

次に、図書・読書活動についてご報告申し上げます。

昨年12月19日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮さんから100万円のご寄附をいただいております。金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております。今回を合わせて総額で500万円にもなります。おかげさまで、現在、八峰町の読書活動は盛んで、県内でもトップクラスに位置しており、金谷さんのご厚意に対し心から感謝を申し上げます。町では、これまでと同様に図書を購入し、図書室の充実を図ることで読書活動をさらに推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、給食センター関連について申し上げます。

これまで、給食センターの環境改善、経年劣化による安全性などについて、議員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただいております。町といたしましては、安全・安心な給食を提供していくためにも改築の必要性を認識し、「八峰町公共施設等総合管理計画及び個別計画」において、平成32年度を目標に改築する旨を示し、今年度は、議員の皆様や関係各位にご協力いただき、改築検討委員会を設置し、平成32年度建設を目指した提言をいただいております。しかしながら、昨年度は菌床しいたけ研修施設等整

備事業を実施し、そして来年度は峰浜地区統合子ども園建設と、非常に大きな事業を進めていく必要があり、さらに給食センター改築という大規模事業を連続して進めていくとなると、財政に大きな負担を強いることとなります。一方、建物本体の経年劣化につきましては、先般、専門家から耐震診断を行っていただきました結果は、平成22年度、平成23年度とブレスの改修等を行っていることから、特段問題はないとの診断結果をいただいております。

このようなことから、改築検討委員会において提言をまとめていただいたにもかかわらず、大変申し訳なく思いますが、給食センター改築については、改築する時期を先延ばしさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、喫緊の課題であります調理室内の空調設備の改善は、先延ばすことができないと考えており、食中毒防止、調理員の職場環境改善のため、冷暖房設備の設置については早々に対応してまいります。

また、先の議会全員協議会において様々のご心配やご意見をいただいた厨房機器については、安定して稼働することができますよう、こまめなメンテナンスを心がけるとともに、修理不能になった場合は、その都度機器を購入し、給食センター改築時に生かしていきたいと考えております。

次に、農業委員会による非農地判断についてご報告申し上げます。

まず最初に、農地を非農地と判断するまでの手順について説明いたします。

耕作していない農地は遊休農地と言いますが、いつでも農地として利用できる状態です。そのまま数年経過すれば、雑木等が生い茂り、荒廃農地に分類され、農作業機械等で農地に戻せるものを荒廃農地A、さらに、雑木等が生い茂り、重機等により相当な経費と労力がなければ農地に戻せないものを荒廃農地Bと判断されます。この荒廃農地Bを非農地と判断したものであります。

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が二人一組となり、昨年8月から9月にかけて、真瀬川流域から能代市境までを13の地区に分け、農地利用状況調査を実施し、調査した委員2人の連名で「農地に該当しない旨の判断報告書」が農業委員会あてに提出されております。これを受け、農業委員会では、昨年12月11日に所有者あてに「非農地判断通知書」を発送し、併せて八峰町の農政と税務の担当課長、秋田県の農政担当課、法務局へ通知したものであります。

今回、非農地と判断した面積は、農業委員会総会での議決によるものが13ha、農業

委員と推進委員の判断報告によるものが117ha、合計で130haとなっております。

農業委員会は現況主義を基本としておりますので、農業委員会が現在の農地がどんな状況であるかを調査した結果をもとに非農地判断をし、手続を進めることができることになっておりますが、手続を急ぐあまり、関係する土地改良区への照会や調整をしなかったことにより、結果として土地改良区の受益地が非農地にされるなどの問題が生じてしまったことは、誠に遺憾であると思っております。今後は、こうしたことが起こらないよう、農地利用状況調査を実施した際には、関係する土地改良区に照会し、十分な調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号「八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、超過勤務命令の上限等を設定するため、条例改正するものであります。

議案第2号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、総務課内に設置する防災まちづくり室の室長等の級別職務を規定すること等の条例改正をするものであります。

議案第3号「八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、検診受診率の向上を図るため、検診受診料個人負担額について条例改正するものであります。

議案第4号「八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、道路法施行令の一部改正及び消費税率の引き上げに伴い、条例改正するものであります。

議案第5号「八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について」は、分収造林契約の解除について改正する必要があるため、条例改正するものであります。

議案第6号「八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について」は、創業資金融資を八峰町中小企業融資あっせんの対象に追加するため、条例改正するものであります。

議案第7号「八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」は、入居者の高齢化への対応として、認知症患者等の収入申告義務を緩和するため、条例改正するものであります。

議案第8号「八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、準用する上位法令を空家等対策の推進に関する特別措置法に規定するとともに、応急措置等を規定するため条例改正するものであります。

議案第9号「公有水面埋立について」は、秋田県知事より意見を求められております

公有水面埋立について、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号「八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、同計画に新たに事業を追加するため、計画の一部を変更するものであります。

議案第11号「公の施設の指定管理者の指定について」は、生活改善センターやコミュニティセンターなどの集会施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第12号「公の施設の指定管理者の指定について」は、産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するものであります。

議案第13号「公の施設の指定管理者の指定について」は、野菜集出荷施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第14号「公の施設の指定管理者の指定について」は、ハタハタ館の指定管理者を指定するものであります。

議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について」は、ポンポコ山公園及びポンポコ山公園パークセンターの指定管理者を指定するものであります。

議案第16号「損害賠償の和解について」は、1月15日の強風の際、和解相手方の車両の後部を破損させた事故について、損害の賠償について和解することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号「平成30年度八峰町一般会計補正予算（第5号）」は、8,797万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を60億7,978万2,000円とするもので、歳出の主な追加分は、産地パワーアップ事業、担い手確保・経営強化支援事業等の農業関係補助金、林道塙線改良工事などで、そのほかは各事業の精算などによる減額が主なものとなっております。

議案第18号「平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」は、64万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億9,130万1,000円とするもので、施設介護サービス費負担金の増額及び財源更生のための補正であります。

議案第19号「平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、53万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,839万4,000円とするもので、後期高齢者医療保険負担金の増額等であります。

議案第20号「平成30年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）」は、159万円を追加して、歳入歳出予算の総額を1,755万7,000円とするもので、主なものは、目名潟

風力借地料収入の増額及びそれに伴う自治会への交付金の増額であります。

議案第21号「平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、417万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3億1,129万6,000円とするもので、事業の精算による減額が主なものとなっております。

議案第22号「平成31年度八峰町一般会計予算」は、新年度当初予算であります。

議案第23号「平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議案第32号「平成31年度八峰町営診療所特別会計予算」までの10議案については、各特別会計の当初予算であります。

議案第33号「八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について」から議案第37号「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について」までの5議案については、いずれも地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰入にかかるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は37議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に「教育委員会委員の任命について」、「八峰町沢目財産区管理委員の選任について」及び「八峰町人権擁護委員候補者の推薦について」の人事案件を追加提案する予定でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、平成31年度予算編成方針説明をいたします。

平成31年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

日本経済は、米国経済が堅調な拡大を続けているものの、中国との貿易摩擦が激化している影響を受け、輸出部門でやや力強さを欠いていますが、個人消費は、雇用者所得の緩やかな回復を背景に回復基調にあることから、全体として横ばいで推移しています。また、県内経済は、個人消費の持ち直しが続く中で、生産活動においても回復・増加傾向が見られており、今後も緩やかな回復基調で推移するものと予想されています。消費活動においては、今年の10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、「駆け込み需要」が期待される一方で、引き上げ後の「反動減」の影響が懸念されるほか、少子化が続いてきたことによる生産年齢人口の更なる減少から、人手不足が一層深刻化することが予想されています。

こうした中、国の平成31年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、平成37年度までを対象期間とした「新経済・財政再生計画」を定め、引き続

き手を緩めることなく本格的な歳出削減に取り組むこととしております。

また、地方財政については、「人づくり革命の実現と地方創生の推進」、「地域の持続的発展を支える地方税体系の構築」、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化」の3つを課題として掲げております。地方交付税では、地方税は1.2%増、交付税原資となる国税5税も増収が見込まれており、法定率分は2.9%増となっている一方で、交付税特別会計収支は、借入金の償還等のため4,000億円減少したことにより、出口ベースで0.5%減と試算されており、このため、交付税減収分の代替財源となる臨時財政対策債が増える見込みとなっております。

八峰町の平成31年度当初予算編成にあたっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、普通交付税の段階的縮減額が多額となってきたことから厳しい局面が続いていくことになり、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、編成作業にあたることといたしました。

一方、平成28年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」前期計画の進捗度を図りながら、同構想・計画に基づいた事業を着実に実行することで、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成いたしました。中でも、町が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、これまでの進捗状況を検証、評価しながら事業展開を図る必要があり、引き続き産業振興や移住・定住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

平成31年度一般会計予算は、峰浜地区統合子ども園建設事業に着手することから、その総額は、前年度対比で3億200万円の増、率にして5.1%増の62億1,100万円となりました。

なお、地方交付税の減額などにより歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億6,000万円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

まず、移住定住用住宅整備については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、新たに国の地方創生推進交付金事業により、「移住支援金事業」を秋田県と県内全市町村の共同事業として実施します。さらに、「子育て世帯向け新築支援事業」に加え、

新たに親と同居するための二世帯住宅等や、同一敷地内に住宅を建設する「支え合い世帯向け新築支援事業」を実施します。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業補助金」を実施し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図るほか、「公共交通空白地有償運送事業補助金」を実施します。さらに、新たに、能代市落合地区を含む巡回バスを念頭に、メインルートの設定や各地区からのアクセスのあり方など、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通のあり方について、庁内にプロジェクトチームを設置して素案の検討を進めます。

また、少子化対策については、八峰町はもとより秋田県においても、子育て世帯の経済的負担の軽減や子育てと仕事の両立支援などを中心に、長年にわたって相当な投資をしてきたにもかかわらず、少子化に歯止めがかからないのはどうしてだろうかということを考えなければならない時期を迎えていると思っています。少子化対策の方向性が違っているのか、あるいは何かが不足しているのかということでもあります。私としては、これまでは結婚してからの支援が中心であり、結婚する前の取り組みがプライベートな問題ということもあり、弱かったのではないかと、若しくは取り組む方向が違っていたのではないかと考えています。そこで、新年度予算においては、若者の結婚支援対策として実施してきた出会い応援については、従来の視点を転換し、新たに、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を、白神八峰商工会と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

岩館地区で課題となっておりました地上デジタル放送の視聴改善につきましては、共同受信施設の新設工事を実施します。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して地元特産品等を贈呈する、「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に推進します。

税務関連については、現在の航空写真が10年以上経過し、古くなったため、新たに、農地、道路河川、町有財産管理、防災計画、交通、空き家対策など様々な分野で利用可能な、八峰町の「航空写真撮影」を行います。

社会福祉総務費においては、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、住民税非課税者及び3歳未満の子どもがいる世帯を対象としたプレミアム付商品券を発行する事業を実施いたします。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町において、昨年7月現在の高齢化率が46.4%となる中、高齢者の皆様が生きがいをもち健康で安心して暮らせるよう、老人クラブ活動の支援、憩いの場としての湯っころの運営、冬期間の除雪に重点を置いた軽度生活援助事業などを実施してまいります。また、満100歳の祝い金や敬老式につきましては、昨年度と同様に実施してまいります。

次に、障がい者福祉については、社会福祉法人秋田虹の会の障害者通所施設「さくら園」、就労継続支援を実施する施設「ハッピーマッシュ」や「こころ」など、障がい者の自立や雇用の確保に向けた環境整備に努めてまいります。また、精神障がい当事者の会「のんき会」の活動も、サポートしていきたいと考えています。

福祉医療については、対象となられる方々への適切なサービスを提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を実施いたします。

小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての「育児助成金支給事業」は、3月末までに支給し、保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ってまいります。

保健事業関係ついてですが、健康増進対策については、町民の健康増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を強化してまいります。

各種がん検診等については、節目年齢の方々への無料クーポンの配付、その他の方々へのワンコイン検診、検診会場への送迎など、町民の皆様が受診しやすいような環境整備に努めます。さらに、検診結果で精密検査が必要な方々へは受診を促していくほか、未受診者対策として電話や書面によるコール・リコール事業に取り組んでまいります。

また、新規事業としては、脳ドック受診者への助成、成人男性への風疹抗体検査及び予防接種、肝炎ウイルス検査の無料クーポンや高齢者肺炎球菌ワクチンの未接種者への助成を行います。

また、がん治療を受けている患者に対し、がん治療と就労や社会参加の両立や、経済的負担の軽減を図るための補正具購入に要する費用を助成いたします。

次に、母子保健対策についてですが、母体の健康保持・増進のため、妊婦健康診査、産後1カ月健診、母乳に関する相談のための母乳外来への助成を行うほか、乳幼児健康診査や離乳食教室などを実施し、子どもの健やかな成長を支援してまいります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療や不育治療への助成を行ってまいります。

乳幼児を対象とした子育て支援については、「赤ちゃん誕生祝金事業」を実施してまいります。

感染症予防対策については、乳幼児へのおたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンへの助成を、乳幼児から高校生及び妊婦への季節性インフルエンザワクチン接種に対しての助成を行ってまいります。

う歯予防事業対策については、低年齢からのう歯予防対策として幼児へのフッ化物塗布事業や、子ども園児・小・中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口事業を町営歯科診療所等と連携しながら実施してまいります。

歯周病検診事業については、40歳から70歳までの節目年齢の方々に、検診費用を助成することで口腔ケアの必要性を啓発してまいります。

自殺予防対策については、能代山本を対象とした広域相談会の開催や公共の窓口職員を対象としたゲートキーパー研修を実施するほか、地域で自殺予防の活動をしている「陽だまりの会」と連携しながら予防活動を実施してまいります。また、啓発事業として、心の健康づくりカレンダー作成、心といのちを考えるフォーラムの開催などのほか、ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体とも連携し、自殺予防の取り組みをさらに強化します。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションと協力しながら、ひきこもりがちな方々の集いの場「カタクリ」を設けてまいります。また、関係機関による「ひきこもり対策連絡会」を開催しながら、包括支援相談会、ひきこもり等相談会を実施してまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬については、平成29年度から水銀が含まれる蛍光管等についても分別収集の対象となっておりますが、町民の皆様のご協力により順調に行われております。今後とも、ごみ減量化や資源ごみの分別を推進するとともに、ごみの不法投棄防止のための啓発やごみ捨て禁止看板の設置等により、環境衛生の向上に努めてまいります。また、古着や家庭用廃食油の回収、小型電気電子機器回収事業についても取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢は、まだまだ厳しい状況下にあると考えており、「雇用創出活動支援事業」や、より一層の就業支援とスキルアップを図るための「資格取得支援事業」を実施してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

今季における八森・岩館両漁港のハタハタの水揚量は、沿岸・沖合合わせて207 tで、昨季の2.3倍の水揚げとなっております。漁獲枠に対しては91%の実績となっております、極端に少なかった昨年と比べて、まずまずの結果に安堵しているところです。

県水産漁港課によると、今季の沿岸季節ハタハタ漁の漁獲量は、県全体では昨季と比べて47 t 増えたものの、平成7年の禁漁解禁以降では5番目の少なさで、小型魚が多く、例年漁獲量の多い男鹿で振るわなかったことなどから、今後、県水産振興センターと調査を進め、要因を探ることとしております。

安定した漁業資源を維持するため、つくり育てる漁業の一環として実施している「種苗放流及び栽培漁業定着強化事業」を実施し、ヒラメ、アワビ及びアユ等の放流事業を支援します。

新たに「磯根資源調査事業」を実施し、アワビやイワガキ、ナマコ、アカモク、コンブなど、磯に根付いて生息するいわゆる磯根資源について調査し、高齢化が進む当町でも、磯で安全に操業できる新たな収入源となる水産資源の可能性を探ることとしております。

漁業振興策の一環として、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸付けを行い、漁業経営を支援します。

今年9月に秋田県を会場に、第39回全国豊かな海づくり大会が開催されます。漁業のまちである当町でもこの大会を盛り上げるため、町内関係者と協力しながらサテライトイベントを実施することとしております。

漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の水産物供給基盤整備事業と機能保全事業を促進します。また、漁獲可能資源の維持と漁場機能回復を図るため、海底堆積物の除去や「海底耕耘」に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの融資斡旋制度を実施し、借り主への「利子補給補助金」を交付するなど、町内企業の経営を支援します。また、起業支援策として、雇用を伴わない新たな起業の施設設備に要した経費の一部を助成する、「起業チャレンジ応援事業補助金」を実施してまいります。同じく企業育成・創業支援のため、白神八峰商工会等と連携し「異業種交流会」を開催

するほか、新たに「専門家招聘事業補助金」を創設し、異業種交流会による連携事業や6次産業化を目指す新たな取り組みのきっかけづくりや、その後の事業展開を後押しできるよう支援をしております。また、企業誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の企業立地セミナー及び能代市と3町、振興局主催の能代山本関東圏企業懇談会に参加し、企業誘致活動を進めてまいります。

労働力不足が深刻化している現在、当町には技能実習生として34人の外国人の方々が就業されており、今後ますます外国人労働者の受け入れが進むことが予想されます。縁あって国を離れ当町で暮らしている方々に、八峰町の自然や食を好きになってもらい、また、実習生同士はもちろん、地域住民との交流によって充実した毎日を過ごしていただけるよう、新たに「地域交流会」を実施し、当町が技能実習生の研修先として魅力ある町と感じていただけるよう努めてまいります。

「生薬」関連については、「龍角散CM」が全国放送されるなど、生薬の町としてのイメージが高まってきていることから、「薬膳料理メニュー開発事業」に取り組み、町内の宿泊施設や飲食店計5店舗でメニューが完成し、販売面でも大変好評を得ております。今年度は、新規メニューの開発に加え、薬用植物を活用した加工品づくりも視野に入れながら取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

本年4月からスタートする能代山本の4市町等が連携して立ち上げたDMO組織「一般財団法人あきた白神ツーリズム」を中心として、外国人旅行客、いわゆるインバウンド誘客による交流人口の拡大に努めてまいります。本年は、青森県深浦町と八峰町との県境が画定されるとされる元和5年、1619年から400年目にあたることから、これを節目として、新たに、青森県深浦町と協働で「八峰町深浦町広域観光イベント」を開催することとしております。本イベントでは、両地域の自慢対決や食の提供など趣向を凝らした内容を盛り込み、秋田・青森両県の各種メディアを通じて地域の魅力を発信してまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、施設・設備等の充実・維持管理に努め、誘客を進めてまいります。また、御所の台ふれあいパーク周辺については、現在ハタハタ館に供給している新源泉の利活用を含めた周辺地域全体の環境整備について、関係者との意見交換などを行いながら充実強化を図ってまいります。

町の活性化を図るイベントについては、八峰町の夏の風物詩として定着した「雄島花火大会」、「ポンポコ山音楽祭」をはじめ、食の祭典として人気を博している「はっぼう“んめもの”まつり」などを支援してまいります。また、「大館能代空港の利用促進」を図るため、空港利用者に対し助成金を交付してまいります。

次に、消費生活相談についてであります。消費者相談員を配置し、架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法に対処し、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

昨年の11月に再認定審査を受けた「八峰白神ジオパーク」は、本年1月に審査結果が発表され、見事、日本ジオパークの再認定を受けました。しかし、審査講評において指摘された今後解決すべき課題に取り組む上で、従来からの事務局体制を見直すことが重要であると判断し、平成31年度からは、事務局を町役場に移しながら、より一層の活動の推進を図ってまいります。今後、町民の皆様へのジオパークの普及や活動への参加を通じて、教育や防災、観光事業にも波及できるよう取り組んでまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

国の概算決定された平成31年度予算の重点事項は、「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」、「水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施」、「農山漁村の活性化」など6項目が予算額とともに示されています。また、県では「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」を掲げ、「秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成」、「複合型生産構造への転換の加速化」、「秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用事業」などを目標に、様々な事業を実施する予算概要が公表されたところです。

町では、国・県の制度や支援などの動向を注視しながら、農業団体等と連携を密にして情報収集に努め、国や県の補助事業等を積極的に活用して、町の基幹産業である農業の振興に努めてまいります。

新年度の生産振興・経営安定対策については、平成30年産米の実際の収量が国の作況指数より減収しているとの生産者の声を受け、新たに「稲作農家緊急支援事業」を創設し、平成31年産米の種子代の一部を助成し、本年の生産に支障が出ないように支援してまいります。また、本年は、米の生産調整見直し2年目となり、昨年以上に産地間競争の激化が予想されることから、「実需と固く結びつく米産地応援事業」を実施し、生産者が業務用米など実需者との結びつきを拡大・強化するために必要な農機具導入等への支

援をしてまいります。また、複合経営を促進するため、「地域振興作物拡大支援事業」を実施し、ネギ、そば等付加価値の高い作物への取り組み等に必要な機械・施設等の導入を支援し畑作物の作付拡大に努めるほか、新たに「ブルーベリー栽培事業」に取り組みます。

菌床しいたけ生産振興については、町の菌床しいたけ事業が県の「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」に認定されたことを受け、国・県・JAと協力し、生産施設の新築や改修を行う生産者の施設等整備を支援する、国の「しいたけ団地パワーアップ事業」と県の「大規模しいたけ団地育成事業」に取り組み、栽培農家が意欲的に栽培に取り組み環境整備を図り、生産額の増大と新規就農者及び雇用の確保に努めてまいります。

農業生産や農業振興のかなめである担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」や町の「農業研修支援事業」など、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めます。また、経営の複合化を促進する県の「夢プラン応援事業」や町の「中心経営体育成支援事業」にも取り組み、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備に対して支援してまいります。また、高齢化等により法人等生産者から労働力不足が深刻化しているとの声を受け、新たに「農業ヘルパー事業」の実施に向け、情報収集と調査を実施してまいります。

生薬栽培事業については、新年度も町有農園で試験栽培及び優良種子の確保に努めてまいります。販売先が確保された2品目のうちカミツレは、生産組合主導の生産体制に移行できるよう努めていくほか、キキョウについても、農家による栽培を継続するとともに10a当たりの収穫量増大のため、優良株採取のための技術指導を受けながら、栽培方法の確立と調整作業等の効率化を目指し、安定生産の実現に努めてまいります。

農業農村整備事業については、日本型直接支払制度として創設された国の「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」のほか、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化を支援する県の「元気な中山間農業応援事業」に取り組みでまいります。また、田中野田地区で進めております「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」が調査計画地区として承認されたほか、土地改良区の各種水利施設についても、長寿命化に向けた修繕を行う「基幹水利施設ストックマネジメント事業」が実施されることとなっております。

鳥獣被害対策については、猟友会員の確保のため、「銃器とオリの狩猟免許取得補助金」を予算計上し、特に熊と猿害対策については、今年度も「銃器やオリによる捕獲」等を進めるほか、住宅周辺に出没しにくい環境づくりに向けた栗や柿などの放任果樹の

撤去や、昨年熊の出没抑制に一定の成果があった「緩衝帯整備事業」に取り組んでまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、「森林整備地域活動支援交付金」による計画的な森林管理業務を支援するほか、よりよい森林施業を促進する「森林環境整備事業」に取り組んでまいります。また、植栽済み地域の下刈等を行う「町有林造林事業」を実施してまいります。

平成31年度から森林経営管理法が施行されることに伴い、市町村が適切な森林経営管理がされるよう計画していくこととなるため、「森林経営管理法関連事業」として、そのための業務委託料等を予算計上いたしました。

林道整備事業については、「県営林道峰浜線」の整備促進や橋の長寿命化を図るための林道橋梁点検診断業務として、2路線6橋梁について点検を行います。

松くい虫やナラ枯れの防除対策については、町単独事業のほかに、県や国の補助事業を活用しながら、それぞれの防除対策事業に取り組んでまいります。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成31年度の地籍調査事業については、平成30年度からの継続分として内荒巻地区が7ha、平成31年度新規分として小手萩地区が24haの計31haとなっており、測量に関しましては最終年度となります。また、平成30年度に実施しました地籍調査事業の成果につきましては、峰浜地区の原図及び地籍簿等の作成を予定しております。

次に、町道関係について申し上げます。

「道路台帳」については、全面改訂した平成25年3月以降に町道の認定替えなどで変更された路線を現状に則したデータにするため、補正や更新を行うものであります。

町道の維持管理については、道路施設を定期的に点検し、状況に応じて舗装補修、側溝清掃、草刈り作業を行うほか、自治会からの要望などで危険性が認められる箇所は速やかに改善を図り、道路交通の安全確保に努めてまいります。

命と暮らしを守るインフラ施設については、各施設の点検結果をもとに緊急性の高い箇所から整備するなど、主要施設の長寿命化に取り組みます。町道として管理している橋梁は、近接目視により5年に1回の頻度で定期点検が義務化されていることから、車道橋、歩道橋合わせて67橋を一斉点検するほか、田中橋、日和見橋、上の川橋の補修工事を実施してまいります。

除雪については、委託業者と連携を密にし、気象状況に応じ適切な除排雪作業を行う

とともに、老朽化した凍結抑制剤散布機 1 台を更新し、除雪体制の強化を図ります。

住宅関係については、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」のメニューを充実させ、主要施策の冒頭にも説明いたしましたが、「子育て世帯」向け新築住宅に加え、65歳以上の高齢者と40歳未満の子が同居等する「支え合い世帯」向け新築住宅も支援することとし、さらに「住宅診断」や「耐震改修」への支援制度を新たに設け、住民の安全・安心で快適な居住空間の確保と移住定住の強化を図ります。

急傾斜地崩壊対策事業については、横間地区の工事が 1 年延期され、平成31年度の完了となります。

消防防災関係では、空き家対策関連事業といたしまして、新たに、利用可能な空き家も含め専門家による実態調査等を行い、最新の情報を把握するとともに、台帳のデータ化や意向調査等を行い、「空家等対策計画」策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

はじめに、学校教育課関連について申し上げます。

児童福祉関連についてであります。「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、峰浜小学校と八森小学校を活用して、利用児童の指導にあたる支援員の確保・育成を図り、より一層充実した運営に努めてまいります。

「子ども子育て支援センター『あいあい』」の運営につきましては、利用促進の啓発活動を行い、子育て中のご家族の方や妊婦さんが安心して情報交換等を行い交流できるように努めてまいります。

児童の保育料については、3歳以上の児童については全額を、3歳未満については半額を免除する措置を実施してまいります。

「峰浜地区統合子ども園建設」については、実施設計をもとに、敷地造成工事、建築工事、外構工事を実施し、可能な限り早期に幼保連携型認定子ども園の開園を目指して取り組んでまいります。

また、小・中学校における外国語教育の充実を図るため、「外国語指導助手」1名を継続配置します。

また、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学及び秋田大学との連携事業を実施してまいります。

I C T教育については、国の学習指導要領の改訂に伴う I C T活用スキルの向上、プログラミング学習の導入や小学校外国語教育の拡充に向けて、昨年度、I C T機器の大

幅な更新を行っておりますので、情報通信に詳しい「ICT技術支援員」を配置し、教育においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるよう努めてまいります。

特別支援教育については、発達障害等自立困難な子どもたちに対し必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

「学力フォローアップ事業」と「地域未来塾事業」については、統合させながら、放課後や長期休業期間を活用し、中学生のよい学習習慣、基礎学力の定着を図ることを目的に実施してまいります。

コミュニティ・スクールについては、平成29年度から立ち上げたものでありますが、「みんなが協働し、町ぐるみで子どもたちを育てる」という基本理念に基づき実施してまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

平成29年3月に策定した「第3次八峰町社会教育中期計画」で定めた5つの基本方針に基づき、具体的な施策を推進してまいります。

「家庭教育の充実を図るため」、小学校低学年を対象に「放課後子どもチャレンジ教室」を実施し、豊かな心と強い力を育ててまいります。

「社会教育の充実を図るため」、学習の拠点となる文化交流施設などの社会教育施設や社会体育施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。また、読書活動を推進するため、図書室と移動図書館車の充実を図ってまいります。

「生涯学習を推進するため」、生涯学習奨励員の活動や自主学習グループを支援するとともに、町民のニーズに応じた各種講座の開催、高齢者の生きがいをづくりのため、「ことぶき大学」の学習内容の充実に努めてまいります。

「芸術・文化活動の振興、伝統文化・芸能の保存と伝承を図るため」、町民文化祭の開催、史料調査活動の支援、歴史講演会やあきた白神子どもの俳画大会を開催するほか、町指定無形民俗文化財に対し活動助成金を交付してまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため」、体育協会など関係団体と連携・協力して各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツ少年団活動を支援してまいります。また、秋田県内の全市町村が参加しているスポーツイベント「チャレンジデー」並びに秋田25市町村対抗駅伝「あきたふるさとラン！」にも取り組んでまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童生徒の給食費の半額措置を実施し、保護者の子育て支援策として負担の軽減を図るとともに、地元食材を取り入れた安全で安心なおいしい給食づくりに努めます。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

国民健康保険は、平成30年度から県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営により制度の安定化を図っております。町では、被保険者の健康の保持増進のため、データヘルス計画や特定健康診査等実施計画に基づき、病気の重症化予防や健診受診率向上に努めてまいります。特に、国や県では糖尿病性腎症の重症化予防に力を入れていることから、専門的業者に委託して重症化予防に取り組みます。

歳入歳出予算額は、平成30年度より3,704万2,000円少ない9億1,648万8,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

平成29年度に、計画期間を平成30年度から平成32年度とした老人福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。今後も適切に介護保険サービスが受けられるよう、介護保険給付費の適正化に努めます。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、介護予防・生活支援サービス事業を推進するとともに、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業にも取り組んでまいります。

歳入歳出予算額は、平成30年度より8,929万9,000円多い13億858万9,000円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、平成30年度より63万4,000円少ない8,722万8,000円となっております。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行います。また、昨年度「森林環境保全直接支援事業」として植栽を実施した水沢山2番の杉・小ナラについては、下刈りを実施し、森林農地整備センターと白神森林組合との三者契約をしている水沢山3番、14番等の立木については売払いを行いま

す。

歳入歳出予算額は、平成30年度より219万6,000円少ない1,377万1,000円となっております。

次に、八峰町営簡易水道事業特別会計について申し上げます。

平成32年度からの公営企業法適用の会計移行に向けて、基礎資料となる固定資産調査等を継続します。住民生活に不可欠な水道水を安全に安定供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成30年度より4,717万7,000円多い2億9,777万3,000円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的としており、快適な生活環境の構築に大きな役割を担っていますので、住民にその重要性を啓発しながら、八峰町住まいづくり応援事業の下水道新規加入助成金の活用を促すなど、加入促進に努めます。また、秋田県及び関連市町が平成32年度供用開始を目指し共同で進めている、県北地区広域汚泥処理施設事業を継続します。施設管理では、浄化センターやマンホールポンプ等を計画的に設備改修し、機能保全に努めます。

歳入歳出予算額は、平成30年度より791万6,000円多い3億208万4,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

石川地区の排水処理施設は、供用開始後19年が経過していることから、施設の老朽化を調査し、機能保全構想を策定します。岩子大久保岱地区と塙地区においても、各施設の良好な維持管理に努め、更なる加入率の向上を目指します。

歳入歳出予算額は、平成30年度より361万7,000円多い7,112万4,000円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

岩館地区の排水処理施設は、供用開始後13年が経過していることから、施設の老朽化を調査し、機能保全構想を策定します。また、施設の安定した維持管理に取り組み、今後とも加入促進に努めます。

歳入歳出予算額は、平成30年度より90万9,000円多い4,470万1,000円となっております。

次に、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成25年度以降、個人設置型の浄化槽設置整備事業を実施しており、補助制度を活用した浄化槽の設置を促すとともに、適切な合併処理浄化槽の維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、平成30年度より4万3,000円少ない336万5,000円となっております。次に、八峰町営診療所特別会計について申し上げます。

町営内科診療所については、常勤医師の確保を目指しながら、三木医師一人体制で診療します。昨年より住民への便宜を図るため、金曜日の午後の診療を増やし、本院で月曜日と火曜日と金曜日が午後、木曜日が午前中、埴川分院は火曜日の午前中の診療として地域医療の確保に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成30年度より159万5,000円多い7,373万1,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成31年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。11時35分より再開いたします。

午前11時29分 休 憩

.....
午前11時35分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第1号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。

議案第1号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

提案理由であります。超過勤務命令の上限等を設定するため、条例改正するものがあります。

次のページをご覧ください。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改め文で、第8条第3項に、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めるという規定を加え、本年4月1日から施行するものとなっております。

内容につきましては、別紙で提出しております総務課資料1で説明をさせていただきます。

総務課資料1ページをご覧ください。

規則で定める超過勤務命令の上限等を記載しております。今回の改正は、国が長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律で時間外労働の規制等を導入し、本年4月1日から施行するとしたことから、昨年8月、国家公務員につきましても、人事院の公務員人事管理に関する報告により超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める等の措置を講ずることとしました。地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ地方公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置をとるよう、昨年12月、総務省から助言措置があったことを受けて改正するものであります。

規則に規定する内容、主なものであります。原則1カ月45時間、年間360時間、他律的業務等の比重が高い部署は1カ月100時間、年間720時間とすることや、大規模災害時などの特例を規定しております。また、このほか、他律的業務については、100時間が複数月連続する場合は別に上限を規定するものや、上限を超えて勤務をすることのできる月数なども人事院規則で定めており、それに準じた規則の改正を行うこととなります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） ここに記載のとおり、1カ月の45時間は分かります。1日の上限はないのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 人事院規則もこちらの方にいただいておりますが、1日当たりの上限数の規定は定められておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） そうしますと、単純に45時間ということになりますと、1カ月ですから1日30時間でもいいということになるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 今の皆川議員のご質問にお答えします。

1日30時間以上、まず例えば土曜日から日曜日から月曜日の朝までですとか、例えば気象警報等が出されて待機が必要な場合は、土日も絡めば連続して、まず休憩等は若干とらせますけれども、1日にそういった、1回にそういった連続した時間になることもあろうかと考えております。

○議長（門脇直樹君） 11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） いずれ、単純にここに45時間と書いてますけども、やはりそれぞれ日中の仕事こなした以外にまたこうやって残業をということになるわけでありまして、あまり極度な1日の労働時間にならないように、管理職の皆さんそれぞれ気をつけてやっていただいた方がいいのかなというような気がいたします。今、この後でここに出ておりますけども、他律的になってというようなこともございますけれども、ややもすれば残業をしがちな課というのは、おのずと限られておるような気もしますんで、そこら付近の職員の労働時間分配もですね十分考慮しながら考えていただければいいんじゃないかなというぐあいには思いますんで、これ規則を基本にしながら、あまり負担のかからないようなそういった残業時間にしたらいいんじゃないかなというぐあいには思いますんで、十分そこら付近を考慮しながらやっていただければなというぐあいには思います。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 伺います。資料1のところの地方公務員のところに、「均衡の原則」により、この「均衡の原則」はどのようなものなのか。それから、総務省からの助言措置があったってということは、助言措置ということは強制に繋がらないのかどうな

のか。その点と、それから、さんざんこれは働き方改革でいろんところで議論されてきたんですけども、やはり80時間超えるともう過労死ラインになるということはマスコミの方でもかなり取り上げて、100時間というのほとんどもないということが決まってきました。けども、この100時間ということに対して、過労死ラインを超えて、過労死した家族からも大変批判されてるんですけど、町長はこのことについて、100時間ということについてどのような認識をお持ちですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ①、1つ目、2つ目は、総務課長の方で答えます。3番目の100時間部分についてはどうかというようなご質問について、私の考え方をお答えします。

これ過労死ライン80時間、これは十分承知しております。ただ、他律的な部分ですので、災害とかそういう部分があれば、この時間まではというふうな話なんですけど、現実問題として、例えば大洪水とか大地震とかなった時に、この時間が来たから帰れるかといえばやっぱり帰れない場合もあると思います。そのために両方の時間、100時間と720時間というふうなそういう形で国の方で決められたことだと思います。したがって、80時間を超えればイコールすぐ過労死してしまうかというそういう問題ではなくて、目の前に何かが起こっていて町民の皆さんの命が危ない、財産が危ないというような場合については、こういう形の部分が少しあったとしてもやむを得ない時があると思います。

あと、最初と2番目の質問については、総務課長の方が答えます。

○議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えします。

まず、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則ですけれども、基本的には、国が改正した場合に国の改正と地方公共団体が乖離したものにならないような対応をとるということで、例えば、毎年12月等にご利用しております人事院勧告とかもそのようなものがあたるというふうに考えております。

それで2問目ですけれども、平成30年12月21日に総務省の地方行政局公務員部公務員課長から、超過勤務命令の上限の設定に係る条例参考例の送付ということで、均衡の原則により地方自治体においても4月から適用すべく条例改正を行ってくださいというふうな通知が来ております。

それと、先ほど町長に関係する補足になりますけれども、先ほど口頭での説明にもありましたけれども、他律的業務に100時間を超えるような業務につきましても、複数月連

続する場合は平均80時間というような規定も人事院規則で定めることとなっておりますので、町の方でもそういったものを準用して規則で制定したいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今説明を受けました。人事院勧告と同じような中身であるということですがけれども、やはりこれは大変危険な労働だと思います。1カ月100時間、連続80時間を超えないということですがけれども、これも80時間というのはもうぎりぎりのラインですので、こういうことをしたらやはり職員はバタバタと倒れるのではないかと。そして、そのためにはやはり人の足りないところには職員を配置するとかそういう手立てがあるのではないかと思いますので、私はこれに反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第2号について説明をさせていただきます。

議案第2号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。総務課内に設置する防災まちづくり室の室長等の級別職務を規定すること等の条例改正をするものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改め文で、内容につきましては、別紙で提出しております総務課資料2で説明をさせていただきます。

1点目ですけれども、先ほどの町長の行政報告でも申し上げましたが、近年、各地で大規模な災害が発生しております。このような中、気象警報などの発表により、当町においても災害対策連絡部の設置を含め職員の待機など、その対応が増加傾向にあります。また、自治会や地域住民の方々などから様々なご要望、お問い合わせ等をいただいておりますが、所管課が異なるなどの理由でご不便をおかけしている現状も見られております。このようなことから、4月から、防災、空き家対策や地域等からの要望事項等を所掌する防災まちづくり室を総務課内に設置して体制の強化を図ることとし、室長を管理職とすること及び課長補佐クラスの職員を配置した場合の職務を室長補佐とするための改正。

2点目は、県より給与実態調査等で、うちの方に従来規定しておりました「準ずる職員」というようなあいまいな職務は規定すべきではないという指摘があり、また、該当する職務の発令もないことから、今回削除する改正。

3点目ですが、これまで会計管理者及び次長、教育次長ですが、6級のみの職務としておりましたが、近年、管理職の年齢構成も若返っており、4級の課長補佐等が会計管理者や次長に発令された場合、5級を超えて6級に行くこととなりますので、そういったことがないように対応をとるためのものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 機構改革で防災の面、強化するということは分かるんですが、その中身、まあ課長補佐という形で人事をやるということなんですが、その権限とかですね、その職務分担が少しあいまいのままでこういうふうな担当をつくるということ、もうちょっと職務配置図みたいなものを提示して説明するべきではないのかなというふうに思いますが、町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ただいまの質問についてお答えします。

これは、防災まちづくり室長は課長級、まあ課を一つ増やすという話でなくて、少人数の形になるために総務課内に室という形の部分を、業務はそこだけ独立させて対応するという形で、課長補佐が頭ではなくて、係でなくていわゆる課みたいな存在です。そういう形で考えていただければいいかと思います。したがって、今までは総務課長が全部、例えば警報出た時なんかでも責任もってやりますけれども、今度はその防災まちづくり室長が権限をもって、課長級、課長と同等の権限をもって先頭に立って対応するというふうなそういう形になります。今の組織図自体については、組織図の部分もせいぜい3、4人、4人ぐらいの人数を考えてますので、まあそういう形の部署ですので、あえてそういう組織図は作らなかつたんですけど、今の部分については、課長が、室長イコール課長というふうなそういう形で考えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いや、大体は分かりましたけども、そうすると課内で異動はないけども、課長の権限たるものが課長と室長って2人いるということになるわけですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の防災とか地域要望の部分については、防災まちづくり室長が決裁権限があります。総務課とはまた別な形で存在することになります。総務課長の下ではないので、別の形で。同じ総務課の中には置きますけれども、その室長自体が課長クラスですので、そこが課長と同等の権限をもちます。したがって、回覧文書回す時も、防災まちづくり室長の次は総務課長ではなく副町長というふうなそういう流れになると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第3号について説明させていただきます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町手数料条例(平成18年八峰町条例第68号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですけれども、検診受診率の向上を図るため、各検診手数料を500円とし、特定健康診査については手数料を無料とする。また、乳がん検診について、触診・視診の部分を削除することの条例改正であります。

なお、そこに記載されております特定健康診査とは、国が定めるもので、満40歳から満69歳の方を対象とするものであります。

次のページをお願いします。改め文であります。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例。

八峰町手数料条例(平成18年八峰町条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。ただし、別表中の一般健康診査とは、健康診査受診日において満39歳以下の町民に実施する健康診査とする。

附則第4項を削る。

下記の表を見ていただきたいと思います。新旧対照表です。上の表が旧、下の表が新となっております。

まず、上の表の特定健康診査についてですが、無料となるということで、そこが削除となります。また、乳がん検診の触診部分と視診部分が削除となります。このことは、国の視診によりマンモグラフィを実施すればよいこととなったため、そこが触診と視診が削除ということでもあります。

次に、下の表を見ていただきたいと思います。一般健康診査の項目が増えております。

一般健康診査の対象者は満39歳以下の方を対象としており、先ほど話ししました国が進める特定健康診査の対象とならないため、500円の料金で基本的な健診を受診できるようになります。これで、その表のとおり全ての健診が500円となります。

附則第4項により現在も500円で健診は受けることになっておりますが、平成25年4月より平成31年3月31日までの期間ということで附則第4項に記載されていることから、その附則第4項を削除し、一律500円になるということであります。よって、下記の表に改め、平成31年4月1日より施行するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かお尋ねします。

一般健康診査、39歳以下の町民を実施するっていうことは大変いいことだと思っております。30代のがんの人たちが多いという話も聞いてますので、いいんですけども、ただ、この39歳以下の働いてる人たちをどのように受診させて受診率を上げていくのか、どのような工夫をするのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

それと、全体的にワンコインということになって、これもいいんですけども、コール・リコールの受診率が非常に低くなっておりまして、これも今後どのようにやるのかお聞きしたいんですが、精密検査を受ける人もかなりやっぱり多いと思うんですね。その精密検査をするにあたって、まあここでお金が発生するんですけども、それに対して何らかの補助とかがあってというのは考えておらないですか。その点お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まず一番最初の質問でありますけども、具体的な39歳以下の方を受診に結びつけるような具体的な施策がないかということでありまして、今のところまずこの500円という金額で、まず皆さんがこう受診できるような金額だということでありまして、これまた国保の加入者なので、39歳といいますとまだ社会保険の関係の方が多いかと思っております。ただ、農業、漁業の方は国保に加入しておりますので、そこら辺をもう少し考えて、受診できるように考えていきたいと思っております。

それから、精密検査ですね、のことに關しての何か助成とかないかということであり

ますけども、今のところその辺もちょっと考えなければならぬんですけども、まずコール・リコールで、まず受診勧奨を徹底的にまずやるというようなことでしか今のところないので、そこら辺を今後考えていかなければならない部分だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今答弁いただきましたけれども、国保加入で農作業の仕事をしてる若い人とか、国保に入ってる人でも若い人、結構いると思うんですね。やっぱりそういう人たちを完全にやっぱり受診させるような、そういう工夫をして受診率を上げていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時02分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第4号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第4号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするも

のでございます。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。道路法施行令の一部改正及び消費税率の引き上げに伴い、条例を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。改め文であります。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例です。

この中では、第2条のただし書きの中を、消費税率「108」のところを「110」に改めるものです。

あともう1点、別表備考欄の中で「1」を「0.01」とありますが、これは道路占用料の占用面積の端数処理を精密化するため、率を、率というか切り上げ・切り捨てを改めるものでございます。

施行期日は、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経過措置として、この条例施行の際、改正前の規定により課した、又は課すべきであった占用料の取り扱いについては、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まだ消費税は上がってないんですけども、もう4月1日からこれを実施するっていうことはどういうことなのかっていうことと、この道路占用料って具体的にどういうふうな場所で、どういうものなのか私ちょっと分からないので、ちょっと具体的に説明してもらえますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 消費税については、10月1日からということで考えております。

2点目については、建設課資料1をご覧くださいと思います。

この資料の一番下の方に書いておりますけれども、平成29年の1月に公布された道路施行令一部改正による占用面積等の端数処理方法の精緻化ということでございます。これまでは、道路占用料の額の計算方法は、占用物件の占用面積や長さについて1㎡また

は1㎡未満の端数を切り上げることとしておりましたけれども、これをより精緻に道路
占用料の額を算出するために、0.01㎡または0.01㎡未満の端数を切り捨てて計算する
ということでございます。物については、電柱の、道路敷地内にN T Tとか、あるいは東
北電力さんの電柱などが主なものとなっております。あと、業者さんとかが一時的に道
路の路肩に物を置きたいとかという部分について、占用の申請がきた場合に、この計算
に基づいて実施しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可
決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定についてを議
題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第5号を説明いたします。

議案第5号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町分収造林条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。分収造林契約の解除について改正する必要があるため、条例改
正するものでございます。

次のページになります。改め文であります。

八峰町分収造林条例の一部を改正する条例。

八峰町分収造林条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号、造林者が「分収造林契約解除届」を提出したとき。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

別紙資料の八峰町分収造林条例新旧対照表をご覧ください。

左が旧、右が新となっており、第20条、契約の解除の規定となっております。

本年4月より新たな森林管理制度が施行され、適切に管理されていない森林の所有者に対し、市町村が森林経営管理の意向調査を行うこととなり、森林の現況を把握し、適切な森林経営管理がされるように計画していくこととなります。その際に、造林者より、高齢等の理由により分収造林の契約解除を求められても、現行ではその規定がありませんので、今回追加するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第6号についてご説明させていただきます。

議案第6号、八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

提案理由は、創業資金融資を八峰町中小企業融資あっせんの対象に追加するため、条例改正するものです。

改正内容については、次のページをお開きください。

改正条文の説明の中に本改正の趣旨ですが、中小企業を支援する融資あっせんでは、町が保証料の全額と返済時の利子の2分の1を助成しております。現行では対象となります資金融資は、事業実施から1年以上経過したものとしておりますが、本改正におきまして創業段階の事業所にも対象を拡大するものです。

改正条文についてですけれども、融資あっせんの種類及び限度額等を規定しています第3条第1項を次のように改めます。現行では、あっせん融資の種類は、一般企業融資、いわゆるマルブナ及び小規模企業融資、いわゆるマルブナ小口の2種類でしたが、本改正で新たに創業資金融資を対象とするものです。

また、申請者の資格を規定しています第4条第1項では、本町に1年以上住所または事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営む者としておりますが、本改正で、本町で新規に事業を行う者であって、創業計画段階にある者または創業後5年を経過していない者を第2号として追加しております。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。
- 11番（皆川鉄也君） 内容はちょっと理解できるような気もしますが、あえて来年度から追加したいということは何か意図があるんですか。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。
- 産業振興課長（成田拓也君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

本条例改正で新たに対象となりますこの創業資金融資ですけれども、八峰町における実績は、過去5年間で2件となっております。ちなみに、管内におきましては、藤里町では過去5年間に1件、三種町では2件、能代市につきましては未導入の内容となっておりますけれども、中小企業の安定と業界の振興発展のために、その創業段階の者もこの対象にして、より振興を図りたいということを考えてやったものです。

なお、これにつきましては、先行して他の町でもやっておりましたけれども、信用保証協会さんの方から是非これを導入を考えてほしいというような助言もありましたので、こういったタイミングでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） そうしますと、近々本町でこの事業に該当なる企業なりというのはあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、創業資金の実績としましては、過去5年間に2件、内訳は平成26年度と平成27年度に1件ずつというふうに、まあこれまでの中小企業融資の一般的なものに比べますと数がかかなり少ないという状況から、急激に増えるというようなことはあんまり期待はできませんけれども、対象を拡大して、より中小企業の振興に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） この限度額とかはどうなっておるんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

創業資金融資ですけれども、市中銀行から借り入れるわけですけれども、この資金の内訳としましては、信用保証協会の方で借入れ利率ですとか保証料率とかそういった細かい分類がなされております。限度額については、手元にはありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○4番（腰山良悦君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第7号、八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由でございます。入居者高齢化への対応として、認知症患者等の収入申告義務を緩和するため、条例改正するものでございます。

改め文については、別紙、建設資料でご説明したいと思っておりますので、そちらをご覧ください。これの次のページ、最後のページになります。

改正点でございますけれども、平成29年7月に施行された第7次地方分権一括法の趣旨に則って、収入の申告が困難と認められる認知症患者等について、事業主体が官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって家賃を決定できるようになりましたので、八峰町として条例を改正するものであります。

この収入の基準について、毎年10月1日を基準日として入居者の調査を行っております。それに基づいて翌年度からの家賃が決定されるわけですが、その際に、認知症等の方にとってはその申告がまともにできないという状況も考えられますので、この申告義務について免除するというところでございます。これについては、免除することで、家賃の計算については各官公署の情報を提供いただいて、それをもとに積算するということとなります。

この条例は、平成31年4月1日から施行したいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 認知症の収入の、生活困窮者の収入の証明、この対象、減額、対象の人も合わせてでしょうけども、ひとり暮らしの認知症で、それで生活困窮者で収入が役場に行くととることができないって人のための制度なんですか。ちょっとそこから辺ちょっと確認ですけれども。それと、入居してる人の家族で、家族が、親が認知症になってしまったという場合とまた違う。あくまでもひとり暮らしで、その収入認定をとることができないという人のためのものなんですか。確認をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 収入申告についてですけれども、添付資料として前年度の所得証明等を添付していただくこととなります。見上議員がおっしゃったとおり、証明書の発行の手续が困難な方、あるいは同じように書類提出に支障を来す方については、これを免除するという取り扱いにしたいと考えております。

それから、認知症の方ということで、入居者であるか、あと同居者であるかというお話ですけども、これは入居者ということは入居を申し込んだ人の名義で入居手続がなされていますが、一人で暮らしてる場合は当然認知症の疑いがあれば、先ほどお話ししたように手続等できませんので当然これはそのまま対応なりますし、同居の方について手続ができない親がいたとしても、親族でかわりに書類を出せるのであれば、それはかわりに家族が申請していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第8号について説明させていただきます。

議案第8号、八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。準用する上位法令を空家等対策の推進に関する特別措置法に規定するとともに、応急措置等を規定するため条例改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正条例の改め文であります。内容については、別紙で提出しております総務課資料3で説明をさせていただきます。

総務課資料3の5ページからになります。

今回の条例改正を見え消しで載せております。朱書きで主な内容等を記載しておりますが、補足して説明の方をさせていただきます。

まず名称等でありますけれども、準用することとなる特別措置法の空家が送り仮名のない「空家」となっており、それに合わせて送り仮名のないものに全て改めております。

続いて第1条の改正ですが、準用する法令を「空家等対策の推進に関する特別措置法」に改正をしております。

第2条であります。空家等のくくりから国または地方公共団体が所有する公共の建物は除くということを追加しております。

続いて第3条ですが、これまでは対象を管理不全な空家としておりましたが、それ以外の空家等も含めて民事の解決を図ることを妨げるものではないというふうに改めております。

6 ページにお進みいただきます。

第6条の追加ですが、これまで緊急時の応急措置については条例に明文化しておりませんでした。緊急に危険を回避する必要があると判断された場合、勧告や公表といった所定の手続を経ずに必要最小限の範囲で措置を講ずることができるとしております。原則、所有者等の同意を必要としますが、所在が判明しない時や、やむを得ない際は、町にも住民の安全・安心を守るという最も重要な役割がありますので、措置を講ずることができるよう条例に規定する内容の追加となっております。

なお、費用負担については、所有者等から徴収できるとしております。

続いて第7条の追加ですが、特別措置法第7条第1項では、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、協議会を組織することができるとしております。当町においても、特措法の規定に基づく八峰町空家等対策協議会を設置し、必要な事項を協議する規定となっております。

以下につきましては、条ずれによる修正となっております。

また、この条例は、公布の日から施行し、経過措置として、改正前の条例の手続等の効力については、引き続きその効力が引き継がれるといったものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 2点お尋ねします。

前、空家対策解体委員会っていうのを聞いたような気がしたんですけども、そういうのはなかったですか。

それと、資料の方に載ってますけども、本当に危険で隣近所に迷惑をかけている状態で、そういう場合は町の方でやむを得ず解体すると。で、解体した時には、その相続人の人に請求が行くことになると思うんですけども、その解体費用っていうのは何かこう規定があるのか。その業者によってすごい高い業者とそうでもない業者といろいろこうあるのではないかなと思うんですが、例えば、この前の場合は、業者から450万円かかる。と業者から言われまして、そのお金がどこから出てくるんだと。で、相続人を探してようやく相続人を見つけたにしても、そこに住んではいなくて遠くに住んで、40代の若者が町で50万円を負担するにしてもどうやってそれを捻出するのか、そういうふうな問題もあると思うんですけども、町で当然解体する場合は、相続人を探してその人の許

可を得ることになると思うんですが、例えばそういうふうな場合はどのような措置を講ずることになるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員の質問にお答えいたします。

私の勉強不足かもしれませんが、空家等解体委員会っていうのは私では記憶はございません。

続いて、町でとる応急措置につきましては、あくまでも必要最小限の措置になろうかと思えます。例えば、もうちょっとでもあれすれば全壊とかということであれば、ある程度大きなものにもなるかもしれませんが、その建物の状態によってとる範囲というのは決まってくることとなります。で、まずかかる費用については、まず原則、所有者・管理者等の同意を得て対応することとなりますが、規定にありますとおりのやむを得ない場合はということも設けております。で、まずこの特措法で固定資産とかそういったあらゆるその情報について、町で収集することができるということになっておりますので、所有者については、例えば地元にいない場合でもそういったものをこういろいろ探して、その所有者・管理者等を探していくということになろうかと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） そういう場合、業者からは全部解体して整理する場合は450万。町としては、そういう場合、必要最低限、ここまでやったらこのくらいかかる、ここまでやったらこのくらいかかる、これでどうですかっていうふうなそういうふうなことに、必要最低限っていうのはどういうふうな基準で業者と一緒に相談することになると思うんですが、その辺のことは考えてますか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時31分 休 憩

午後 1時31分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず450万円のところですが、前回、確か6月の際に芦崎議員さんからのご質問、

あつ、9月ですか、からだったと思うんですけども、その時、町の方でお答えした金額は150万円だったというふうに認識をしております。で、まず応急措置については、例えばブルーシートをかぶせるとか、どうしても飛散、屋根が飛びそうな場合であればネットをかけるですとか、その部分だけを補修するといった形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 空家の何だ、実態を調べていると思うんですが、どの程度あって、その今現状でそれを指導等しているのかどうか、その辺教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。

以前、平成25年から平成27年にかけて空家等の調査をした時点では、住宅その他小屋等もあるんですけども、402件ほどの危険な空家というふうに、となっております。ただ、能代市さんなどの状況を見ても毎年どんどんこの数値については、数については増えていってる状況にありますので、今回、町長の予算編成方針にもありましたが、今年度改めて単年度で空家等のその状態を自治会等の協力も得ながら調査したいというふうに考えております。

それから、指導等の関係ですけども、現在指導中となっているものについては、今年度4件、まだ指導中の状態になっているものがあります。ただ、お願いして除却までやっていただいたものも2件ございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その空家の所有者若しくは管理者については、全部把握しているものですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 記録に、こちらで調査したものについては、所有者等も含めて名前の方は控えてございますが、なおその当時から亡くなっている方等もあります。私、以前税務会計課長が確か話したと思うんですけども、基本的に課税されている建物については、税務課の方で全て確認できているということで記憶しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 空家状態であって、所有者でなくても税金を納めておったり、それから、たまに行って風を入れたりしているそういう人おると思います。それで、その空家の定義というのをちょっと詳しく教えてもらえないですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時36分 再 開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 腰山議員のご質問にお答えします。

特別措置法では、空家とは建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地を空家というふうに規定しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、公有水面埋立についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第9号についてご説明をさせていただきます。

議案第9号、公有水面埋立について。

第2種岩館漁港の水産生産基盤整備事業実施に伴い、別紙計画により公有水面を埋立てるため、秋田県知事より意見を求められたので、同意を与えるため議会の承認を求める。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、公有水面埋立法第3条第1項により、秋田県知事より意見を求められ、同法第3条第4項の規定により議会の議決を要するためです。

別紙計画は次のページをお開きください。

申請者は、当該漁港管理者である秋田県知事となっております。埋立の申請区域は、八峰町八森字岩館102番地、104番地1、105番地、107番地1、107番地2及び86番地3地先の公有水面です。埋立面積は541.33㎡で、当該位置図は次のページの平面図のとおりです。埋立地の用途は、物揚場、野積場、駐車場敷地となっております。次に設計の概要ですが、物揚場については、延長が26.8mで、水中コンクリート式を採用します。天端高は、小型漁船の利用性及び漁業者の意見を踏まえて、水面から1.2mに設定されております。野積場と駐車場については、防塵、ほこりですね、防塵のためアスファルト舗装を採用し、2%勾配に設定されております。最後に埋立工事の施工期間ですが、平成31年度の1年間としております。

なお、平成32年度供用開始を目途としておりまして、工期に約10カ月要することから、本年6月から埋立開始する必要があるとされております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 休憩して、場所どこだか示してもらえますか。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（門脇直樹君） 再開いたします。

これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） この件は委員会等で長期の事業の中の一つの今回の事業かなと、こう認識するわけですが、この部分、小型船、だいぶ係留はされております。その小型船は、この工事期間中の対応、どのような場所にそれが係留されるのか、その辺は把握しておりますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

県の担当者の方からは、現在、南側の護岸の方に係留する一時係留場をつくって、そちらの方で対応するというございました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

.....
午後 1時45分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これ出来てから維持管理はどこで、県でやるんですか、町の方に来るんですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 見上議員の質問にお答えいたします。

漁港施設は県のものなので、県の方で行います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） 議案第10号についてご説明いたします。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を要するためでございます。

なお、第7項につきましては、変更の手續を定めたものでございまして、この中で第1項、計画策定のための手續、ここで議会の議決を要するとされているため、変更についても同様に議会の議決を要するものでございます。

変更内容についてご説明いたします。次のページをご覧ください。

今回の変更につきましては、平成29年12月議会におきまして計画変更を行った以降に新たに追加の必要が生じた事業の追加でございます。あくまでも本計画の計画期間でございます平成32年度までに実施または実施の可能性のある事業を掲載してございます。平成31年度、平成32年度の事業実施につきましては、優先順位を検討しつつ、財政状況を勘案しながら、提案にあたっては議会とご相談しながら進めてまいりたいと考えております。

変更の新旧対照表をご覧ください。

最初の項目、産業の振興につきましては、林道塙線改良事業及び高性能林業機械導入補助金を追加で計上しております。林道塙線は平成30年度から着手した事業でございます。

す。高性能林業機械導入補助金は、森林組合が導入を計画している予定事業でございます。実施時期についてはまだ未定で、詳細についてもまだ未定でございます。

続きまして、次の項目、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄でございますが、次のページをご覧ください。

項目、最初の表、3番の市町村道の表のところですが、町道明神長根線道路改良事業を追加いたします。沼田自治会からの要望事業でございます。今回この事業について追加を行うものでございます。事業実施につきましては、自治会から詳細を協議いたしまして進めていく計画でございます。

次の表につきましては、地上デジタル放送難視聴対策事業を追加いたしております。これにつきましては、平成31年度に計画しております岩館地区の視聴改善事業を予定しております。

続きまして、次のページをご覧ください。

最初のし尿処理施設の表でございますが、これにつきましては、能代山本広域市町村圏組合が平成31年度に計画している中央衛生処理場の設備改修工事に伴う負担金事業でございます。

続きまして、このページ最後の表のところですが、住まいづくり応援事業を追加しております。これにつきましては、従前の住宅リフォーム支援事業を刷新して平成30年度から子育て支援の補助金など拡充した内容で実施している事業でございます。

次のページをご覧ください。

項目に新しく追加されている安全安心なまちづくり推進事業でございます。これにつきましては、平成31年度から実施を計画しております従前の危険な空家除却推進事業に加え、危険なブロック塀の改修、危険な樹木の伐採について、財政支援をする事業でございます。

そして最後の後番につきましては、先ほど条例改正でもご説明いたしました八峰町空家等対策計画策定事業でございます。これにつきましても、平成31年度に着手する空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして策定する空家等対策計画に関する事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 最後のページに岩館防災コミュニティセンター建設ってありますけども、初めて聞いたんですが、どういう目的のものですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） すみません。最後のページ、ご説明が抜けておりました。失礼いたしました。

このコミュニティセンターの建築事業につきましては、2事業を追加しております、大久保岱コミュニティセンター建設事業は、大久保の郷中から要望のあった予定事業でございます。実施時期は、自治会と協議の上、決定する予定になっております。

今ご質問のありました岩館防災コミュニティセンター建設事業につきましては、岩館小入川、岩館第一、岩館第二自治会から、現在の岩館生活改善センターが老朽化したことに伴い、また、地区の所轄、消防団であります第15分団の番屋なども使われないものが点在していることから、こういった消防器具の格納庫及びコミュニティセンターも避難所機能を備えたものとして改築をお願いしたいということで要望が出されているものがございます。位置づけとしましては、現在の岩館第一自治会が主に使用されている岩館改善センターの改築にあたる事業ということでございます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） この林業振興ですね、これの高性能機械のどういう支援を行うと。

これは白神森林組合が主体でこの事業を行っていくということは、白神森林組合にこの機械導入の支援を行うということでしょうね。それで、この文言を見るとですね、この導入支援を行って林業生産の効率化による安定した林業経営確立を目指す。白神森林組合の林業経営に対する安定なのか、八峰町の林業経営に対する安定なのか、ちょっとこの文言ではですねはっきりしないと。私は、たぶん八峰町の林業経営の安定を図るという意味なんだろうけども、この文言だと、機械を導入して白神森林組合に支援をしてね、白神森林組合の安定した経営を図るといいうようにも思えるような文言なんですね。もう少し何とかならないものでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のあったとおり、この高性能林業機械の導入支援につきましては、白神森林組合が主体で機械購入をすることに関して支援を行うというものでございまして、これをもって森林施業をですね、主体を担っておる森林組合の作業効率を上げることで、結果的に八峰町内の林家の経営に資するという内容で記載したものでございます。

なお、文言につきましては、この議会提出の前に県とも文言の調整を行っておりまして、了承を得ているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと補足いたしますけれども、このタイトルが八峰町過疎地域自立促進計画なので、主語は全て町になりますので、そういうこう……

○5番（須藤正人君） うん、だから、そうだろうと言ってるの。

○町長（森田新一郎君） うんうん。そういう形で、ここにあげる部分については、県の市町村課と調整しながらあげてるものでありますので、よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 安全安心のまちづくり事業の中にブロック塀の除去、また改修であるんですけども、これは町長、前に住宅リフォーム制度を利用したりしてこれを何とかしたいというふうな話だったので、住宅リフォーム制度の今15%ですか、その割合で改修した場合に補助するのかなと思ってましたけども、この違いをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。

休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

安全安心なまちづくり事業に関してでございますが、先ほどの危険なブロック塀の除去、これに関しては、先ほどご指摘のとおり、当初、住まいづくりのメニューの追加という形で考えておりましたが、事業効果としてやはり先ほどの安全対策といった部分が強いということもあり、併せて危険な樹木の伐採などメニューも考えられたことから、

この安全安心なまちづくり推進事業ということで別の補助メニューで立てたものでございます。

なお、これに関するちょっと補助率につきましては、ただいま手持ち資料がございませんで、できれば後ほどご連絡したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、よろしいですか。

○7番（見上政子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後 2時02分 休 憩

.....
午後 2時10分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第14、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第11号について説明をさせていただきます。

議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページ以降に、生活改善センター等11施設、コミュニティセンター12施設の計23施設ございます。これらについては、これまで全て自治会等に指定管理をお願いしてきております。今回その更新時期となったため、改めて、自治会長さん等のお名前は変わっておりますが、全ての自治会において更新をしようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。

八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地147番地6

峰浜産地形成促進施設利用組合

組合長 福 士 正 信

指定の期間であります。

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

おらほの館については、これまでも峰浜産地形成促進施設利用組合で管理運営を行っておりますが、本年3月31日で指定期間が満了となるため、5年間期間を延長するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第13号をご説明いたします。

議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町野菜集出荷施設の指定管理者として指定しようとするものであります。指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。

山本郡三種町鹿渡字町後270番地

秋田やまもと農業協同組合

代表理事組合長 米 森 萬壽美

指定の期間であります。

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由であります。八峰町野菜集出荷施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

八峰町野菜出集出荷施設については、これまでも秋田やまもと農業協同組合で管理運営を行ってございますが、本年3月31日で指定期間が満了となるため、5年間期間を延長するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 秋田県一優秀な農協であって、すごい毎年1億円以上の利益をあげている状況なので、そろそろ施設を町から譲渡してもよいのではないかなというふうに考えるわけですが、その辺についての見通しはどう考えていますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの山本議員の質問にお答えいたします。

秋田やまもと農協は、確かに平成26年度から平成30年度まで指定管理してもらっております。その間、76億円から98億円までの販売があり、町の農業に貢献していると思われれます。とりあえずこの5年間指定管理を続けていって、この間にどうするかを検討していきたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いずれこういう生産施設はですね、立ち上げの時は非常に苦しいと思うので、それは支援してもいいんですが、ある程度軌道に乗ったらですね譲渡するなり何だ、安く分けてやるとかというふうな形でやっぱり話していかないとですね、機械等が古くなってまた町で数千万円かけて冷凍庫直したりそういうふうなことが生じるので、この5年以内に譲渡等の方法で進めてもらいたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおりだと思いますので、毎年 J A とはいろいろな面で組合長等も含めて意見交換する場がありますので、その中で話題にのせていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 関連して申し上げておきたいと思いますが、この施設につきましては、かねてからの課題の施設であるわけでありますから、去年5年間で十分その部分については検討してもよかったんじゃないかなと思うんです。ですんで、今またこの5年間でずるずるといような形になっても困りますんで、先ほど山本議員から指摘されてましたように、話し合いの機会です強くそこら付近を申し入れしながら、早く子離れをした方がいいんじゃないかというぐあいにも思いますんで、その点はこの後十分検討してもらいたいというぐあいに私からもお願いをしておきます。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第14号についてご説明させていただきます。

議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ハタハタ館の指定管理者として指定する。

指定管理者となる団体の所在地と名称です。

八峰町八森字御所の台51番地

ハタハタの里観光事業株式会社

代表取締役 森 田 新一郎

指定の期間ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。八峰町ハタハタ館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ハタハタ館につきましては、これまでもハタハタの里観光事業株式会社に受託をしております。本年3月31日で期間が終了することから、5年間の継続をお願いしたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。
9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） これは私が議員になってからも再三議会でも取り上げられたことですが、ハタハタの里観光株式会社ですか、代表取締役は町長じゃなきゃいけないんでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員のご質問にお答えします。

第三セクターの部分について、必ず町長が社長にならなきゃいけないという部分はないと思います。

○議長（門脇直樹君） 9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） これまで、町長ももちろんご存じだと思いますけども、ハタハタ館の営業状態は決して軌道に乗っているとは言えるわけではありません。そういった中でですね、その代表取締役が常勤していない中で、私に言わせるとちょっとやっぱり従業員にたるみがあります。ほかの第三セクターに私も行くことがありますけども、もう従業員のお客さんに対する接待っていいですか、そういうものがもう格段に開きがあるなというふうに感じております。ハタハタ館の営業状態を軌道に乗せるためにもですね、その代表取締役であります森田町長の覚悟をちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 笠原議員のご質問にお答えします。

決してハタハタ館の経営は良好な状況ではありません。ただ、なぜ町長が社長になつてるとかという、新たに社長を設けると社長に対する給料を払わなきゃいけない。まあその部分が一番大きな点だと思います。私としては、今の体制の部分、今、笠原議員おっしゃったような問題点は、私もお客さんとしてハタハタ館利用しておりましたので、その部分については現在の館長の方にいろんな問題点を指摘して改善をお願いしてきております。その部分については、徐々にでありますけども改善はしつつ、最近行ってみるとお分かりになると思うんですが、従業員から声が出るようになってきましたし、入り口の部分に温泉が分かるようなそういう形になっております。そこについては、私ほとんど行けないんですが、来年度に向けてはその部分の体制強化について役員会等で話し合いたいというふうなそういう意向は持っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第15号について説明させていただきます。

議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者として指定する。

指定管理者となる団体の所在地及び名称です。

八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地地内

特定非営利活動法人八峰町観光協会

会長 太田 治彦

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案の理由でございます。八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

同施設は、八峰町観光協会から平成26年度より指定管理をお願いしております。本年3月31日で期間が終了しますので、新たに5年間の継続をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、損害賠償の和解についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第16号について説明をさせていただきます。

議案第16号、損害賠償の和解について。

平成31年1月15日、八峰町八森字横間156番地先地内において、町が所有する陸上中間育成施設の入り口サッシ戸が飛ばされ、付近の駐車場に駐車していた車両に衝突し、車両後部を破損させた事故について、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであり

ます。

平成31年 3月 1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

1. 和解の内容

(1) 本件事故の損害賠償金の総額は、修繕料及びその他一切の費用を含め、金10万7,342円とする。

(2) 上記損害賠償金は、八峰町が相手方の指定した修理業者に支払う。

(3) 和解の相手方が、八峰町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

和解の相手方ですが、八峰町八森字古屋敷4番地2、工藤利子。

今回の場所につきましては、横間にあります秋田県漁業協同組合北部総括支所南側に隣接する町所有の陸上中間育成施設です。観光市の海側に、道路を挟んだ海側にある施設のサッシ戸が飛ばされ、当支所に勤務する方の車にぶつかり、車両の後部を破損させたものに対する賠償であります。

よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、平成30年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,797万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億7,978万2,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

4ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費のうち広域市町村圏組合負担金につきましては、県が実施している県北地区広域汚泥処理施設整備事業の一部が繰越となったことに伴う、広域中央衛生処理場に係る負担金の繰越でございます。

住民基本台帳ネットワークシステム更新業務につきましては、平成30年12月26日に秋田市の山二システムサービス株式会社と業務委託契約を締結し、年度未完了を予定しておりましたが、現在、当該システム機器の開発製造を行っている事業者が日本電気株式会社の1社のみであり、全国の自治会から発注が集中したため生産体制が追いつかず、当該システム機器の納入が平成31年4月以降にずれ込む見通しとなったことから、やむを得ず事業繰越とするものでございます。

6款農林水産業費1項農業費のうち、しいたけ生産施設等整備事業及び担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の第2次補正予算で当該事業費の追加が認められましたことから、繰越事業で実施するものでございます。

基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、県が能代土地改良区の区域内で実施している事業の一部が繰越となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

2項林業費につきましては、県営林道峰浜線開設事業及び林道塙線改良事業におきまして、国の第2次補正予算で事業費の追加が認められましたことから、繰越事業で実施するものでございます。

10款教育費5項社会教育費につきましては、金谷信榮氏から寄せられました寄附金100万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を図るものでございます。

以上、8事業にかかる繰越明許費の総額は1億624万5,000円でございます。

第3条の債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをお開きください。

1の追加につきましては、平成31年度当初より業務を開始する必要がある表中事項欄の5業務につきまして、入札事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

変更につきましては、当初予算で設定した平成30年度に貸付を受ける中小企業融資あっせん資金及び小規模事業所経営改善資金につきまして、貸付実績が確定したことにより利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

第4条の地方債の追加及び変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお願いいたします。

1の追加につきましては、林業塙線改良事業及び県営林道峰浜線開設事業につきまして、国の第2次補正予算に伴う繰越事業を実施するため、各事業に補正予算債を充当するための追加補正でございます。

2の変更につきましては、臨時財政対策債の額が確定したことによる90万円の減額補正でございます。

次に、過疎対策事業債充当ハード事業のうち峰浜地区統合子ども園建設事業につきまして、本年度に実施した基本設計及び実施設計業務につきまして、事業費の確定に伴い内容の精査を行ったところ、起債対象事業費が増となったことから、地方債を180万円追加補正するものでございます。

また、そのほかの6事業につきまして、事業完了に伴う入札差額等により、地方債を4,960万円減額補正いたします。

これら7件の変更による過疎対策事業債の増減は、全体で4,780万円の減となっております。

次に、過疎対策事業債充当ソフト事業のうち子育て世帯向け賃貸住宅建設支援事業補助金を取りやめたことにより、600万円を減額補正するものでございます。

遊休施設除却事業は、事業完了に伴い、地方債を1,950万円減額補正いたします。

また、学校ICT環境整備事業につきましては、平成30年8月に機器の更新を行ったことから、起債対象事業費が増したために270万円を追加補正いたします。

生活基盤整備事業につきましては、住まいづくり応援事業補助金にソフト事業の割り当て枠内で300万円を追加補正するものでございます。

これら4件の変更による過疎対策事業債ソフト事業分の増減は、全体で1,980万円の減となっております。

なお、詳細につきましては、16ページから19ページの21款町債の方に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴う予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきます。

10ページ・11ページをお開きください。

まず歳入ですが、13款使用料及び手数料1項手数料6目土木手数料につきましては、町営住宅において収入超過世帯2世帯の退去及び低所得による減免世帯の入居が増加したため、使用料収入152万1,000円を減額補正するものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、ここで12・13ページの方に移ります。2節児童福祉費負担金のうち細節5児童入所施設措置費等負担金につきましては、平成30年12月議会におきまして追加補正していただきました1組の親子が母子生活支援施設に入所したための措置費に係る国・県負担金222万6,000円の追加補正でございます。2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、細節45の担い手確保・経営強化支援事業補助金670万7,000円及び細節57の産地パワーアップ事業費補助金につきまして、国の第2次補正予算で事業費の追加が認められましたことによる補助金の追加補正でございます。2節林業費補助金のうち細節6の林道改良事業費補助金1,595万円につきましては、林道塙線改良事業が国の第2次補正予算で事業費の追加が認められたことによる補助金の追加補正でございます。細節18の政令指定病虫害等防除事業費補助金471万7,000円の減額につきましては、ナラ枯れ対策事業に係る国庫補助金でございますが、本年度の補助採択が困難となったことから、同種の県補助金である細節21の重点地域防除強化対策事業費補助金に変更するための予算補正でございます。事業実施区域は、八森字大町区を予定してございます。

14・15ページをお開きください。

17款寄附金1項寄附金2項教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より寄せられた寄附金100万円の追加補正でございます。3項基金費寄附金につきましては、平成30年12

月議会においてふるさと納税寄附金を600万円追加補正しておりましたが、昨年12月21日に、日本白神水産より発送事務の体制に不安があるとしてインターネットによる受託を停止いたしました。このことが大きく影響しまして、12月分実績が前年度を大きく下回る見込みとなったためのふるさと八峰応援基金寄附金1,800万円の減額補正でございます。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出不用額が多額となったことから歳入調整のため1億7,900万円を減額補正するものでございます。4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金の減額補正に伴う返礼品及び事務費に充当するための1,094万5,000円の減額補正でございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、平成29年度決算で生じた繰越金全額を計上するための追加補正1億4,391万7,000円でございます。

20款諸収入5項雑入3目返還金につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る平成29年度分の精算による返還金902万1,000円の追加補正でございます。5目助成金につきましては、細節4の市町村振興助成金及び細節5のハロウィンジャンボ交付金につきまして、このほど交付額が決定しましたが、原資となる宝くじ収益が減少していることから、当初予算額より減額となったことによる217万1,000円の減額補正でございます。

16・17ページをお願いします。

6目雑入につきましては、去る1月15日に、秋田県漁協北部統括支所事務所南側の中間育成施設の引き戸が強風で外れ、近くに駐車していた自動車に接触して損害を与えたことによる総合賠償補償保険金10万8,000円の追加補正でございます。

続きまして歳出をご説明いたします。歳入でも申し上げましたとおり、事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきます。

20・21ページをお開きください。

2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費1目一般管理費につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました強風による町有施設の損傷に伴う接触事故に対する賠償金10万8,000円の追加補正でございます。7目電子計算費13節委託料につきましては、L G W A N系の端末パソコンの更なるセキュリティ向上を目的としまして、国が整備した自治会情報セキュリティ向上プラットフォームを利用するため、必要となるサーバー構築に係る業務委託料432万3,000

円を平成30年6月議会において追加補正しておりましたが、現在まで国側の基盤整備に何らかの不具合が発生しており、秋田県をはじめ県内各市町村で運用を見合わせている状況であります。このことから、全額を減額補正するものでございます。18節備品購入費につきましては、平成31年度の職員採用において保健師の増員を計画していることから、不足となるシステム端末2台分の購入費58万7,000円の追加補正でございます。13目ふるさと納税管理費12節役務費につきましては、寄附金実績見込みの減額に伴うクレジットカード決済手数料19万5,000円、13目委託料では、JTB西日本に委託しているふるさと納税一括代行業務委託料1,075万円の減額補正でございます。

22・23ページをお願いします。

4項選挙費につきましては、3月29日告示、4月7日投開票が予定されている秋田県議会議員一般選挙にかかる平成30年度中の事務経費152万8,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費7目後期高齢者医療費につきましては、被保険者の所得の増に伴い、保険料均等割軽減額が減少したことによる基盤安定繰出金46万8,000円の減額補正でございます。

24・25ページをお願いします。

2項児童福祉費2目子ども園費についてと、この後に出てきます10款教育費につきましては、私の説明終了後に教育長から説明させていただきます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金につきましては、担い手確保・経営強化支援事業補助金及び産地パワーアップ事業費補助金につきまして、国の第2次補正予算で事業費の追加が認められましたことによる補助金の追加補正でございます。

26・27ページをお開きください。

2項林業費3目林道整備費につきましては、林道塙線改良事業及び県営林道峰浜線開設事業負担金につきまして、国の第2次補正予算で事業費の追加が認められたことによる事業費3,424万9,000円の追加補正でございます。

なお、補正額は、平成30年度現計予算の執行残額を考慮した額としております。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

28・29ページをお願いします。

5項住宅費1目住宅管理費につきましては、地方債補正でご説明いたしましたが、住まいづくり応援事業補助金につきまして、過疎対策事業債ソフト事業分の充当可能額の精査により起債充当額が300万円増となったことと、住宅使用料の減額に伴う財源更生でございます。

30・31ページをお開きください。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、細節6の障害児通所給付費負担金で平成29年度交付分の給付実績の精算による返納金でございます。3項基金費8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、歳入でもご説明したとおり、ふるさと納税寄附金の実績見込額に合わせた1,800万円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

それでは、教育長の方をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、私の方から教育関係について2点説明させていただきます。

一旦戻って、24・25ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費につきましては、地方債補正でご説明いたしましたが、峰浜地区統合子ども園建設事業につきまして、本年度に実施した基本設計及び実施設計業務の事業費確定に伴い内容の精査を行ったところ、起債対象事業費が増となったことに伴う財源更生でございます。

飛んで30ページ・31ページをお開きください。

10款教育費について、5項社会教育費2目公民館費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金100万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書の実を図るための書籍購入費101万円の追加補正でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 白神応援基金1,800万円の減が、白神食品の何とかかんとかという、もう少しこの内容を詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財

政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどご説明したところで白神水産のことが出ておりましたけれども、昨年度、平成30年の12月6日付けで、ふるさと納税の返礼品取り扱っております18業者に対しまして、年末年始の記念品関連業務の確実な履行についてということでお願いをしておりました。内容につきましては、発送ミスのないように二重三重にご確認をいただきたいという内容でございました。それを踏まえまして、やはり、まあここまでの実績で日本白神水産の年末にかけた受注というのがかなり多いものでしたので、こちらから白神水産の方に、文書も出したけれども受注体制について今のところどうですかということで確認のお電話をいたしました。それが12月21日でございます。で、この段階で、担当者の変更等様々な事情があつて、これ以上受注が殺到すると対応しきれないのでインターネットの発注を止めてほしいという申し入れがありまして、町からJTBに受注は終了したという旨の表示をして受注の停止を行ったものでございます。この結果、昨年度に比較しまして金額が大きく減ったということで、通常、ふるさと納税に関する寄附金につきましては、翌年度の確定申告などで税務の控除が行われることから、年末を中心にピークとなりまして、年度を越えた2月・3月につきましては、ほぼ、かなり低額で推移するということから、この実績をもってほぼ実績見込みが立つということで、非常に予算額と大きな乖離があるということから今回減額補正させていただくことにしたものでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 全く同じような内容だわけですけれども、そうしますと、この後、ふるさと納税に関するそういった返礼品の取引先の見込みはあるんですか。白神水産以外にも。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま発注事務の停止を行ったというのは、年末にかけての殺到時期に対しての臨時的措置でして、現在は白神水産、受注を再開しております。あくまでもピークに対応しきれないということで臨時的に、まあ要するにバックオーダーを抱えて予定日、指定日までに発送できないということが起きないための臨時的措置でございまして、現在は発注は再開させていただいております。

○議長（門脇直樹君） 11番。

○11番（皆川鉄也君） そういうことになりますと、年末をピークにそういう状況があるとすれば、本年、いわゆる平成31年度もそういったことが考えられるわけですね。今、白神水産によるところの受注というのがかなり大きいように見受けておりますので、また同じような現象が起きますとまたストップというようなことになりますと、これまで築いてきたふるさと納税の意欲といいますか、そういうものを損ないかねないと思うわけではありますが、町長いかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ふるさと納税をしてくれる方々、いろんな目的をもって寄附してくれると思うんですが、八峰町の特産品の中で白神水産の陸上のアワビ、この部分の人気の高いというのは重々承知しております。ただ、現実問題として一番怖いのは、寄附された方がいつまでに届けてほしいといった場合に届かなかった時の苦情もあるのも確かであります。ふるさと納税の部分については、一つの部分だけに頼らず、それ以外の部分も、特産品の部分もいろいろとメニューに乗せながら対応していかなきゃいけないと思います。ただ、今の白神水産の部分だけどうこうというのは、やっぱり全体から見れば、今、ニーズがありますけれども、そこの会社の事情もあるので、その対応ができないくらいに来てるのはうれしいんでありますけれども、そこの生産体制をどうしていくのかっていう部分もやっぱり会社の方とも話し合っていきますが、それ以外の部分を探していくっていう部分もふるさと納税を拡大していく要素になりますので、そちらの面にも力を入れていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 発注分は全部発送なって、納税者に対しては迷惑はかけなかったですか。その点伺います。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えをいたします。

年末受注を受けた分に関しては、指定日どおり発注が行われておりまして、納税寄附者様にご迷惑をおかけするような事態は起こっておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 5ページの債務負担行為補正なんですけれども、入札に伴って峰浜小学校、八森小学校、八峰中学校スクールバス運行業務委託、これ入札をするって

いうことで予算にも載るんですけども、本当にこれがお金がかかり過ぎて、この点について予算の方でも論議しなくちゃいけないと思うんですが、変更というか改善とか、これを減額するような案とか、町長もたなかったんですか。このままで今までどおりいくっていう、こういうふうな計画なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この金額を見て、これはもう最初から驚いていますが、代替する方法があるかどうか部分についてなかなか難しい問題なので、来年度は同じような形で予算要求しています。ここの部分については、今年度、新しい交通循環バス等の構想の中で、ここの部分も含めた形で考えていかないと、このままだと、ただ今この事業がないと子どもたちの部分が通学に支障を来すっていうふうなそういう状況ありますので、この後は改善していきますけど、来年の予算はそこまでなかなか手が回らなかったのが実情であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 31ページの18節備品購入費ですが、ある方から5年も続かれて非常にありがたいことです。2点ほどお聞きしますが、当然この金額で図書に使われておるのか。もう1点は、本を購入する時にどなたが選定して、どういう本を購入されるのか。この2点お聞きします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森伴宗君） ただいまの芦崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、この今回であれば101万円補正ということで計上しておりますが、これは全て図書室の図書として購入しております。そして、誰がどういう本を選ぶか、誰が決めるかということですが、図書司書が現在、峰栄館、ファガスにそれぞれ1名ずつおります。2人が協議しながら、様々な分野ごとに選んで購入しております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 13ページの林業費補助のナラ枯れ対策ですけども、八森地区の大間地区といたしましたか、ちょっと聞き慣れない地区だったんですけども、その地域だけが対象なんでしょうか。で、今、ナラ枯れの状況はこう全町に、峰浜地区にも広がっているんでないかと思うんですけども、その状況も含めてもう一度説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員の質問にお答えいたします。

平成30年度にナラ枯れを実施した地区については、まあ大間地区もあるんですが、御所野の台地区、本館地区、この3か所で実施しております。併せて、実績で178㎡、約330本ほどナラ枯れの伐採をしております。で、まあ平成31年度も継続して実施はしていく予定となっております。

ナラ枯れ被害、県の方で調査したのものによりますと、平成30年度八峰町で1,165本のナラ枯れが確認されまして、峰浜地区の方は119本ほど確認されてるということでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分より再開いたします。

午後 3時06分 休 憩

.....
午後 3時10分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第21、議案第18号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、平成30年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度八峰町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

によります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,130万1,000円とする。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

2、歳入であります。3款国庫支出金2項国庫補助金4目保険者機能強化推進交付金1節、細節1の現年度分64万1,000円の増です。これは、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援するための補助金であります。介護予防に取り組んだことによる補助金で、新たに交付されるものであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出であります。2款保険給付費1項介護サービス費5目施設介護サービス費等諸費19節負担金補助及び交付金、細節1の負担金、施設介護サービス給付費負担金366万4,000円の増です。これは、主に特養ですね、特養の利用者の増によるものであります。

5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費、これは歳入64万1,000円のうち12万8,000円を一般財源から国庫支出金への財源更生であります。

5款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費、歳入64万1,000円のうちの51万3,000円を一般財源から国庫支出金へ財源更生するものであります。

8款予備費1項予備費1目予備費、歳出366万4,000円から歳入64万1,000円を引いた調整のための金額であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第19号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、平成30年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,839万4,000円とするものであります。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

2、歳入。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料2節、細節1の現年度分普通徴収保険料100万円の増であります。これは、次の保険基盤安定繰入金の額が確定したための保険料の増であります。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金1節、細節1の保険基盤安定繰入金46万8,000円の減です。これは、減免対象者が減ったため、繰入金の額確定の減であります。これは先ほど副町長が一般会計でも説明しておりました。

次に、8ページ・9ページをご覧ください。

3の歳出です。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合交付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金、細節1の負担金は、後期高齢者医療保険料100万円の増です。それから、保険基盤安定負担金46万8,000円の減であります。差し引き53万2,000円の増で、広域連合への負担金の額が確定したためであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 普通徴収の100万円っていうのは、これ何人分ですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員の質問に答えたいと思いますけども、何人分と、ちょっと人数まではちょっと把握してないので、後ほどご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 普通徴収が八峰町の場合何人いるのか。その辺も一緒に人数をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 後でよろしいですか。

○7番（見上政子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第20号、平成30年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 議案第20号について説明をさせていただきます。

平成30年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ1,755万7,000円とするものであります。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入です。このうち、平成31年から平成31年6月までの峰浜風力2基の土地貸付料が昨年12月に前払いされたことによる部分が120万円。あと、下カッチキ台の方に日本風力開発で風況ポールを建設するための、建中するための土地貸付料及びその他の貸付額の確定により、総額127万8,000円の増となります。

次に、1款財産収入2項財産売払収入1目物件売払収入1節の立木売払収入です。森林整備センター及び白神森林組合と三者契約しております水沢山の分林造林推進収入の確定による8万3,000円の増です。続いて2目不動産売払収入1節の土地売払収入です。こちらの方は水沢赤坂茶右エ門岱163番地1の原野の売払による5,000円の増となっております。最後に雑入ですけれども、白神森林組合からの分収造林に関する交付金確定による22万4,000円の増であります。

続いて8ページ・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費19節の負担金補助及び交付金であります。これらについては、先ほどの歳入金額確定に伴うそれぞれの自治会への交付金分の増額となっており、トータルで154万7,000円というふうになっております。

次に、2款1項1目の予備費ですが、予算額調整のための4万3,000円の増となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 風力発電2基立ったようで、ここの部分が主な土地収入の収入だと思うんですが、いずれ今回の一般質問の中で風力に対する収入の点を聞きたいと思っておりますが、それに向けて、風力の設備に関して固定資産税、それから土地であれば土地の収入見込み、それらのものを出せるように準備しておいてもらいたいと思います。

ちなみに、今回2基の部分についての土地収入、固定資産はたぶんまだ出てこないと思いますけども、今分かる範囲で説明願います。

○議長（門脇直樹君） 今答弁求めるの。

○2番（山本優人君） いや、今わかる範囲で…。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長、分かる範囲で。

○総務課長（佐々木高君） 目名渦風力の関係の2基分についてですけれども、年間240万円の20年だったと記憶しております。まず今回、1年間分に年度がわりの6月分までの120万円が上乗せされて入ってきたために120万円追加という形で対応しております。よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第21号、平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第21号をご説明いたします。

平成30年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万7,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,129万6,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によって後ほど説明いたします。

地方債の補正

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によりますので、これも後ほどご説明いたします。

平成31年3月1日提出

八峰町長 森 田 新一郎

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正であります。

1、追加。1款事業費1項総務費、事業名、県北地区広域汚泥処理施設事業負担金459万4,000円の繰越であります。これは、平成30年度の事業において、機械設備の発注を行っているんですけども、これが現場への製品納入が遅れるということで、平成30年度は全体の事業費794万6,000円のうち42%しか完成しないということで、残りの459万4,000円については繰越するというので負担金の請求をされております。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更。八森浄化センター機械・電気設備改築更新工事であります。補正前は1,050万円に対して補正後700万円、350万円の減であります。これは事業完了による減額であります。

県北地区広域汚泥処理施設建設事業負担金でありますけども、これは補正前860万円に対して補正後790万円、70万円の減であります。先ほどお話ししたとおり、あっ、すいません、当初予算に対して事業費が下回って確定したため減額するものであります。

次に、7ページ・8ページをお願いいたします。

2、歳入です。3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費国庫補助金1節下水道事業費国庫補助金であります。防災安全交付金ということで、八森浄化センター機械電気設備改築更新工事の事業費確定による減額補正で、43万6,000円の減額であります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金であります。45万9,000円。歳出の補正に伴う財源調整による追加補正であります。

6款町債1項町債1目町債、内訳としましては、過疎対策事業債が210万円の減額、下

水道事業債、同じく210万円の減額、合わせ東420万円の減額補正であります。これは、先ほどまで説明した八森浄化センター機械電気設備工事及び県北地区広域汚泥処理施設の事業費負担金の事業費確定による減額であります。

9 ページ・10ページをお願いいたします。

3、歳出であります。1 款事業費 1 項総務費 1 目一般管理費19節負担金補助及び交付金、負担金として県北地区広域汚泥処理施設事業費負担金27万1,000円です。先ほどから説明してる事業費負担金の確定による減額補正であります。

1 款事業費 2 項施設管理費 1 目八森地区施設管理費、工事費として八森浄化センター機械電気設備改築更新工事の事業費完了により、390万6,000円の減額補正であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正志君） 朗読します。

発議第1号

平成31年3月1日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣

賛成者 同 上 腰 山 良 悦

〃 〃 水 木 壽 保

〃 〃 奈良 聡 子
〃 〃 芦 崎 達 美

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、平成31年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各特別会計への繰入を集中的に審議するためでございます。

次のページであります。

別紙の予算特別委員会の設置については、名称を「予算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

目的は、次の議案について審議することということで、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算と、議案第23号、平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてから議案第32号、平成31年度八峰町営診療所特別会計予算までの特別会計の10議案、議案第33号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてから議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についての5議案の計16議案についてであります。

設置の期間は、平成31年3月1日から平成31年3月15日までです。

委員の定数は、11名です。

平成31年度予算審議に関する特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の予算に関する事項であります。

教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項並びに各特別会計予算と各特別会計への繰入に関する事項であります。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 3時37分 休 憩

.....
午後 3時37分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第26、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第27、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第22号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28、議案第23号、平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第29、議案第24号、平成31年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第30、議案

第25号、平成31年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31、議案第26号、平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第32、議案第27号、平成31年度八峰町営簡易水道特別会計予算、日程第33、議案第28号、平成31年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第34、議案第29号、平成31年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第35、議案第30号、平成31年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第36、議案第31号、平成31年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第37、議案第32号、平成31年度八峰町営診療所特別会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第38、議案第33号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について、日程第39、議案第34号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、日程第40、議案第35号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、日程第41、議案第36号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について、日程第42、議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第43、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委

員会に付託することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 3時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

平成31年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成31年3月13日（水曜日）

議事日程第2号

平成31年3月13日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課保険年金係長	柴田 博晃	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
建設課副課長	内山 直光	教育課副課長	山内 章

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記	吉元 和歌子
書記（代理）	船山 厚子		

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、雨の中、ご苦労様です。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。議席番号9番、笠原吉範、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。傍聴の皆様には、足下の悪い中、足を運んでいただきましてありがとうございます。

初めに、キャッシュレス決済の対応についてです。

今年10月から消費税が10%に増税されるのに伴い、9か月間、キャッシュレスでの買い物でポイント還元がされる施策を政府が打ち出しています。ポイント還元率は、中小の小売店などでは5%、大手系列チェーン店では2%になる見込みです。つまり町内の商店や飲食店でキャッシュレス決済で支払えば、消費税10%に対しポイントが5%なので、実質消費税5%で買い物ができることとなります。また、食料品は軽減税率により8%のままなので、実質消費税3%となります。キャッシュレス決済サービス会社では、独自のポイント制を設けているところも多くあり、さらにポイント還元があります。このようにキャッシュレス決済は、町内の商店や飲食店にとっては大手チェーン店よりポイント還元率が高いことによる顧客の確保に、町民にとってはポイント還元により安く買い物ができるというメリットがあります。

2015年のキャッシュレス決済比率は、中国が55%、アメリカが41%に対し、日本は18%にとどまっており、政府は2027年まで40%程度に高める目標を掲げています。東京オリンピックや大阪万博も控えており、キャッシュレス決済比率は高まっていくものと思われます。

キャッシュレス決済の手段は、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマホ決済などがありますが、町内の商店や飲食店経営者からは、その仕組みや導入方法

が理解できないとの声があります。その対応が急がれます。商工会などと連携を図り、講習会の開催や端末導入への補助を検討する必要があると思いますが、町長の考えをお尋ねします。

続きまして、高齢者の投票率向上対策についてです。

近年の八峰町における投票率は、国政選挙・地方選挙にかかわらず右肩下がりとなっています。町の年代別投票率を見ると、75歳以上の後期高齢者の方の投票率が低下傾向にあります。75歳から79歳で60%台、80代台では40%前後、80代の女性に限っては30%前後となっています。その要因は、高齢者の免許返納が進んでいること、最初から免許を持たない独り暮らしの女性が増えていることなどが考えられます。

町の投票所は8か所、期日前投票所は2か所しかなく、投票所に遠く移動手段を持たない高齢者から、投票に行けないとの声があります。高齢者の意見を選挙により行政に反映させるための施策が必要です。島根県浜田市では、投票カー、移動期日前投票所と言うそうですが、投票所まで距離が離れた、交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保しています。神奈川県箱根町でも同様の取り組みが行われているようです。また、青森県田子町では、自宅と期日前投票所の間を介護タクシーで送迎。兵庫県上川町では、期日前投票は社会福祉協議会で送迎、選挙当日は公用車で送迎をしています。総務省の資料によりますと、平成28年度より移動支援に要する経費の財政措置が新設されており、それにかかる経費の選挙執行経費基準法に基づき、国費による措置があります。これらの例を参考に、高齢者の投票率向上のための投票カーの巡回やバスや公用車による送迎を検討する必要があるのではないのでしょうか。町長の考えをお尋ねします。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、本当に雨の中、また寒い中、おいでくださりましてありがとうございます。

それでは早速、笠原議員のご質問にお答えいたします。

まず、キャッシュレス決済導入の対応についてであります。

国は、本年10月1日の消費税率引き上げに伴い、消費税率引き上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者による現金を用いない決済方法、いわゆる「キャッシュレス手段」を使ったポイント還元・割引を実施することとしております。また、これらの支援

を行うことにより、中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進するとしています。具体的には、消費税率引き上げ後の9か月間に限り、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模な小売店・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元するとしています。キャッシュレス決済の手段は、クレジットカード、デビットカード、スイカやパスモなどの電子マネー、QR決済などが対象となっており、国では、中小・小規模事業者にとってレジ締めの手間やコストが省けること、また、消費者にとってもATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあり、普及を図ることとしております。

このように、笠原議員がご指摘のとおり、消費税率引き上げに伴うポイント還元の制度は、中小・小規模事業者と消費者双方にメリットがあるものの、電子マネー等を使っただけで高齢者にとっては理解しにくいものと考えます。しかしながら、今回の新しい仕組みは、国の税制の変更に伴うものであり、一義的には国が責任を持って分かりやすく周知を図らなければならないものと考えており、また、国では4月以降に本格的な周知及び広報を行うとのことであります。

したがって、議員ご質問の「講習会の開催」については、その際に、必要に応じて商工会等関係機関と連携しながら、地元事業者への円滑な導入が図られるよう取り組んでまいります。

また、「端末導入への補助」についてであります。中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に必要な端末等の導入費用は、その3分の1を決済事業者が、残りの3分の2を国が補助するとされておりますので、必要がないものと考えております。

2点目の「高齢者の投票率の向上対策について」お答えします。

選挙管理委員会に確認いたしましたところ、笠原議員ご指摘のように、近年、八峰町における投票率は国政選挙及び地方選挙ともに減少傾向にあります。合併後最初に行われた選挙と直近の選挙を比較してみると、最も身近な選挙である町長・町議会議員選挙では、町長選が無投票ではありましたが12.51ポイントの減、県知事選挙が7.31ポイント、衆議院選挙が13.11ポイント、参議院選挙が7.53ポイント減少しております。80代以上の投票率につきましては、町内の一つの投票区を抽出したデータでの比較になりますが、県知事選挙が13.83ポイント、衆議院選挙が6.38ポイント、参議院選挙で6.14ポイント減となっているほか、80代以上投票率そのものも他の年代に比べて低く、50%に満たない

状況がほとんどという状況にあります。

国ではこれまで、投票率向上対策として、平成15年に手続を簡素化した期日前投票を導入したことや、平成16年に在宅のまま投票できる郵便投票の対象者を「要介護5」にも拡大したことなどを行っておりますが、全体としては思うような結果に結びついていないのが現状であります。

なお、期日前投票については、当町でも広く浸透し、昨年4月の町議会議員選挙では、投票した方の48.2%を占める2,442人の方が利用するなどの効果を上げております。

お尋ねの移動手段を持たない高齢者等への支援についてであります。県内の各市町村選挙管理委員会に送迎バスや移動投票所について確認したところ、にかほ市と横手市では、投票区を再編した際に投票所までの距離が遠くなった区域などに送迎バスを運行しているほか、鹿角市でも、投票所までの距離が遠くなった地域の交通手段を持たない方のためにタクシー1台を運行しているとのことでありました。

当町においても、投票日当日の立会人の確保が難しくなったことなどの理由から、平成21年に11あった投票所を8か所に再編し、投票所までの距離が遠くなった地域がありますので、議員提案の投票カーや巡回バスによる送迎について検討する必要があると考えます。

ただ、投票については、有権者個々が自由に判断することが基本でありますので、投票していただくことが強制にならないよう留意しながら、投票したい方々が投票しやすい環境を整えるという観点から、今後、町選挙管理委員会に対し、移動手段を含めた環境整備や啓発活動について検討していただくようお願いしてまいります。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） キャッシュレス決済につきまして、再質問をさせていただきます。

町長ご指摘のように、これから国でどんどんそのキャッシュレス決済について国民に周知する施策が行われるのは当然のことと思いますが、大都市では若い人も多く、いろいろそのキャッシュレス決済の手段、クレジットカードとかですねデビットカード、スマホ、いろいろ浸透しているとは思いますが、何せこの高齢化率40%を超える我が八峰町ではですね、スマホを持たない方も非常に多いわけです。で、キャッシュレス決済で買い物をすると安くポイントがもらえるという、安く結局買い物ができるようになるわけですが、それをやはりですね町民に分かりやすく、そして何が八峰町の高齢者に合っているのかということを考えてみる必要があると思います。

で、私もですね、いろいろそのキャッシュレス決済の手段を、今回のこの一般質問に当たり勉強してみました。クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、デビットカードとあるわけですが、高齢者に一番適しているのはですね、このデビットカードではないかなと。デビットカードというのは、銀行のキャッシュカードで決済をするというもので、高齢者でもかなり銀行のキャッシュカードというのは持っている方も結構多いのではないかなと思います。この銀行口座から買い物すると引かれるわけですが、残高以上の買い物ができないというのがこのデビットカードのいいところらしくてですね、そのキャッシュレス破綻といいますかね、クレジットカード破綻というのがまず防げる方法のようであります。で、日本人がクレジットカード決済といいますか、このキャッシュレス決済進まない理由の一つとして、現金じゃないものですから使い過ぎが心配されるということがその進まない理由の一つのようです。このデビットカードというのは、さっき言ったように口座以上のお金は使えないことになりますので、キャッシュカードを持っている高齢者も多いと思いますので、この方法が一番適しているのではないかと私は思います。こういったことを町民に周知するのは私は町の役目ではないかなと思いますが、その辺は町長いかが考えますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私自身もまだスマホでないので、スマホで買い物したことはありませんが、町長を拝命してから東京出張が多くなって、その際にはパスモを使ってます。今までは自分で次の駅に行くにも140円、160円、自分でいわゆるお金を用意して買ってあったのが、これほど便利なものなのかという部分は笠原議員ご指摘のとおりです。これも広めていきたいなというふうな形があればいいと思います。

それで、現実にもこの部分について、キーボードアレルギーの方々、まだ高齢者の方々おられます。すなわち新しい機器に対する拒否反応というものがありますが、これからその部分についてはどんどんどんどん私たち自身が、使ってる本人が高齢者になっていきますので、そういう部分については徐々に解消されていくんだなというふうに思います。

キャッシュレスの部分の決済、デビットカード、私使ったことないんですが、今お話のあった部分を聞きますと、一番適してるなというふうな感じがいたします。ただ、今の銀行のキャッシュカードを持ってる方々も、現実にもろんな問題が起きてる部分がありますので、そういう部分も配慮しなきゃいけないんですが、ただ、これほど社会が進

んでいってきた中の部分を我々八峰町の町民の方々にも周知を図っていくのは大切なことなので、私自身が全部分かるわけでないんですが、そういう方向は議員おっしゃるような方向で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先日、北羽新報にも載っておりましたが、能代の商工会では店主を集めて勉強会などをやったそうであります。なかなか、国が周知するといってもですね、なかなか詳細まで理解できるものではないと私は思いますので、是非やはりですねその勉強会のようなものを開催していただいて、そしてまた町民にも広くそのキャッシュレス決済のメリットっていいですか、そういうものを広報などで周知していただければなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 国に確認したんですが、現在まだその詳しい中身の部分を審議中なんだそうです。それが決まってから本格的に周知・広報を図るというふうなお話でしたので、私自身もその部分を受けてから、細かいところまで決まってから、広報等でも積極的にPRしてまいりたいと思います。私自身も今そういう、先ほども申し上げましたけれども、こういう進んだ社会の部分を八峰町の方々にもそういう利活用して、まあいわゆるこう暮らしやすいそういう八峰町に繋げていければと思いますので、その辺は広報も含めて充実させていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○9番（笠原吉範君） 1問目はありません。

○議長（門脇直樹君） 2問目に対して質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほど申し上げた青森県田子町というところですが、平成27年の統一地方選挙において、体が悪くて投票に行けないし、家族もいない、役場が何とかしてくれないかという問い合わせがあって、それからこの高齢の有権者の送迎が始まったそうですが、町の方にはこれまでそういう問い合わせがあったのかなかったのか教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 選挙管理委員会の事務局の立場でお答えさせていただきますが、私が周知している範囲ではそういったお問い合わせはいただいたことはなかったと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほどですね、この移動手段を使っている自治体の例を挙げましたが、今、ちょっと今一度ちょっと詳しく話をしますので、それと同様のことが町で可能かどうか答弁をしていただきたいと思います。

まず島根県浜田市です。自動車はハイエースだそうですが、これで集落に、投票所に遠い集落に出向いているそうであります。そしてこの中にはですね、投票管理者、職務代理人、投票立会人が2名ですね、事務従事者の5人を配置しておるそうであります。そして経費は約40万円ほどかかったそうですが、そのうち38万円は国費により措置があったということであります。そして次に青森県の田子町でありますけども、これは車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎をしているそうです。そして兵庫県上川町、先ほど言ったようにですね期日前投票は社会福祉協議会の車で送迎をしております、当日になりますと保健師を同乗させた町の公用車で送迎をしてると。要するに職員が送迎をしているということであります。

こういうこの3つの例で、町長は八峰町でも可能だというふうに考えますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 選挙関係の事務そのものというのは、町が仕切るんじゃないくて選挙管理委員会というところが中心になって、啓発活動とかそういう部分をやってます。したがって、今議員がご提案なった部分、これは物理的には私自身は可能だと思います。ただその部分は、先ほどもご答弁させていただきましたが、選挙管理委員会の方がそちらの方の決定権がありますので、事務局長は総務課長なんですが、選挙管理委員会で、こういうお話があったし、こういう例示もあったという部分をお話ししながら進めていければなと思います。ただ、やっぱり投票自体は義務ともいいながらも現実的には本人の意思が大変大きく作用して尊重しなきゃいけない部分ですので、あくまでも強制とかそういう形にならないような部分には十分配慮していただければなという形で、選挙管理委員会の方をお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほどの答弁で、まずその検討していただけたということでありましたのでですね、これらの例を参考にして、やはり高齢者の意見もやはり行政に反映するという事は非常に大事なことであると思いますので、投票に行きたくても行けな

いという町民がいる限りはですね、やっぱり町としては何とか手を打つべきことだろうと思いますので、その辺は、せっかく検討していただけるということでもありますので、なるべく前向きに検討していただきたいということを申し上げまして終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号2番、山本です。

通告に基づき、1問目、風力発電がもたらすものというものを質問いたします。

先の新聞報道によりますと、日本風力開発株式会社が八峰町から能代市、三種町、男鹿市にかけて洋上に日本最大級の風力発電風車158基を新設する、大規模な風力発電所計画が報道されました。そこで、秋田県には一体どのぐらいの風力発電の計画があるのだろうかと調べてみたところ、驚きました。陸上に18事業、洋上に7事業、大小合わせて800基以上の風車が設置される計画であります。

現在、県が導入推進している新エネルギー政策と観光政策や環境政策とが相反するに至った時に、県や町はどのように関与や判断を行い、将来にわたり県民・町民の元気な暮らしを保とうとするのでしょうか。既に設置された風車、これから設置される風車に伴う環境アセスメントは、環境影響評価法に基づき事業者によって進められるものですが、一方で、町として無関心でいられるはずはありません。環境アセスメント上で町が果たす役割や立場から何も方針も打ち出せないで甘受することは、町民の利益に反することだと考えます。特に大規模な開発行為が伴う事業に関しては、主体となる事業者と市町村が、県や市町村、住民や地元商工会の意を十分に周知しながら推進しなければならないのであり、特に県や市町村は、相反することとなる政策の決断や修正を図らなければならないこともあるでしょう。

県は、これまで国の施策に基づいた、県内における新エネルギー導入の加速化を押し進めてきています。この見地から、当該計画について町としてどのような見解を持っているのでしょうか。秋田県の中にあつて、とりわけ自然環境を軸とした観光政策を実施している八峰町として、この計画の影響を想定すれば、手放しで推進の立場をとることができないと考えます。景観の環境、漁業の環境、健康への不安との引き換えに受け入れられる町への経済的メリットとしてどのぐらいの収入が見込まれ、どのぐらいの経済効果

が見込まれるのか示してください。

また、県も町も粛々と環境アセスメントの進める補助的立場をとることだけでなく、県全体の新エネルギー政策の立場から住民や市町村、地元商工会との情報共有や積極的な関与を果たすことが必要だと考えます。決して無制限・無秩序に推し進めるものではないと考えます。風車による健康不安がある中、事業者と町が環境データ等の情報を共有する場を設けてはいかがでしょうか。それは、事業可否を判断する場である必要はありません。町の責務を果たすために事業者関係者へ積極的な関与や調和を図り、情報共有によるあるべき姿を事業者や町とともに検証・共有ができるように努めなければなりません。丁寧な行政運営が必要であると思うのです。そのために、環境モニターの監視を事業者と共有し、事業者任せでない対応が必要と考えませんか。

また、自然環境の豊かな八峰町を宣伝・売り込みしてきた町として、景観などと引き換える条件として発電事業者と密接な関係を構築し、事業所の誘致や町内産業との連携または地元投資の参加を求めることが、受け入れ側である町の対応と考えます。

以上について町長の見解を求めます。

次に、農業基盤の整備等の質問をします。

先日、農協青年部、町、教育産業建設常任委員会との意見交換を開催したところ、農地の基盤整備の推進、周年雇用の課題など挙げられ、意見交換をいたしました。当町も人・農地プランを策定し、現在このプランに基づいて国の補助事業等を活用し、担い手の育成確保や農地の利用集積を推進していますが、将来の農家戸数をできるだけ減少させないためには、農業後継者の所得向上をしなければなりません。生産条件が不利な小区画圃場や中山間地の農地を多く抱える当町において、こうした人と農地の問題を解決するためには、生産現場や関係機関が一体となり、不利な条件を克服しながら担い手を育て、農地集積を進めていくことが強く求められております。町の農業の持続的な展開が図られるよう、町として小区画圃場や中山間地農地の基盤整備の推進や取り組みを積極的に取り組む考えはあるのでしょうか。

また、青年部の意見では、冬期間の作物収入に取り組む意思がありながらも、特に12月から4月までの冬期間に取り組む有益作物を見出せないため、周年雇用に躊躇しているのが実情です。冬季野菜等の取り組みによる周年営農収入の目処が立てば、現状の繁忙期だけの期間雇用から年間雇用が成り立ち、雇用の安定に繋がります。現状の当町の厳しい自然環境では、取り組む野菜栽培は厳しいものと考えられます。安定した労働力

を確保し、冬季作物への取り組みによって後継者の収入が増えれば、町の人口増加にもなります。町、農協等を通じて、施設園芸や冬季野菜の推進・導入する考えはありませんか。

また、一昨年、新源泉利活用検討委員会で提案があった、温泉熱を利用したイチゴ栽培などとの冬季栽培を行えば、冬期間の雇用機会と観光施設化、不足する町のフルーツ加工品等の特産化のチャンスも期待できるものと考えられますが、いかがですか。

以上2点について答弁を求めます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） それでは、山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、「風力発電設置に伴う町・住民への収入やメリットは」というふうなご質問でありますけれども、一般的に考えられる収入といたしましては、風力発電設備は事業者の資産となりますので、立地する市町村において固定資産税が課税されます。また、風車の建設にあたり用地を確保する必要がありますので、土地の購入費または借地料が土地所有者に支払われると理解しております。その他のメリットにつきましては、町として詳細を把握しておりませんが、事業者と利害関係団体との協議により、事業者から利害関係者に補償料的な名目で支払われているケースもあると承知しております。また、県内においては、県及び県内の風力発電所立地市町村で構成する「風力発電に係る地域共生事業検討会議」において情報提供された事例であります。能代市において、平成29年1月から風力発電事業者が「風の松原ファンド」を運営し、市民の資産運用に役立っていることや、にかほ市において、横浜市生活協同組合が自らも出資し、平成24年に運転を開始した風力発電所の売電利益を活用し、にかほ市産の農作物の消費促進及び地域住民との交流事業を通じて、地域活性化に役立っていることを聞いております。

次に、「環境モニター監視は事業者任せでない対応が必要」というご意見についてありますが、事業者が行う環境モニタリングは、環境影響評価法に義務付けられているものではなく、環境影響評価手続における「準備書」の審査段階において、環境大臣が環境モニタリングを行うよう求めた場合に限り実施されるものであります。また、事業者は、環境モニタリングの実施方法等を「評価書」に記載するとともに、結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずることとされております。

このようなことから、環境モニタリングは必要に応じて事業者の責任において実施さ

れるものと考えており、他方、町においては環境モニタリングについての科学的な知見を持ち合わせていないこともあり、町が単独で実施することは困難であると考えております。

次に、「発電事業者は地場産業との協調が不可欠」というご意見についてであります。私はこれまで、風力発電事業が漁業に影響を及ぼさないこと、かつ景観に配慮した計画であること、さらには、風車の羽根の音等が住民の暮らしに影響を与えない計画であれば、事業者が環境アセスメントを確実に実施し、住民の不安に対し丁寧な説明と対応をしていただくことを基本にしながら、我が町の資源である「強い風」を元気な八峰町の実現に向けて活用していきたいということを繰り返し申し上げてまいりました。この基本方針は、他の地場産業においても同様であり、例えば農地に風車を建設するような計画であれば農地でないところへ建設できないか、あるいは林地に建設する場合は必要最低限の面積で対応していただけないかなどの申し入れを行いながら、関係農林業者とよく協議していくことを申し入れたいと考えております。

なお、漁業については、本年4月に施行される「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」、ちょっと長いので、以下、「再エネ海域利用法」と言わせていただきますが、において、国が洋上風力発電事業の実施について有望な区域である「促進区域」の選定を行い、周辺市町村及び漁協を含む利害関係者で構成する「協議会」を設置して、促進区域の指定について協議を行い、合意することが実施決定までのプロセスに明記されており、また、「促進区域」の指定にあたっては、「漁業に支障を及ぼさないこと」が法律に明記されておりますので、漁業との協調は法的に図られていくものと考えております。

2問目の「農業基盤の整備について」のご質問にお答えします。

八峰町で30a以上の区画に整備された「圃場整備率」は、平成29年度末実績で60.4%となっており、能代山本地区の平均が71.1%、県平均は83.7%となっており、本町では思うように進んでいないというのが現状であります。その主な要因としては、関係農地の相続未登記や費用負担などから一部農家の同意が得られず、圃場整備事業が進められないということが考えられます。

1点目の「小区画圃場や中山間地農地の基盤整備の推進や取り組み」についてですが、現在、町内では五地区において圃場整備を計画し、事業実施に向け、平成29と30年度に県や町、農地中間管理機構が連携して地元での説明会を開催しております。そ

の中で田中野田地区は、昨年11月に調査計画地区として承認を受け、平成31年度より現地調査や基本設計等調査業務に着手する予定になっています。同地区の整備は「農地中間管理機構関連農地整備事業」を活用して実施しますが、この事業は、10ha以上のまとまった農地を相続登記を行った上で農地中間管理機構に15年間貸し出すことを前提に、機構側が基盤整備を行い、整備事業に要する農家負担分は国が全額負担することから、農地を所有する農家の負担がゼロという事業であります。同地区は、地域の担い手が中心となり、関係者と協議を重ねた結果、受益者19名全員の同意を得られたと伺っております。また、この事業は、中山間地域においては5ha以上で実施できること、農家負担がゼロで実施できることから、今後の基盤整備事業の主体となっていくと考えております。

申すまでもなく基盤整備の推進には、地元農家全員の盛り上がりや合意形成が重要であり、事業実施を希望する地域については、町や県・機構がいつでも地域に出向いて説明会や勉強会を行い、農家負担がゼロで実施できる事業の周知を図りながら、基盤整備を促進してまいりたいと考えております。

2点目の「施設園芸や冬季野菜の推進・導入」についてであります。本町の農業は稲作に大きく依存していると認識しており、米に依存する割合を低くするためには、野菜や大豆、そば、菌床しいたけなど付加価値の高い作物の栽培の促進が不可欠であると考えます。このため、複合経営の拡大などを目指す認定農業者などに対して機械やハウス等施設の導入を支援する「夢プラン応援事業」や、中山間地域の資源を活用した地域特産物等の生産体制の強化に必要な機械や施設等の導入を支援する「元気な中山間農業応援事業」などの事業を活用して、多様な担い手の育成及び施設園芸の取り組みなどを進めてきたところであります。

また、町では現在、県の「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」において菌床しいたけが認定を受けておりますが、今後はネギについてもメガ団地化を考えており、JAを中心に県や三種、八峰の2町、生産者からなるプロジェクトチームで検討しているところです。

冬季野菜については、JAに確認したところ、一部の農家が自主的に栽培している数品目の出荷にとどまっているのが現状のようであります。先月行われたJA青年部との意見交換会の際にも、山本議員から冬季野菜についてのご意見が出されましたが、町としても検討してまいりますけれども、具体的な提案をしていただければ、支援できる補

助事業等について県などと協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目の「期間雇用者の安定雇用対策」についてですが、町では昨年、農業法人等を対象に、農業経営にあたり人手が不足する品目とその期間等に関するアンケート調査を実施し、5月から12月までの期間で、水稻や大豆、ネギの作業において人手が不足しているという結果がでております。このため、町では、これら労働力不足の対策として「農業ヘルパー事業」を計画しており、新年度において事業構築に向けた情報収集と調査などを実施してまいります。

一方、県では新年度に、農業団体とともに農家と働き手のマッチングなどを支援する「秋田県農業労働力サポートセンター」を設置する意向であり、具体的には多様な働き手に関する情報を収集し農家に提供するとともに、農家間で労働力を融通し合う仕組みや様々な雇用の体制づくりなどを検討すると伺っております。町としては、この事業を町の安定した雇用対策として活用できないかという観点から、県と緊密に連絡を取りながら情報収集に努めてまいります。

いずれにいたしましても、期間雇用者の安定雇用対策については大変難しい課題であり、雇用する側の考えだけでなく雇用される方々の立場にも立って、例えば通年雇用をどうするかなどについても検討していくことが大切であると考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問はありますか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 最初に環境のアセスメントの問題ですけれども、現在の問題よりも、立って、まあ今既に立ってるわけですよ。で、まあこれからも立とうとしている。これから健康被害等は起きてくる問題だわけです。で、あれは今まで立地のためのデータ集めだわけですけども、これから必要なものは、あれが立ったおかげで健康被害があるのかどうか。もしあった場合、その被害者がその風車のいろんな原因でこういう被害があるんだよということの立証する責任というのは、被害者側だわけですよ。ところが、そのデータというものは、個人では持っていないわけですね。だとすると、やはりそのデータを出して被害を立証するっていうために必要なもの、ある一方で訴えられる、仮に訴えた場合ですよ、訴えられる側としては、まあ町なり県なり事業者になるわけです。その場合に、データを示して、こういうことだから国の基準に合致している、これ以下だというふうなことで反論するわけです。お互いにそういうデータが一つの危機を共有して、データを持っていれば双方の納得して話ができると思うわけですよ。言ってること理解もらえますか。そういうことからですね、私は町で環境の機器をつくれというん

でなくて、事業者側に立てらせて、そのデータを事業者にも報告し、町にも報告すると、そういうふうな情報共有が必要だということを言っているのです。その辺については理解できてもらえますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今回12月議会で、6月、9月、12月、3月議会で、これまでも同じようないろんな意見交換してまいりました。それで、私自身も山本議員との意見のやりとりの中で、過去にそういう問題が起きたところに現地まで行って、その市長さんまでお会いしていろいろお話を聞いてきました。その部分で、まず風車の関係する健康被害の部分については、まず八峰町に今回9基ありますけれども、今、八峰町が初めて立ったわけじゃなくて、全県的にもう200基以上立ってるわけでありまして。その中で、そういうふうなお話っていう部分は、県に聞いてもないし、三種町に聞いても特にそういう訴えがないというふうなそういう話もあり、そしてまた、私が先進地として見に行きました愛知県の北半島にある田原市というところでは、そういう訴えがあった時に、まちが中に入って事業者と調整を図ってもらって、事業者はそのうちの窓を全て事業者の負担で二重サッシにしたり、夜間、ホテルに避難する場所としてそのホテル代もそういう事業者が出したりとか、まあそういうふうな対応をしてくれてますので、今現在、私どものところでは、国においても健康被害と低周波音とか騒音等との健康被害というのの危険がないというのが今、国の判断でもあり、県の方もそういうふうな判断してますので、もしそういう事例が出てきた時には、町が中に入って事業者の方々と調整していくような形にはなると思います。

だから、その最終的に裁判になった時は、議員お話になったとおり、その訴えた側が立証する責任があります。その時に問題になるのは、騒音とかの調査、そういう部分については、当然町の方としても裁判とかそういう部分については、騒音はもちろんありますけれども、それが法定の基準内だとか、そういうふうな話で進められていってる経緯ですので、今現在の部分で、その議員がおっしゃってるような形で健康被害が起きたと、住民がそういう訴えが出たというふうな時に、町があらかじめ健康被害を想定したような形でやっていくというのがやっぱり今の段階ではできないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 考え方の相違かもしれませんがね、そのモニター監視装置がなぜ必要かっていうのは、それを見ることによって安心というものが町民の中に出てくるわ

けですよ。これ以下だから安心なんだと。なければ、どんな口で言ったってその人の訴える被害っていうのは、あらわせないわけでしょう。常に数字がですよ、環境のまあいりんな数字の以下であることによって、町民も安心するわけですね。それが必要だわけですよ。その間何にもなくてですね、「はい、私やっぱり被害ありました」「町でも何とかそういう感じがあります」と、それからでは遅いわけですよ、逆に。ですから、町でだから設置をすれというんじゃなくて、事業者にそういうモニター監視装置をつけらせてデータを常時見れるような感覚で考えてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 環境モニタリングについては、先ほども答弁いたしましたけれども、今現在の法律の部分では環境アセス法に基づいてやられてる部分で、準備書の段階、配慮書、方法書、その次の準備書、最後、評価書になるんですが、その段階で環境保全に関する部分について、環境省もチェックしながら、そこで環境省が問題提起した場合については、事業者が環境モニタリングをきちんと行うというふうなそういう形になっていますので、町の方でその部分を環境アセスの部分で、の今の法律のこうこう言ってね、事業者に申し入れる部分というのは、私の方で意見書を出す時にはそういうことは可能ですけれども、ただ、今後は、今後は、いわゆる特に海上風力の部分については、法律で、新しい法律ができて協議会というものができますので、その中では十分いろいろなお話ができると思います。で、町の方でその部分を事業者に申し入れることは、それは可能だと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） それは确实だから、要は金出さなくて事業者にお願ひすれっていうことを言ってるわけですよ。ていうのは、やはり造って安心感を得たいわけですよ。まあどっちみち、まあ既に立ってるし、それについて安心だという前提が必要だわけですね。そのためには、いろんな公害の機器もあるわけでしょう、世の中に、全国で。原発の放射能の機械もあるわけ。それと同じような感覚で常にやっぱり監視というものが住民にとって安心感を与えるし、町だってそれをもとに大丈夫なんだという、だから風力を、発電を設置、許すんだというふうに繋がるわけでしょう。ですから、その辺は今即答ではできないと思いますけども、意見書、若しくは設置事業者にそういう監視モニターを何としてもつけてもらいたいと、会社の金でね、そういうふうに伝えてもらいたいと思います。

そういうことで、次にですね、まあ大規模なスケールで風車が立つわけですけども、やはりそこに地元のメリットっていうものが必要だわけです。風車が立つことによって相当の圧迫感を感じる人もいるだろうし、漁業や農業でも、もしかしたら影響があるかもしれません。そのためにはですね、それを全て受け入れる、大きい心で受け入れるためにはですね、それなりの経済的なメリットがなければならぬと思うわけですよ。例えば、その会社の事業所を造るとかですね、若しくは地元産業に支援をする、若しくは地元の産業、新しく産業を構築するために連携をすることか、まあ地元投資、そういうふうなものをやっぱり来るからには事業者側に求めていかないと駄目なわけですよ。でないと、町としては、単に収益だけが都会の大会社の方にばかりとられてですね、負担だけがこっちに来るといふふうなことになるわけですから、その辺については覚悟がおりでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今までの風力発電部分については、我々の立ち入り部分というのは環境アセス法の部分の手續の中でかかわっていくっていうのが今までの現実です。して、これからの部分、特に今、洋上風力の部分については、この後も何人かの議員の方々が質問されてます。その中でも答弁する予定なんですけど、ここに書いてある全ての計画が全部実現されるのではなくて、新しい法律の中で促進区域というものを国が選定をして、その中に一つの事業者が入札で選ばれていくというふうなそういう形になっていて、さらに法定の協議会という部分が設置されて、私も、ここ選ばれれば私も入りますから、その中で今議員が言われたようなことは十二分に意見を出していける、そういう場ができますので、すごくその部分は、そしてこの後の質問される方も、大変町にとってもありがたいような提案の部分もありますので、その時お答えいたしますけれども、そういう法定の協議会ができますので、その中で今度はいろんな問題を主体的に、今までどちらかといえば事業者主体なんですけど、これからは利害関係者もその中に入って県とともに議論できますので、いろんな議会からの意見をその場では申し上げていく機会ができるというふうに思ってますので、この後は、今まではできませんでしたけど、この後はできますので、いろんな議員の意見を踏まえながら発言していきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 秋田県は全国に先駆けて、国に促進地域でしたっけ、それを求め

て、かなり確率的に高い位置にあると思うわけですよ。だとすると、八峰町から男鹿半島の間まで200基くらいの風車が立つ、そういうふうな状況の中で、やっぱり地元の住民に対してはですね、そういう圧迫感や不安感を払拭するためには、なだめるためのものとしてやっぱりその市町村の経済効果っていうことをやっぱり引き換えざるを得ないわけです。それについては十分、まあ今、優秀な国会議員も数多く出てますし、その辺の使い方によって是非地元貢献できるような運動、行動をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここに資料として出させていただいております、この風車が全て立つっていうことではなくて、この中から1社が選ばれて、で、かつ、その現在は陸上であれば3,000kWぐらいの小さな風車なんですけど、洋上の場合は、まあ5メガとか10メガ、メガっていうのは千単位ですので、5,000kWとか1万kWの大きな風車になっていきますので、そういう部分では200基とかそういう形にはならないとは思いますが、どの事業者が選ばれるか、あるいはどこが、どこまで促進区域に指定されるかの部分については、その協議会の中で審議されていきますので、その部分で、この風車の具体的な数とか、どういうふうに見えるのかという部分については、その場でいろんな発言をできればいいかなというふうに思っています。で、もちろん地元、立地する地域の方々がこう潤うような、まあそういう仕組みについても、当然提案していきたいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非頑張ってもらいたいと思います。地元の経済のために、地元住民のために、先ほどのアセスの機器、それと事業者からへの地元貢献を是非頑張ってもらいたいと思います。1問目についての質問は終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2点目について何か質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 基盤整備進まないのはですね、所有者の高齢化と農地そのものの価値の減少、まあ安くなればそれなりに金かける必要ないという考え方ですね。そして、その今の制度的に先ほど町長が説明してありましたが、制度にのると負担ゼロでもできる、そういうふうな制度の不認知、それから最後には、地域に基盤整備を訴える主体となる農業者が出てこないということだわけですよ。そういうことですね、なかなかその地域でそういうふうに音頭をとって動く人がいないということで、未整備の状況があ

るわけですね。ですから、そこにはですね最も住民が農家が信頼できる人といえ、まず役場職員だわけですよ、はっきり言ってですね。我々民間人がいくらいいこと言っても、これ信用されないわけで、だとするとやっぱり町が、職員がですね、こういうふうな制度があつて、こういうふうな条件さえ合えば負担ゼロで整備ができるんだということを説明会等を開いてもらいたいわけですね。そうすることによって、やっと初めて「ああ、分かった」と、「負担ゼロだ」という傾きが変わっていくというふうな思うわけですよ。ですから、その辺をですね、もうちょっと町の方から努力してもらおう考えはないかお尋ねします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も将来の八峰町の農業を考えた時に、どうしても農業者が少ない中で広い農地を耕作していく、この部分に関して圃場整備の必要性は十二分に分かります。で、峰浜地区の場合は土地改良区ができて、そこが中心になって農家の部分の調整をとりますけれども、今議員のお尋ねの部分の説明会の部分については、その地域の中で耕作してる人が、こういう説明やるっていう話を、いきなり、いきなりね、町の方で文書やって説明会やるからっていうふうな形ではなくて、一緒になってやれば、説明会は県と町と機構、管理機構、その部分と調整図りながら、議員ご提案の部分の説明会は実施する方向で考えていきたいと思えます。ただ、いきなり町の方で、この地域に文書を出してそういう説明会やるからっていうのは、これなかなか難しい、唐突過ぎますので、その時にはそこに耕作する人方との相談した上で、そういう方向で説明会というふうな形にもっていければなというふうには思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 直接町がいきなりやるわけにはいかないとすれば、人数的には1人、1人だとちょっと格好悪い、まあ2人ぐらいいれば、その説明会を開催してもらえ、まあその1人、2人というのは、まあ発起人という形でですよ、そういうふうな形ではできるということなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 発起人といいますか、要請があれば受益者が集まる集まらない別にして、まず説明会は開催したいと考えております。発起人って言わずに、受益者が集まる集まらない別にして、説明会を開いてほしいという要請があれば説明会に伺うことはできます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 分かりました。もし我々もそういうふうな地域があれば、是非お願いしたいと思います。

基盤整備はですね、今現在の農業者だけの問題でなくて、これを基盤整備することによって将来の農業後継者にも繋がるし、基盤整備することによって土地の価格、評価、農地としての評価が上がるわけですね。まあその辺は十分分かってると思いますけども、是非進めてもらいたいと思います。

次に、現在、町では生薬、まあ今年はブルーベリーとの栽培等の事業をやるということなわけですが、私が考えるには、これは高齢者の余暇農業としかとられてないわけですよ。農業後継者がこれにかかるということは、非常に可能性としては薄いなど。私、農協青年部との話の中でもあったんですがですね、若い農業者が求めているのは、今どうしても冬場のその収入がないもんですから、その冬場の生産野菜、本当はやりたいたいけども何をやればいいのか、やるためにはハウスが必要だというものがほとんどが条件的に出てくるわけですが、その資金もない。その辺でジレンマがあるわけですね。それさえ解決すると、周年雇用ができて、たぶん今の若い青年農業者は稲作とネギ、キャベツなんかでやってるわけですが、そこをもっと拡大できるわけですよ。冬場、その3、4か月分を確保できれば、もっと、今1町歩、仮に1町歩やってるものが2町歩というふうに拡大できるわけですね。ですから、その辺のことをお願いしたいということだわけですよ。ですから、ついでに申し上げますとですね、今、昨年、新源泉の投資にもありました、あそこの温泉水を使ってハウスで冬季だけ何か生産物ができないかなと。で、もしやるんだしたら、あそこの期間をですね農家各自が出資し、するなり、資材提供するなり、共同で運営するようなシステムでも可能ではないかなということ町長もいたので分かってると思いますが、提案したのですが、その辺について見込み的には可能かどうか、返答をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私もJAとの協議の場にいましたので、その部分、十分に分かっています。ただ、あの時も結論的には、具体的なそういう冬期間どうするっていう、通年農業どうするっていうふうなところの答えになるようなものまではでませんでした。それで、JAの若手だけじゃなく、それ以外の若手の農業者おられますので、まあそういう方々を含めた形で、同じ問題意識の中で議論する場を是非つくっていかなくちゃいけ

ないなっという形でも思いました。だから、いずれハウスを造る部分への支援については、十二分に私の心では覚悟があります。ありますが、ただ、その冬期間だけ使う施設が果たしていいのかどうか。当然夏場も使えるわけですので、その夏場の部分の管理をどうしていくのかとかいろいろな問題があるので、冬期間だけ使えるハウスというのはなかなか議会に提案しても皆さんにご了承いただくのは難しいかなと思います。もう少しこの部分については、若手の人方と、JAの青年部だけじゃなくて、ほかの若手農業者の方々とも相談していかなければいけない問題だと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 確かに冬期間だけであればもったない施設になるわけですが、その辺、それ以外の期間については、また運営的に運営者も代えれば施設的には利用可能かと思うわけですよ。まあそれは今後、その若手経営者と一回集まってもらってですね、こういうふうな考え方もあるけどもおまえらどうなんだというふうに聞いて少し検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） そういう、この前のJAの青少年部の方々からの提案もありましたので、そういう部分は是非計画していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○2番（山本優人君） ありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。5分間休憩いたします。23分。

午前11時17分 休 憩

.....
午前11時22分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従い、一般質問を行います。

最初に交通弱者対策について、次に八峰能代沖及び八峰沖から男鹿沖の洋上風力発電計画について伺います。

今どこの自治体においても、高齢者や免許返納者など、いわゆる交通弱者の足の確保

が大きな課題となっています。公共交通網が発達している都市部と異なり、過疎地の住民にとって車は贅沢品ではなく生活必需品です。しかしながら、認知機能の衰えから運転に自信がなくなり免許を返納する高齢者など、様々な事情でやむを得ず車を手離す人たちが今後ますます増えることが予想されます。駅やバス停が遠く、近くにあったとしても運行本数が少ない。タクシーも営業していない。通院や買い物や遊びに出かけるのにも一苦労。いきおい家にこもりがちになり、ストレスもたまります。これではとても健康的で豊かな生活とは言えないのではないのでしょうか。未来の交通弱者の一人である私にとっても、決して人ごとではありません。

予算編成方針で、交通弱者対策について、「庁内にプロジェクトチームを設置して、素案の検討を進める」と言及されていました。そこで4点伺います。

1、プロジェクトチームはどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。

2、どのようにプロジェクトを進めていきますか。

3、経過報告はどのような形で行いますか。

4、「町長と語る会」で出た公共交通に関する住民の要望や意見は、素案に反映させていくのでしょうか。

次に、八峰能代沖及び八峰沖から男鹿沖の洋上風力発電計画について、2点伺います。

1、由利本荘市では、耳鳴り、頭痛、睡眠障害、突発性難聴など、風力発電の低周波によるものではないかと思われる体調不良を訴える人たちが出始めています。洋上風力発電も、人体への影響に加え、鳥類や魚類への影響、また景観の変容など、懸念材料があまりにも多く、風力発電は本当に環境に優しいエネルギーと言えるのでしょうか。また、陸上も含め美しい海原に林立する巨大な風車は、世界自然遺産白神山地にふさわしい景観でしょうか。景観は既に破壊されつつあると言ってもいいのでしょうか。町長の見解を伺います。

2、日本風力開発が八峰沖から男鹿沖にかけて国内最大級の洋上風力発電を計画していることが、2月25日に明らかになりました。現在この海域では、既に3事業者が手を挙げており、八峰沖から能代沖までの一般海域、能代港の港湾海域、能代沖から男鹿沖までの一般海域と、それぞれの海域に1事業者ずつという形ではありますが、日本風力開発の発表した計画は、この全ての海域に前述の3事業者の合計出力の2倍以上になる、総出力150万kW超の風車を設置するという驚くべきものでした。突如浮上した大規模な計画に、言いようのない空恐ろしさすら覚えてしまいます。町は事前にこの計画を把握

していたのか。説明会は開催されるのか。そして、この計画にどう対処していくつもりなのか伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 奈良議員のご質問にお答えします。

まず、交通弱者対策についてであります。

初めに、「プロジェクトチームのメンバー構成は」というご質問であります。このプロジェクトチームは、先日、平成31年度予算編成方針説明で申し上げたとおり、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通のあり方について、高齢者や自治会など関係する方々からご意見を伺うための素案の検討を行うために設置するものであります。検討にあたっては、運行コースや運行主体など様々な選択肢について検討するとともに、これまで町が実施している町有バス運行事業、子ども園及び小中学校スクールバス運行事業及び公共交通空白地有償運送事業との融合についても検討してまいりたいと考えております。

以上のことから、プロジェクトチームのメンバーは、今、列举いたしました事業の担当課を中心に人選してまいります。

次に、「どのようにプロジェクトを進めていくのか」というご質問であります。まずは、町が実施している交通関係事業の現状について再確認を行った後、プロジェクトチームで作成した素案のたたき台をもとに、町内数箇所ですべて自治会や高齢者の方々から直接お話を伺う懇談会を開催し、交通弱者の実態把握及び意向調査を行いながら素案を取りまとめたいと考えております。

次に、「経過報告はどのような形で行うのか」というご質問であります。自治会等との懇談会で意見交換の資料となる素案のたたき台ができた段階で、議会の皆様に説明するとともに、節目節目においても説明してまいりたいと考えております。

次に、「「町長と語る会」で出た公共交通に関する住民の要望や意見は素案に反映させていくのか」というご質問であります。行政報告で申し上げましたとおり、現在までに開催された「語る会」は、岩館第二自治会のほか4自治会であります。この中で出された交通弱者対策に関するご意見は、「自分の近所で買い物や通院に難儀されている人が見受けられるので、町でバス等交通の確保はできないものか」というものでした。

したがって、現在のところは素案に反映できるようなご意見をいただいております。

が、今後、具体的なご意見やご要望をいただければ参考にさせていただきます。

2点目の洋上風力発電計画に関するご質問にお答えいたします。

初めに、「由利本荘市では、耳鳴り、頭痛、睡眠障害、突発性難聴など、風力発電の低周波によるものではないかと思われる体調不良を訴える人たちが始めている。洋上風力発電も、人体への影響に加え、鳥類や魚類への影響、景観の変容等、懸念材料があまりにも多い。風力発電は本当に環境に優しいエネルギーと言えるのだろうか。陸上も含め美しい海原に林立する巨大な風車は、世界自然遺産白神山地にふさわしい景観か。景観は既に破壊されつつあるのではないか」というご質問であります。風力発電から発生する低周波音と健康への影響については、平成30年9月定例会での山本議員からのご質問に対してお答えしていますが、環境省が平成28年11月に公表した「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」の報告書では、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとしております。また、私が昨年11月13日・14日に行った、過去に風力発電所の低周波音等による健康被害があったとされる自治体でのヒアリングにおいても、低周波音等と体調の変化との間に因果関係は確認できなかったと伺っております。さらに、洋上風力発電については、陸上風力発電よりもかなり遠くに立地されますので、人体への影響の懸念は、より少なくなると考えます。

「世界自然遺産白神山地にふさわしい景観か。景観は既に破壊されつつあるのではないか」とのご意見につきましては、個人の主観の問題もありますが、私は、現在までに建設された風車が白神山地の景観に悪影響を及ぼしていると考えておりませんし、景観が破壊されているとも考えておりません。

また、仮に本町の沖合に風車が建設されることになったとしても、これまで繰り返し申し上げてまいりましたように景観に配慮した計画であることを基本としておりますので、景観が破壊されるような立地にはならないと考えております。

次に、「日本風力開発が八峰沖から男鹿沖にかけて国内最大級の洋上風力発電を計画していることが、2月25日明らかになり、大変驚いている。町は事前に把握していたのか。説明会は開催されるのか。この計画にどう対処していくつもりなのか」というご質問であります。日本風力開発株式会社から事業計画の概要について担当者に対し初めての説明があったのが昨年の12月6日であり、私も本年1月11日に、「新たに再エネ海域利用法が成立したので、公募に手を挙げたい」という趣旨の説明を受けております。

この法律は、国が洋上風力発電事業を実施可能な「促進区域」を指定するとともに、公募を行って事業者を選定し、実施決定までのプロセスにおいて、先行利用者である漁協や周辺市町村などで構成する「協議会」で協議を行いながら進めていくこととしております。町といたしましては、この法律に定められたルールに則って対応してまいります。

なお、公募に手を挙げた全ての事業者の計画が実施されるのではなく、一つの「促進区域」には一つの事業者が入札で選ばれるものと理解しております。

また、関係者への説明会につきましては、洋上風力発電においても環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続が義務付けられておりますので、必要に応じて説明会が開催されるものと思っております。

○議長（門脇直樹君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 最初に、交通弱者対策について再質問します。

コースや、運行者、また、スクールバスの運行や有償運送との融合についても検討されるということでありました。で、この中には住民は含まれないわけですね。メンバーの中には、プロジェクトチームのメンバーの中には住民は含まれないということですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 庁内でプロジェクトチームを作るというふうな考え方は、ものすごく難しい問題なんです、これ。いきなりまっさらな状態でどうしますかっていっても、意見はもらえないと思いますので、その議論のたたき台となる部分をまず庁内で作って、その上で住民の皆さんの意見を伺いながらまとめていきたいという、そういう考え方でおります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 県内各地でこの公共交通に関しては、例えば路線バスの再編成であるとか自動運転の実証実験とか、様々こう先進的な取り組みももう既に始まっているわけです。そういう中で、我が町はかなり遅れてるなという感は否めません。ただ、今回このプロジェクトチームを設置するというので、ようやく緒に就いたということで、この点については評価したいと思います。

昨年、京都府の丹後町ですね、そこに行政視察で公共交通の有償運送をやっているNPO法人の視察に行ったわけです。そこは、NPO法人がマイカーを使って、それであるとスマホを使って配送アプリ、それを使いながら有償運送するという非常に先進的な取り組みでありました。このNPO自体が、これを作った人が元町の職員だったと。町の

お金には頼らずに、独立採算にしてるわけですね。ですから、今度のプロジェクトチームでも、なるべくですね公共、まあ財政を圧迫しないような形で、公民連携という形もこの選択肢の中に入れていただきたいと思います。例えばNPOを、どっかにあればそこに頼むとか、NPOを作るように働きかけるというか、そういう方向もあっていいんじゃないかなと思うんですけども、やはり町の財政にあんまり負担のかかるようなやり方はこれからはなかなかうまくいかないんじゃないかと思います。この公共交通継続するにあたりまして。ですから、選択肢を増やすということについては検討していただきたいと思うんですけど、この点について答弁を求めます。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 免許返納者、これは一つの集落だけで出てくるわけでありません。八峰町内の全ての集落の中に出てきます。今の路線バス、生活機能に役立つ本数がありません。で、その路線バスがあるがゆえに、公共交通空白地にもなってない。だから、今の公共交通空白地の対象になってる地域の人方が受けているサービスも受けられない。まあそういう部分は一切まっさらにして、全町をカバーできるような仕組みをどうするか。これについては、お金が相当かかると思います。で、これは財政を圧迫するしないにかかわらず、私たちの行政の役割というのは、この八峰町内で暮らしている方々の生命・財産を守ること。そのためには、日常生活ちゃんとやれることが基本にありますので、そのためにはやっぱりお金がかかってもやらなきゃいけない部分はやらなきゃいけないというふうに思っています。この部分がどのくらいかかるのかは、これから検討してみなきゃいけません。少なくともスクールバス自体で1億円以上もかかっている現状もあります。その部分を含めて、どういう形でサービスできればいいのか。私は頭の中では自分なりに考え方はありますけど、自分でそれをしゃべってしまえばそれが若手の人方の足かせになってしまいますので、全町がカバーできるような形のそういう巡回バス、かつ、八峰町の中だけでなく、まあ能代市落合地区まで含めた格好の、あそこに病院とか商業機能ありますので、そういう部分まで含めた格好で構築していきたいというふうに考えています。その中の一部に、今議員提案の部分でNPOの方々が入ってくる可能性はありますけど、NPOの方々が全町をカバーできる部分っていうのは、これは無理だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 選択肢の一つとして考えてほしいということです。全町をNP

○でやれとか民間でやれとか、そういうことは求めておりません。

この3番の経過報告はどのような形で行うのかについての再質問ですが、素案のたたき台というのは大体どれくらいを目処に作っていかうとお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここ本当にこれって全国にどこにもない部分なので、私自身、今答えられるのは、できるだけ早くやんなきゃいけないなというふうな形では思っています。でも、本当に難しい問題です。で、ここの部分について、たたき台を作る部分については、まずメンバーを早々に立ち上げて、プロジェクトチームを早々に立ち上げて、その部分でできるだけ早くたたき台を作っていただくっていう部分は、それをいつまでという形で、今、こうやって半年以内にとか言うと、ここはちょっとやっぱり難しいかというふうには思います。相当難しい課題だと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） このプロジェクトチームの設置は、期間的にはどれくらいまでを考えてるんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず新年度の体制になってから、できるだけ早く立ち上げたいとは思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 1年間の計画ですか、それとも次年度以降もということですか。まずは1年間ということですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 何ぼ遅くても1年以内には作らないけないと思っています。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そうではなくて、プロジェクトチームは1年くらい設置して、存置するという考えですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ここのたたき台、あるいは素案の取りまとめまでプロジェクトチームが引っ張っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） いや、期間については、今はまだ決まってないということですか。

か。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） どのくらいかかるか分からないので、いわゆる遅くても1年以内には答えは出さないといけないと思ってますので、その部分については1年なるかもしれないし、うまくいったいいアイデアが出て半年でまとまるかもしれませんが、今その部分についてはまだはっきりと先まで見えてないということでもあります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 交通弱者対策については以上です。

○議長（門脇直樹君） 2点目について質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） まず1番目の由利本荘市でのこの低周波によるものではないかと思われる体調不良の件についてでありますけども、これは私、昨年、由利本荘市議会を傍聴に行きまして、その一般質問で議員が質問に先立って、様々な町民にこういう声があるということで紹介されたものです。ですから、実害が出てるわけなんです。因果関係ははっきり証明はできないかもしれませんが、実際にこうやって陸上風力で体調不良を訴えてる人たちがたくさんいて、で、やっぱそういう声を聞きますと、まあどこに言ってもいいか分からないとか、まあこれは自分だけが我慢すればいいのかなというそういう諦めの声っていうのもあったわけなんです。で、さっきね町長がね、この環境省の報告では因果関係は確認できないと言ってましたけども、実際こういうふうに出てることについて、町長どう思われますか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 由利本荘市の市議会ですらそういう意見交換がなされたというふうなお話ですが、風車自体は由利本荘市でなくて三種町にもあるし、能代市にもあるわけです。で、その部分、私はその部分から聞いた限りでは、そういう苦情の申し入れはないと。県の担当者に聞いた時も、そういう苦情の申し入れはないと伺っておりましたので、それと、先ほどもお答えいたしましたけれども、山本議員のご質問の部分を受けて、実際にそういう問題が新聞報道されて大騒ぎになったその市まで行ってきましたので、その部分を受けて見る限りは、風力発電と健康被害との因果関係は特定できないというのが、私はそう思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 実際に出てることについてどう思いますかと聞いたんです。

- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） その部分については、私自身まだ直接聞いてませんので、分かりません。いわゆるもし出てるのであれば、その市の由利本荘市がその原因者である事業者の方に、その部分との調整を図るべきだと思います。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） この陸上風力に加えて洋上風力、今出されてる計画では、せいぜい1キロか2キロです、沖合に。これ近過ぎると思いませんか。秋田弁護士会がですね、複合的・累積的その影響が増大する恐れがあるとして意見書を提出してます。私もこの2キロ程度では、はっきり言って見えるわけですよ。水平線の手前に。この40キロ程度の海岸線にですよ。200基近い風車が立つ。これすごい数です。そして1基10メガワットともなれば、巨大なものになります。こういうものがね、によきによきと出てくるんです、海からきのこのように。この景観、果たして世界自然遺産白神山地にふさわしいと思いませんか。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） その部分については、新しい法律の中で最終建設まで進めていきますので、そのによきによきと出てくる部分、そういう何基なるのか、そういう具体的な内容の部分についても、法定の協議会の中でいろんな検討されていきますので、今、奈良議員が言われたような形で、どこまで立つのか、どこに立つのかによってその議論が成り立つと思いますので、洋上風力が全てこう白神山地の部分の景観に悪影響を及ぼすとは考えてませんし、そういうふうな悪影響を及ぼすようなところへの立地っていうのは、その協議会の場で話し合える機会ができましたので、その場で話していきたいと思っています。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 4月に新しい法律が施行されれば、これは建設を前提とした協議会になるわけですよ。違うんですか。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 新しい法律では、国がまず風車を立てれる場所を選定します。そして、その選定にあたっては、法定の協議会で協議しながら決めるということで、一つの促進地域に一つの事業者というふうな形になりますから、その決められた入札で選ばれた事業者がどういう計画で進めていくかの部分については、その時に出された計画

を見てから、で、風車の数、これが何基なるのか、そういう部分も、どういう立地になるのか、何キロ沖になるのか、そういう部分はその法定の協議会の場で話し合われていきますので、その中で地元の意見がより反映されるような形にはなる。法律ができた以上は、国としては脱炭素社会を目指した新しい私たちの生活を支えるエネルギー源の一つにこの風力発電を考えているということで、法律ができたものと思っております。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今おっしゃった脱何ですか、炭素ですか、そのCO₂を出さないと、それを錦の御旗にしてですね、再生可能エネルギーを進めていこうと。まあこちらの日本海では特に洋上風力、みんな前のめりになってるわけですよ。で、地球温暖化の原因はもう二酸化炭素が増え過ぎたと。確かにそれも一因であるでしょう。でも、そんな単純なものではないですよ、地球温暖化っていうのは。この地球温暖化してるのかどうか。これもまた疑問を持つ学者もおります。私も、この再生可能エネルギーってのは、昔は、まあ数年前は、まあ原発にかわるものだし、これを進めていかなければならないと思ってましたけども、最近少し懐疑的になっております。この二酸化炭素を減らしさえすればいいんだという、こういう単純な考え方。それによって風力を進めようという、何か非常に原発を建設しようというそういう、何ていうんですか、利権の絡んだ非常にお金のにおいがぷんぷんするわけですよ。洋上風力に対して前のめりな姿勢というのは非常に危ういもんだと思っております。日本に風力の立地規制も今ありません。こういう中で、町長は洋上風力に関して、もっと遠くへやってほしい、こういう求めるお気持ちはありますか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず法律ができた部分に関しては、今まで洋上風力もまだ実現はしてませんが、事業者ベースで進められてきてるのは確かです。で、その部分を国が法律を作って、こうルールを作りながら造れる場所を選定して、そこに限っては洋上風力発電設置、立地してもいいよと言うふうな流れですので、で、ここの部分については、当然その遠くに行けば行くほど深くなります。深くなった時には、その事業者自体が莫大な投資が果たして将来的な採算見合うのかという部分のそういう問題もありますので、ここの部分については、私自身が、こうその場でどういう計画が示されるか分かりませんが、協議会の場に示された計画の部分で思う部分、それとここの部分については議会の皆さんにもお話しする必要があると思っておりますので、そういう意見

も伺いながらその場で発言していきますので、この場でこう遠くにというふうな形をしゃべっていくって話は、これはやっぱりいろんな問題がありますので、ただ一つ、国が法律を作ったっていうことは、これは非常に意味があることだと思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 国内でもまだどこもやったことのない大規模な洋上風力発電です。魚類への影響もはっきり分かりません。これはいくらアセス進めたところで、はっきり分からないと思います。そのはっきり分からない中で見切り発信をするという、やってみなければ分からないというところがまずあるわけですよ。そういうものやっぺいのか。漁業者、非常に不安だと思うんですね。さっきもいろいろ経済のメリットのお話ありましたが、そういうものと引き換えに、この豊かな環境をですね、自然環境を売り渡していいもんですか。言葉がちょっときつくて申し訳ないですけど。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 環境アセスだけだと、漁業への影響というのは特にアセスの中にはないんです。で、事業者の部分で説明会を開いて、その中で海に近い立地の場合には漁業への影響とかそういう部分が事業者がやってるんですが、今回のこの海上風力発電部分については、法律でこのどこにでも立てれるわけじゃない。立てれる場所を促進区域として国が選定するわけですよ。で、その部分に選定するわけですから、それを選定するにあたっては、今まではその事業者が出す配慮書とか方法書とか準備書とか評価書とかそういう部分の中でいろんな意見、説明会の中で出てきたとかってあるんですが、今度は最初から、その漁協も入りますし、それから法律の中でも、この再生可能の今の法律の第8条の中には、「促進区域と指定するに当たっては、漁業に支障を及ぼさないこと」というふうなことが法律で明記されてるわけですから、その部分では今まで以上に漁業に対する影響については様々な角度から意見をお話しできる機会ができたということで、私は評価してます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 漁業者は、この問題については良としているわけですか。今現在。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まだこの法律施行は4月からですので、その部分に良しとしてるかどうかにあつての具体の計画自体に対しての良し悪しの部分の判断は、私には聞

こえてきてません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） いずれにしましても、私はこの洋上風力については今後も継続的に調べていきましてですね、しつこく食い下がっていきたいと思いますので、その辺よろしくご承知おきください。以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。3点について一般質問を行います。

まずはじめに、国保税の負担軽減について、4項目にわたって質問をいたします。

国保税が高くて大変になっています。平成29年度の不納決損は814万1,661円になっています。滞納額を減らす意味で、払いたくとも払えない世帯に対し減免制度を。もっと減らすことを考えないでしょうか。

そこで1つ目は、国保税には、所得割、平等割、均等割、資産割がありますけれども、できるだけ所得割を主体にした応能負担が適切だとは思いますが、今切実なのは均等割です。赤ちゃんから18歳まで含めて、収入のない子どもたちが加算されています。協会けんぽと比べて、国保が非常に高いことが問題になっています。子どもの数が増えると国保税が上がる。このことに対して支援を考えないか、お考えをお聞かせください。

2項目は、納税組合について伺います。

63納税組合に組合員の収入に基づく税金情報が管理されているのはいかがなものでしょうか。組合員は指定された掛け金だけ納めれば税金が処理され、全部やってくれるからと安心しているのでしょうか。どのくらいの税金がかかっているのか関心がないのではないのでしょうか。今、金融機関の振り込みが多くなり、65歳以上世帯は金融機関引き落としになります。貯蓄型納税組合を徹底して住民税だけを管理して、固定資

産などほかの税金は住民に任せる、こういうことを考えないでしょうか。

3項目目は、減免申請の規則に家族全員の同意書を求めることについて伺います。

生活を一にしている家族全員とは、つまり子どもからも署名捺印して同意を得ることになります。家族、同一家族の中には、会社員として働いている人も含まれます。秋田県は、ほとんどの市町村がそのようなことを行っていません。それをやらないと、窓口で減免申請を受け付けられません。職員からは、規則だから自分たちではどうしようもないと言われます。こんな規則は変えるべきではないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

4項目目は、国民皆保険で始まった国民健康保険税ですので趣旨は理解できますけれども、失業して協会けんぽから脱退すると、同時に国民健康保険税が発生します。しかも、その税制は前年の所得割で算定されます。健康な人は保険証を使わないので、そのまま数カ月から1年たってから保険証が必要になって窓口に保険証をもらいに行くことになりますが、説明がないので、遑って請求されることに気がつきません。当局ができることは、「会社を辞めたらすぐ国保の手続を」の周知をすることではないでしょうか。電話や窓口で保険証を取得するような問い合わせがあったら、遑って請求がされること。納期限内であれば減免申請ができることを知らせる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、住宅リフォーム制度の拡充について伺います。

住宅リフォーム制度は経済波及効果が大きく、建築関係者の方や利用者に変え喜ばれています。利用する多くの方々は、築40年、50年の高齢者の方が多いのではないのでしょうか。年金のみの方には、1回使ったらもう使えないとあきらめているという声をよく聞きます。数年たったらまた使えるようにするということを考えないでしょうか。住宅に隣接しなくとも敷地内の作業小屋、車庫にも使えることで、業者も潤うことになると思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目は、給食センターの建設延期について伺います。

建設検討委員会は、7月22日に第1回八峰町立学校給食共同調理場建設委員会を開きました。6月22日、施工要綱を承認しました。その内容は、1回目は教育長が招集すること。最後の8条には、「要綱に定める者のほか、必要な事項は教育長が別に定める」とあります。2回目は八峰中学校の横に建設することが適地であるとしました。3回目は先進地の湯沢市と東成瀬村に視察に行ってきました。職員、パート、全委員のメンバー

で行きました。4回目は9月28日、建設課長が出席して設計図を検討しました。そして提言書を決定しました。その経過は町長はよく知っていたと思います。新たに沸き上がった計画ではなく、どうしても建設しなければならないところもまで来ている、このことから委員会を立ち上げ、そこを踏まえて町の方では暫定予算、補助金獲得の作業はなされているものと検討委員会のメンバーは思っていたと思います。検討委員会の時に立ち上げる時はどのような気持ちで町長はいたのでしょうか。

また、災害時の給食提供について、どのようにお考えか伺いたいと思います。

12月議会で町長は、「様々な提言をいただきました。提言された内容を参考にしながら計画を進めてまいりたいと考えております」と述べています。要綱にあるとおり教育長から必要な事項の報告もなく、検討委員会の報告がないまま3月議会に入りました。あまりにも急な決断に、教育委員会との乖離を感じます。

教育長に伺います。老朽化が進み、そこで働く人たちにも危険が及ぼすくらい高温の作業であったり、耐用年数過ぎた器具や衛生管理に大変難儀しながら仕事をしている職員、そして検討委員会になった時にどのように説明するのかお聞かせください。

以上です。どうかご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員の質問にお答えします。

はじめに、「均等割・平等割を見直し、協会けんぽ並みの国保税に近づけることが必要ではないか。特に均等割は子供一人一人に加算される。これを廃止することで、安心して子供を産み育てる子育て支援にも繋がると思うがいかがお考えか」についてお答えします。

八峰町の国保税の算定は、保険税負担能力に応じて賦課される応能分として所得割及び資産割、また、受益に応じて等しく賦課される応益分として均等割及び平等割の区分により構成されております。均等割は被保険者ごとに、平等割は世帯ごとに賦課されます。

ご質問の均等割の廃止についてですが、仮に均等割を廃止しても必要とする保険税額は変わりませんし、応能分と応益分の割合は50対50とするのが標準とされておりますので、均等割廃止分がそのまま平等割に転嫁されることとなります。したがって、均等割の廃止については、被保険者数の多い世帯の負担軽減分を被保険者数の少ない世帯が負

担しなければならなくなり、特に全体の約6割を占める被保険者数1人の世帯の保険税の増額に繋がりますので、見上議員の質問の趣旨にそぐわないと考えます。

なお、協会けんぽ並みの国保税については、協会けんぽは保険料負担が労使折半であり、制度設計そのものが違いますので、国保税と比較することは困難であると考えます。

次に、「納税組合が組合員の税金を管理することは個人情報を守られないのではないか。税の納付書が納税組合にとどまり、世帯に確実にわたっているのでしょうか。税の納付書は当局が直接個人に配布するべきではないか、考えをお聞かせ願いたい」についてお答えします。

八峰町では、昭和30年代後半から各地域において納税貯蓄組合が設立され、これまで長きにわたり町税の税収確保に大きな役割を担っていただいております。組合は地域の任意団体で、納税資金の備蓄、期限内納付の推進及び税知識の普及などを目的に活動しており、現在62団体あります。それぞれの地域の状況に即した運営が行われており、主に峰浜地区の組合では納税は加入者個人が行い、八森地区では組合が個人の分をまとめて納税している点が特徴的となっております。

また、町税の通知については、原則として納税義務者個人宛に納税通知書及び納付書を送付しております。ただ、組合が納付する八森地区全組合及び峰浜地区の一部の組合加入者に対しましては、組合と個人との二重納付を避けるため、納税通知書のみを送付しております。

また、納税貯蓄組合は自由に加入・脱退できる任意団体であり、加入者同士の信頼関係で成り立っている団体であります。納税貯蓄のための仮徴収や税の納付事務は加入者の同意の上で行っておりますので、課税状況等の個人情報は守られていると考えております。

3点目の「減免規則の中に生活を一にしている全ての家族から金融機関調べの同意書を求めることは、子供を含め、国保と関係ない家族にまで及ぶ。調査権の乱用にならないか。個人情報を守られないことに町長はいかがお考えか」についてお答えします。

国保税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等のため税金を納める能力がないと判断される場合に、規則に従い免除することができることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。当町では、担税力の有無、減免の可否については、条例・規則に沿って、申請の受理、聞き取り調査、金融機関調査、税務及び福祉関係職員による審査を経て決定しており、申請にあたっては、申請人及び

世帯員の預貯金等の確認のため金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、同意をいただいた方の金融機関照会を行っております。

町といたしましては、今後とも税の減免にあたっては、税負担の公正公平という観点から、他の納税者に疑念を抱かせ納税意欲を失わせることのないよう、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

なお、調査等で知り得たことについては当然守秘義務があり、また、条例・規則に従い同意をいただいた上で必要な調査を行っておりますので、調査権の乱用ではありませんし、また、個人情報も守られていると考えております。

4点目の「失業した場合、社会保険から脱退すると自動的に国保に移ることが町民に周知されているか。知らないまま、失業期間中、病気で保険証を申請した時、初めて遡って前年度の所得で国保税の請求が来る。特に若い層で起きていないか。滞納額を減らす意味から広報でのお知らせや窓口で減免制度があるなどの丁寧な説明が必要ではないかと思うが、町長の考えをお聞かせ願いたい」についてお答えします。

失業した場合の健康保険については、自動的に国保に移るわけではなく、失業時の社会保険への任意継続や、家族の社会保険の扶養者への適用を失業者自身が考慮し、これらの適用対象に入らない場合に国保で適用するという方法がとられています。

また、国保の届け出の周知については、保険証の更新時期前の9月に広報やホームページでの周知を図っておりますが、減免制度までは説明しておりませんので、今後充実してまいります。

また、社会保険の取得や喪失に関する情報については市町村で把握することが困難であり、事業主が失業者へ健康保険や年金の切り替え等に必要な関係書類を渡す際に本人へ周知されているものと承知しております。

なお、失業者自身が国保を選択し、国保の窓口で相談に来られた際には、国保の内容はもとより減免制度についても説明しており、今後とも丁寧な説明をしてまいります。

次に、「リフォーム制度の範囲拡大を」についてお答えします。

1点目の「住宅リフォーム制度は、年度内か否かにかかわらず重複できないとされている。年数を区切って再度使えることを考えないか」についてであります。 「八峰町住まいづくり応援事業補助金交付要綱」第3条第2項に規定している「年度内か否かにかかわらず、重複して申請することはできない。」という部分については、子育て世帯向け新築支援事業、リフォーム支援事業、空き家購入等支援事業の3つに分類した事業

を重複して申請することができないと規定しているものであります。しかしながら、リフォーム支援事業については今年度からまた改めて受付を開始しておりますし、交付申請を同一年度内に1回限りとする旨の規定は設けておりますが、その補助金が限度額に達していなければ、翌年度以降の異なる年度に再度申請することを可能にしてありますので、当面はこうした考え方で進めてまいりたいと考えております。

なお、空き家除去に限定した「八峰町空き家除去推進事業」を見直し、近年多発する自然災害などにより空き家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な構造物の除去や改修工事、危険木の伐採等に対して総合的に補助することができるように対策を強化し、平成31年度からは「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」に改め、住民が安全で安心して暮らせる「防災のまちづくり」に力を注ぐこととしています。

また、「リフォーム制度の範囲拡充」についても、これまでの「子育て世帯」向け新築住宅に加え、65歳以上の高齢者と40歳未満の子等が同居や同じ敷地内に住宅を新築する「支え合い世帯」向け新築住宅を支援することとし、さらに「住宅診断」や「耐震改修」への支援制度を新たに設けるなど、大幅に範囲を拡充したところであります。

2点目の「敷地内で自宅から離れた車庫や作業小屋の修繕などにも適用することを住民は望んでいるが、いかがお考えか」に関しましては、非住家の安全管理と負担軽減という観点からの要望と捉えておりますが、先ほどご説明したとおり大幅な対象拡大を図ったところであり、新年度においては居住空間に対する質的向上を図ることに重点をおき、より多くの世帯へ支援が行き渡ることを優先したいと考えています。

したがって、敷地内で自宅から離れた車庫や作業小屋の修繕等の対応については、所有者において適切な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

3点目の給食センター建設の延期についてお答えします。

まず最初に、「検討委員会4回開かれ提言書を提出した。12月議会で町長は行政報告で建設に向けて計画を進めていくとした。その間、庁舎内で真剣に建設を考えていたのか。改築計画の財源は一般会計からと考えていたのか。補助金獲得のための計画はいつ頃から始めるのか。国・県の財政緊縮は影響していると思うが、却下された理由を見て緻密さが欠けていると思うがいかがお考えか」についてであります。見上議員ご指摘のとおり、改築検討委員会を設置し、平成32年度建設を目指した提言をいただいたことや、昨年12月議会の行政報告で「早期建設に向け、提言された内容を参考にしながら計画を進めていく」と申し上げたのは事実であります。行政報告をした時点までだけで

なく、新年度予算の概略を取りまとめた昨年末までは、昨年の4月に前町長から「給食センターは改築しなければならない」という引き継ぎを受けていたこともあり、私自身が「改築ありき」という考え方にとらわれていたことが一番の問題だったと大いに反省しているところであります。

給食センター建設の延期について考えたきっかけは、平成30年度の当初予算を組むために約4億円の財政調整基金からの繰り入れがあったことは知っておりましたが、昨年末に事務方から、平成31年度の当初予算を組むためには、平成30年度の基金からの繰入額の約2倍近い7億円以上の繰り入れが必要と聞かされたことであります。直感的に、このまま進んでいけば大変だという思いを強くいたしました。その後、1日500食の給食を提供する施設に5億円という高額費用が必要だという報告を受け、何とかしなければならないという気持ちに変わりました。さらに県から、国庫補助金との関係から構造上危険な状態にはないと判断されるという結果もあり、まだ利用できるのではないかと考えるようになりました。そして専門家から耐震診断を行っていただき、これまで何度か補修工事を行ってきたこともあり、建物的には問題がないことが分かったことに加え、長い間使用してきた調理機器も良好な状態であり、かつ現在の設備の能力が1,000食対応で、メインである5つの調理釜も全て正常に稼働しているということが分かり、改築する時期を先延ばしできるのではないかとこの考えに至った次第であります。

改築検討委員会の多数の委員の皆様には長い時間をかけて「提言」をまとめていただいたにもかかわらず、また、朝令暮改的に直前の議会で早期建設という報告をしたにもかかわらず、「改築を延期する」という判断をしなければならなかったことは、本当に申し訳なく思っておりますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、国庫補助金が給食センターの建設延期に直接影響を及ぼしたわけではありませんが、補助金の対象となる事業は詳しい内容が固まらなくても判断できることでありますので、緻密さが欠けているとのご指摘は当然であり、今後の取り組みに生かしていかなければならない反省点の一つであると考えております。

また、改築計画の財源としては、枠の問題もありますが過疎債を予定しておりました。

2点目の「峰浜培養・峰浜統合子ども園に費用がかかることは当初から考えられていた。培養への補助で給食センターが建てられないことに町民はどのように思うだろうか、町長の考えをお聞かせ願いたい」についてであります。また、「菌床しいたけホダ生産・栽培研修施設」は、秋田県市町村未来づくり協働プログラムの「おがる八峰しいたけプロ

ジェクト」の一環として、県と町が協働して整備したものであり、節目節目に町議会へご報告しながら進めてきた事業であります。

確かに見上議員ご指摘のとおり、このプロジェクトや統合子ども園に費用がかかることは当初から分かっているのは当然でありますし、私も先に開催していただいた「全員協議会」において、将来的な財政シミュレーションを示しながら、「大規模な事業を連続して進めていくのは財政に大きな負担がかかる」と申しあげましたので、峰浜培養のための事業を実施したから給食センターが建設されなくなったと考える方もいるかもしれませんが、今回の延期については、新たに財政シミュレーションした結果、今後の予算編成において今後も行政サービスの水準を維持すると仮定した時、基金から多額の繰り入れが続いていくことに加え、現在の給食センターが、耐震診断結果や給食設備能力が1,000食対応で、メインである5つの調理釜も全て正常に稼働しているなど、建物的にも給食設備的にも健全な財政運営を維持できる見通しがつくまで使えるということが理由でありますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

3点目については、後ほど川尻教育長が答弁いたします。

4点目の「災害時の給食センターの役割をどのように考えているか、町長の考えをお聞かせ願いたい」についてであります。八峰町地域防災計画においては、学校給食共同調理場で供給できる給食数を1,000食としております。しかしながら、これらは給食センターの建物自体が被災していないことに加え、電気、水道、ガスなどのインフラにも問題がないことが前提になるものであり、例えば大地震のように各家々だけでなく給食センターのライフラインも壊れてしまえば給食センターを活用できなくなりますし、また、大津波のように海岸部の方々が被災された場合については被災者への食事提供に大きく貢献できると考えますので、災害の規模、形態、種類によって給食センターが役に立つ場合や機能しない場合もあると考えられます。

いずれにいたしましても、給食センターが全ての災害に対応できる施設になるには、耐震対応、非常用電源、一定量の食料の保管及び保管のための備蓄施設、さらには貯水施設や稼働可能な機材の確保など、かなりの投資が必要になるものと考えられますし、どこまで投資するのかが大きな問題になると思います。その際には、平成27年7月の豪雨の際に、横間地区コミュニティーセンターや大沢地区の山村活性化支援センターに避難した住民に対して、地元住民の方々から迅速に食糧支援を行っていただき、初期対応や共助の観点で有効に機能したことも念頭におく必要があると考えております。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 給食センターについての3点目の質問について、私の方から答弁したいと思います。

「安全で安心の給食は、安全に働く職員から生まれる。目先の修繕で老朽化した給食センターは安心の給食を与えられるのか。建設計画をどのように考えているかを含め、教育長の考えをお聞かせ願いたい」についてであります。 「安全で安心の給食は、安全に働く職員から生まれる」については、見上議員のお話のとおりと私も認識しております。

現在の給食センターは1980年に建設され、2002年度に増築と設備の大規模改修を行っております。その後も国の交付金事業等を活用し建物部分の改修を3度実施したほか、調理器具につきましてもこまめに保守点検を実施し、故障して修理できない機器についても更新してまいりました。現在の給食センターは1,000食対応の機器を有しており、現在は450食と約半分の食数でもあり、万が一、調理釜等が壊れて使用できない状態になったとしても、修理を終えるまでは、あるいは更新した場合でも、予備の機器を使用し対応できる状態であります。年数はたっておりますが、調理員の皆様の衛生管理の意識の高さにより日頃の手入れが徹底されており、安全・安心な給食の提供を可能にしてくれてると理解しています。

今回、改築計画は延期ということですが、調理室内の空調設備の改善は先延ばしにできないものと考えており、冷暖房設備の設置については、できるだけ早期に整備し、食中毒防止、そして調理員の快適な職場づくりに努め、安全・安心な給食を提供してまいります。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありますか。見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まず、国保の負担軽減のことについて再質問を行います。

国保税の中で均等割、これを軽減した場合に、ほかの方の保険料の方にも影響するってことはよく分かっております。それを分かった上で質問してるんですけども、今この均等割というのがすごいやっぱり不公平でない、子どもが増えるごとに国保が値上がりする、これはやはり子どもを生みたくとも生めない、こういう国保状態になるのはおかしいのではないかとということが言われてます。そのことについて、八峰町の場合は子どもが113人、均等割は1人3万1,000円ですので310万4,000円を出せば、国保税の子どもを抱えた人たちは1人当たり3万1,000円ですので、これが安くなって大変助か

るのではないかと思います。ただそれは、全て免除というわけではなくて、減免って、減額ということも考えられるのではないかと思いますので、子育て支援を兼ねて町長の考え、そして伺いたいんですけれども、いろんなところで今これ取り組まれてますけれども、ふるさと納税でこの分を賄ってるというところもあるそうです。町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 政策部分を考える時は、一面からのものの見方でなくて、やっぱり総合的な対応が必要なると思います。したがって、今の国保財政の部分の問題と、それから子育て支援の問題、そうやって絡めて考えますと、まあ見上議員がおっしゃるようなことも分かりますけれども、その分、国保の部分の必要額が毎年決まってくるわけでありまして、その不足分をじゃあどうするかというと、また町の方の財政で負担するというふうな形になりますので、いろんな部分を考えないといけませんので、子育て支援の部分については子育て支援でまあいろいろ考えていきますけれども、国保の部分と絡めてそれをまた子育て支援という部分に関していくっていくのは、こうちょっとやっぱり政策的な部分にしてはかみ合わないのかなというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 現にですね、国保税が今400万円収入の場合に子ども2人だと36万円、これが八峰町で試算した割合ですけれども、それで200万円の収入だと21万円とか、これは家計に占める負担の重さっていうのは、やはり並々ならぬ負担だと思うんです。この国保が非常にどんどんどんどん高くなっていくっていうことに対して、払えない世帯が出てくると思うんですけれども、これをこのまま高くなっていくことについて、町長はどのようにお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も、将来的な部分で財政に及ぼす国保、国保だけでないんですけど、幾つか財政的に非常に不安なってる部分があります。それも国保も一つです。ただ、ここの部分については、いわゆる何もしなければだんだん年を重ねるにつれて病気になる、国保がかかっていきますので、私の考え方は、できるだけ病気になった時に初めてかかるお金ですので、病気にならないような、まあいわゆる健康づくりの方に力を入れながら、できるだけ国保の負担が多くならないように、そういう形で取り組んでいきたいと思っています。私自身も黙ってけば国保が2倍、3倍になっていかないと、国保、

国民健康保険そのものが守れなくなるようなそういう危惧を抱いております。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今伺ったのは国保の予防対策、国保予防すれば国保税が負担が少なくなる、これはよく分かってます。今伺ったのは、400万円世帯で、400万円の収入で36万円かかる、このことについてどう思いますかということでお尋ねしました。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これもいわゆる長い間かかって国保の部分の負担をどうするかという部分の議論の中で考えられてる部分でありますので、そこの部分に関して、まあ直感的に私も途中までは年金生活者でありましたので、400万円も収入ありませんでしたけれども、それでもやっぱり高さは感じました。安ければいいんですけれども、ただ、実際自分が病気になった時に、その健康保険があることによって病院にかかれるという部分もありますので、そこの部分については、まあ本当に安くしていければ一番いいんですが、制度を守っていくっていう気持ちも大切ではないかと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国保税の負担軽減ですので、それに関連して納税組合のことについて伺います。

納税組合の個人情報、加入が4,000くらいでしたっけかな、納税組合のあれもらったんですけれども、自動車から国保から、それから固定資産税から全部この納税組合が把握してるわけですね。そこの一世帯一世帯のその経済状況から全部、払ってるか払ってないか、まあそれを納税組合で立て替えて払ったり、そういう町にとっては大変便利な納税組合だと思います。それでちょっとインターネットでいろいろ調べてみたら、能代市の納税組合というのは、あれです、住民税だけが納税組合で管理してる。そしてあとは全然関知しない。ですから、まちから出るお金も非常に少なく、1人当たり何百円かな、町の場合は事務費と、それから何とかで3,100円くらいですか、1世帯に、あっ、1人当たり、大変な大きな金額なんですけれども、そういうことも個人情報をやっぱり組合に管理させるということは、いいことではないと思うんですけれども、例えばそういうやり方があるということについて、町長はどのように思われますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも八森地区の方々は全て組合納付で、個人の方には納税のいくらかかっているかという部分の金額分かるようなことはやりますけど、峰浜の方はご

く一部だけで、ほとんどが個人納付になってます。これもやっぱり長い時間をかけてそういうふうな形になってきて、まあ八森地域の方が納税の部分に関しては、逆にいけば町とかからすればしっかりとした制度を運用してきてるなというふうな形では思ってます。

で、ご懸念の情報が、個人情報を守られないかという部分については、これは納税組合自体がいわゆる個人の人とのいろんな信頼関係の中でやっていますので、その部分、むやみやたらと納税組合の方がその人の課税の状況を出すとかっていうことはないと思います。ただいずれ、どうすればいいかっていう部分は、逆にいけば納税組合の毎年こう総会開いていますので、その中でどういう形の方がいいのか。ただいずれ、いずれ今の部分で良しとしている形が今の納税組合の方々ですので、そういう部分では今の形でもいいのかなと私は思います。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 納税組合にかなりお金が、680万円でしたっけかな、行ってます。

このことについては、住民等と納税組合の信頼関係とか、長年積み重なってきて、それがお楽しみ会をやったり、ほとんどもう年金から引かれて固定資産税何千円しか払っていないのに納税組合に入って、それが楽しみだということもそれは私も分かりますけれども、やっぱりそれに町も甘んじてはいけないんじゃないかと思います。納税組合のことについては、それでいいです。

それと、国保に関して伺います。

町長、県の職員でしたので、よくご存じだと思うんですけども、同一家族のこの世帯の金融の調査、家族全員の金融調査っていうことは、これは町が質問権はあるんですけども、税金を払うと減免申請やる時、申請書を出して、3、4枚出して、それで質問して、それで認めるとかってあるんですけども、この金融機関まで一人一人、これは加藤町長の時に、私がいる時に途中で規約を改正して、何の議会にも諮らないで、これは町長の判断で規約・規則改正できますので、当時の課長は、全県の中で一番そのワーストと言われることの規則そのまま引用したんだということでしたけれども、これはねやっぱり県でもいろいろ裁判起きたりもしていますけれども、これはやっぱり町としては、金融機関、一人一人が金融機関調べっていうのはこれは町、調査権はないと思います。で、「同一家族全員の」ってなっていますので、もちろん子どもから、それから自分たちには関係ない、ここに関係ない人たちの金融調べも入ります。そういうことについて、

町長はどのようにお考えですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 税の部分については、やっぱり公平公正、これがまず基本にあると思います。で、その部分については、いささかも疑念を抱かせるようなそういう形ではやってはいけないと思います。私、県の中で税の担当したことがないんで細かい中身までは分かりませんが、基本はそこだと思います。したがって、逆にその貯金があったにもかかわらず減免を受けたっていうふうな例もあったには聞いてますので、そういう部分とどちらがいいのかといえば、私としては今のこの条例・規則に則った形の部分で、これは6月議会でしたか9月議会で、そういう部分の質問を受けた時もお答えしたと思うんですが、今の形の方でよろしいかなというふうに思ってます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 分かりました。町長の考え方は分かりました。このことについては、また何度か、ちょっとこれも全県でこういうことやってませんので、聞くとね、「えっ、そういうことやってるの」って、「それ駄目だよ」っていうふうなことをほかの市町村から言われるんです。もちろん近隣の市町村もこういうことはやってません。八峰町だけです。で、まあ町長はこれでいいって言うんだったら、まあそのことについてはまた議論していきたいと思っております。

そして4番目の、4項目目のことについてですけれども、協会けんぽから脱退して離職票を出せば、鷹巣の方に自動的に協会けんぽ脱退しましたよっていうことで本人に通知が行って、その通知が行った時点でもう町の方に国保の手続が始まっているという、そういうふうに聞きました。それでですね、若い人たち、よく仕事を辞めたり、また入ったりということを繰り返すと思うんですけれども、やっぱり窓口でもうちょっとですね親切に、「保険証を出してけれ」って言えば「ああ、いいよ」っていうことで出す時に、それから、そういうこと、金銭的なことは一切言われなくて、出しますよって。そのかわり1か月後にびっくりするような納付書が届くわけです。協会けんぽを脱退して自動的に国保に引き継いでいきますからっていうことは、窓口からも言われました。で、そういうふうな保険証を発行する時に、もう少しですね国民健康保険ってはこのものなんだ、で、あなたが何か月間の失業した時のこれは遡って請求されるんだっていうことを一切言われなかったっていうこともありますので、これは是非お知らせ版にでもですね、離職票を出して脱退する時にはもう国保に引き継がれてるんだということを周知

してほしいなと思います。これは意見だけにしておきます。

これで国保の問題は終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目の質問に対して再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 住宅リフォームについて伺います。

限度額が30万円ですか。30万円を超えてなければ、20万円あったら残りの10万円は年度内でもまたもう一回使えますよというふうなことの意味だと思うんですけども、今やっぱりね高齢者の方々が、若い時に家を建てて、それがいろんなところで支障が起きて、雨漏りしたりペンキ塗りたいとかいろんなことを考えても、多額なんですよね。100万円とか、何百万円、100万円単位でやっぱり補修費がかかります。それに対してやはり限度額ではなくて、もっと使えるようにしてほしい。それと、3つの重複しないように、子育てとか空き家とかありますけれども、そういうのでなくて、やっぱり作業小屋とか、それから車庫とか、そういう部分にもこの住宅リフォームを使うようなそういうことがやっぱり声も多く聞かれますので、もう一度考えてみませんか。

とにかくこの住宅リフォームは、大工さんにとっては大変、大工さんと地元にも建材屋さんがありますけれども、大変有効な経済効果をもたらす事業だと思いますので、この点について、3つの重複に関係なく、作業小屋とか車庫についてとかそういうことについてもう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この事業、今、見上議員おっしゃったように大変好評であります。で、対象事業費の15%、30万円が限度なんですけど、89件もの方々がその活用をしています。で、そういう部分で3,000万円の予算で約2億7,000万円の経済効果があったというふうに私は報告受けてますが、この部分をただ無尽蔵に増やしていったらね、まあ言うならば予算が限られてる中で対象を増やしていったら額を多くすれば、その恩恵を受ける方々の数が減っていく話ですので、まず今の、先ほどもご説明しましたけれども、対象は一軒屋の部分の拡大も努めましたし、あとは空き家の関係で倒壊するブロック塀、それから倒木可能性のある木、それから耐震改修とかそういう部分まで広げてますので、まずその部分をこのまま考えてやりながら、この後の推移を見たいと思います。逆に今、こうやった人方が、こうあとやれないとかそういうふうな形、応募がないとかね、そういうふうな形になればまた別なんですけど、ただ今現在、今年度も途中で補助金の募集止めざるを得ないという状況になってますので、まず今の形のままでやらせても

らえればなというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 住宅リフォームは分かりました。

3番目に入ります。

○議長（門脇直樹君） 3点目について質問ありませんか。見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 給食センターですけれども、町長から縷々ありました。本当に検討委員会っていうのは真剣に考えてきたんですよ、本当に。もう建てるもんだと思って。もう建設から設計まで全部見て、自分たちがやったんだから建つべなっていうそういう気持ちでいたんですけれども、それも本当にぎりぎりの時点になってやらないということのそれがですね大変がっかり、まあ経済的にもいろいろあるっていうことは分かるんですけれども、やはりですね町の調べを見ていろんなの、北羽とか見て、「ああやっぱりしいたけのために給食センターやめだったな」っていう声がやはり私直に聞きました。で、やっぱりね、こういう声が出てくると思うんですね。で、「しいたけ、こんだけかけてもまだかけらったか」っていうふうな声もよく聞かれます。一つのことを悪く言うつもりはないんですけれども、ただやはりこういうふうに事業ができなくなったっていうことに際しての町民に対する町の説明がきちっとされないといけないと思って私は質問しました。

それでですね、要綱の中にあるんですけれども、教育長から必要な事項の報告もなく、検討委員会の報告がないまま3月議会に入ってしまったっていうことで、大変残念です。やはりこの主体はやっぱり教育委員会ではないかと思うんですね。それがいきなり教育長の方から、いや、町長の方から言われまして、教育長の説明も全く全協の時はありませんでした。この要綱について町長もよくご存じだと思うんですけれども、この経過について一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 所管の事業は教育委員会、そういう形になりますが、最終的に予算提案する際には私の権限で提案するかどうかを考えないといけないと思います。その時に、まあ先ほども申し上げましたとおり、私自身が昨年末まではもう建てなきゃいけないというふうな形で思い込んでおりましたので、で、予算のこの部分がそんなに、去年の4億円にも驚いたんですけど、でもそんなにその倍近くかかるのかっていうふうなそういう形を聞いた時には、これはやっぱりこのままでは駄目だなという形で思って、

そういう形でいろいろ長い時間いろいろ議論しました。まあその過程で、まあ見上議員おっしゃるとおり、その3月議会始まる前に委員会の方に説明をして謝罪をしながら進めるのが一番ベストだと思いますけれども、そこまでの時間が、まあいわゆる私の判断がなかなか決めれなかった部分もありますけれども、その部分は議会終了後に行う形にしております。ただいずれ最終的には、要綱はそういう形で教育委員会の方の所管ですけれども、最終的に予算提案というような形になれば私の責任で行わなきゃいけないと思ってます。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） いつ建てる予定なんですか。全協で説明したとおり5年後でしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その前に、まずこう財政シミュレーションを示した収入支出の部分、その部分をまず安定させる必要があると考えますので、まず五、六千万円の暖房費かけていくわけですから、その部分については、まあ安定的な形でできる部分ってのは5年先ぐらいかなって形で全協の時にはそうお話しさせていただきました。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 5年先はあまりにも無責任です。もう町長の改選もあり、議会の改選もありますので、5年先ということはないに等しいことだと思いますので、ちょっと無責任ではないかと思います。

○議長（門脇直樹君） 時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。2時より再開いたします。

午後 1時55分 休 憩

.....
午後 2時00分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番議員の一般質問を許します。5番須藤正人さん。

○5番（須藤正人君） 今日は朝から2名の傍聴者が来ていただいております。午後からも引き続きおこしいただきました。ありがとうございます。漁業者の方もおるようであります。また、1問目の質問を私に投げかけた人も来ております。今日は一生懸命質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議席番号5番の須藤正人でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、町長の陳情についてお伺いをいたします。

昨年、森田町長は、漁業関係者と一緒に水産庁の方に陳情に出向いたと伺っております。昨年、森田町長は、漁業関係者と一緒に水産庁の方に陳情に出向いたと伺っております。昨年から、町では、漁港の沖合に離岸堤を造って、その内海で養殖事業をやるといううわさが町内で流れておりました。それを私に聞きに来た方が何人かおりました。しかし、町では我々議会にはその報告は一切ありませんでした。いまだかつてありません。第2漁港の沖合に今ある離岸堤ができたことがあります。その造る前に、我々議会に県の職員を呼んで、こういうことで離岸堤を造りたいという説明がありました。しかし、そのうわさが本当なのかどうなのか、分かりません。ただ、町長が水産庁に陳情に出向いたということは、きっとその辺に何かあるんだろうなというふうに思っております。まあ海のことですから、水面下で動いているのかもしれない。

確かにこの荒波の日本海では、養殖事業はなかなか成り立ちません。20数年前に、旧八森時代、金網いけすでヒラメの試験養殖をした時代がありました。失敗しました。金網にかえて漁網の網いけすを沈めて養殖をしたことがありました。それもまた失敗しました。この事業には漁業者がほとんど賛同しませんでした。全く町主導でこの事業を行ったわけではありますが、全て失敗をしております。やはりこの日本海の荒波で養殖事業をやるには、非常に無理があると。しかも、漁業者が本気でそれをやらないと成功しない。

過去に福井県の若狭湾、あの地区に視察に行ったことがあります。フグの養殖事業をやっておりました。もちろんそこは大きな入江で、いかだを何艘も浮かべて、その中でフグの養殖をやっておりました。もちろん成功いたしておりました。その組合長さんに話を伺ったことがあります。私たちは国からも県からも、そして行政からも一つも支援をいただけていない。補助金は全くありません。組合員の我々の自前で借金をして、この事業を命懸けでやったから成功することができた。全く漁業者が発案をして、命を賭けてやった養殖事業でありました。だから成功をしたんであります。

私が今思うには、町長と漁業者関係が水産庁に行った。そして、まあ予算の折衝に行ったんでしょう。漁業者が本当にこの養殖事業をやりたいと思っているのか。離岸堤を必要としているのか。私にこの事業について何人かの漁業者も聞きに来ました。末端の漁業者にはこの事業について全く話されていない。町長までも議会にも話していない。そこにやはり町民が、これは何かあるのではないかという疑いの目が向けられるのは当然

であります。町長がこの事業に対してどう思っているのか。

人から話を聞くと、検討委員会が立ち上がった。この検討委員会で1月までこの委員会を5回ほどやって、そしてもう離岸堤の話が出ている。本当であれば漁業者が、漁業者から声があがって、そして検討委員会ができて、その内容を協議して精査して、そしてそれには離岸堤がどうしても必要だといってその工事に取りかかっていくのが普通であります。それがもう離岸堤ありきであります。このことについて、町長、どう感じているのかお伺いをしたいと思います。

それから、洋上風力のことについてお伺いをいたしたいと思います。

午前中に山本議員と奈良議員からこの質問が出ておりました。私が聞いておりました非常に腹が立ちました。町長、2月7日にリニューアブルの、リニューアブル・エネルギーですか、の漁業者対象の説明会がありました。町長も副町長も担当職員もいませんでした。門脇議長、菊地 薫議員、そのほかに議員がいたかもしれません。五、六十人の方々がファガスに参集しておりました。町長と副町長、漁民の生の声をいつ聞くんですか。聞く気があるんですか。あなたは先ほど奈良議員の質問に、業者はその時に応じて説明会をやるでしょうと。無責任な発言がありましたね。漁業者の生の声を聞かないで、机上であなたは何を思うんですかね。

八峰町は漁業と農業の町であります。合併する時に、海の物とも山の物ともつかないと言う人がおりました。しかし、農業も漁業も発展しないと、この町の合併した成功はないんですね。

山口県の下関、4メガ4,000kW15基、日本風力開発が、いや、リニューアブル・エネルギーが8メガ8,000kW22基、倍の風車が22基です。そして今度の日本風力開発が、それ以上の9.5メガ9,500kWの風車を158基、八峰町沖から男鹿沖まで建設する。海の中は夜の新宿歌舞伎町になると思います。大変な騒音になると思います。大変な震動になると思います。ハタハタが産卵に来ると思いますか。ハタハタは寄りつきませんよ。ハタハタが産卵しないと、底曳き網漁船、沖で獲るハタハタも来ません。どんどんハタハタが減っていきます。そんな状況の海になるんです。

町長は先ほどから、海域利用法、促進海域を決めて、基準を決めて公募して入札をして業者を決めて、それを推進していく。国のやる事業だと。国の法定会議の中でそのことが決まっていくというような話をしておりました。町長は八峰町の町長なんですね。八峰町の町長なんですよ。国の町長でもなくて、県の町長でもないんです。この町の長

なんです。この町の海なんです。この町の海と、先ほどから言った景観、身体の影響、漁業に対する悪影響、それをあなたが国の海域利用法でどうのこうのと、それだけを言う。そうではなくて、あなたが今、自分の思いとしてこういう事業をやったらこの海がどうなるかということをおもな聞いているんです。心配しているんです。それがちょっとあなたにはないんですね。残念です。もしあなたが本当にこの地域のこと、この町のこと、海のことを思っているのであれば、明日から反対運動を起こしましょうよ。国が何と言おうと、県が何と言おうと、町が駄目になることであつたら反対していく、そういう気持ちがないですかね。森田町長の本心、思いを、この洋上風力事業のことを語っていただきたい、聞きたいと思います。

終わります。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員のご質問にお答えします。

これからお答えする部分については、あらかじめ通告にあつたその部分についてお答えをいたします。

「町長が昨年から漁業関係者と水産庁に陳情に出向いていると聞いているが、その陳情内容についてお伺いしたい」という部分についてお答えします。

平成30年2月に、秋田県漁業協同組合より「岩館漁港分港の整備促進について」という要望書が町に提出されました。この要望では、近年、漁業従事者の後継者不足や高齢化が顕著となっており、その打開策として漁港施設を有効活用した「つくり育てる漁業」の推進が重要であることから、岩館分港に第2防波堤の設置により静穏域を造成することで、「つくり育てる漁業」を推進することについて要望されております。また、同時期に、秋田県漁業協同組合幹部と前町長が県知事を訪問し、岩館分港の南西側に第2防波堤を設置して静穏域を創出し、ハタハタ漁場のほか、アカモク、ナマコ、アワビ、イワガキ等磯根資源の増殖をはじめ、観光面も含めた6次産業化の推進と後継者の確保、技術継承の場として活用するため、沖防波堤と漁場整備が必要との要望活動が行われております。

これを受け、昨年4月に、漁港整備事業の実施主体である秋田県が窓口となって、秋田県漁協、漁業者代表、商工会、観光協会、町、県等の各関係者で会議を開き、これまでの経緯、要望内容の確認、課題や必要となる検討事項、今後の進め方などについて話

し合われました。また、その後も、実務担当者によるプロジェクトチーム会議を3回、全体会議を1回開催し、「つくり育てる漁業」における可能性の高い磯根資源の品目の選定や養殖の対象魚種について具体的な意見を出し合ったほか、さらに、ブランド化や高付加価値化を含めた6次産業化に向けて地元商工会や観光協会との連携が重要との認識を確認し、事業実現に向けて関係者が一丸となって進めていくこととしております。

国への要望活動については、昨年7月31日に県と県漁協幹部とともに平成29年度から平成33年度までの現在の補助事業による沖防波堤の整備促進と、現在整備中の沖防波堤とは別に南西側へ沖防波堤を延伸し、「つくり育てる漁業」のための静穏域を拡大していただくよう要望したほか、本年2月15日に、プロジェクトチームで検討してきたことを中間報告として説明しながら、昨年7月に要望した内容について強く要望してまいりました。

現時点の課題としては、費用対効果をどのようにして高めていくかということであり、建設コストの縮減と静穏域を活用した水産物の付加価値向上がポイントであると考えております。

町としましては、現在の漁業における厳しい状況や今後の見通しを考えた時、高齢者に優しい産業である「つくり育てる漁業」の取り組みについては大変重要であると考えており、静穏域を拡大して磯根資源の生産量を増大させ、加工や販売におけるブランド化をはじめ、漁業者だけでなく、商工会や観光協会と漁業者による6次産業化や、磯体験や海洋環境体験、浜の特産料理提供など観光面にも波及させていくことが大切であると考えております。このため、岩館漁港の静穏域整備による複合的漁業エリアの創出については、国の事業認可が受けられるよう、今後も、県はもとより、漁協、漁業者、商工会、観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、秋田県漁業協同組合から八峰町に提出された、本年2月15日付の要望書を資料として提示しております。

2点目の洋上風力発電事業に関するご質問にお答えいたします。

「ジャパン・リニューアブル・エネルギーに続いて日本風力開発が八峰町沖から男鹿沖にかけて国内最大規模の洋上風力発電事業を計画している。景観の破壊、漁業への悪影響が懸念されるが、町長の考えは」というご質問であります。本年4月に施行される「再エネ海域利用法」は、これまで洋上風力発電事業を進める上でネックとなっていた、長期にわたり海域の占有を実現するための統一的ルールを定め、併せて先行事業者との

調整に係る枠組みを整備することで立地促進を図るために制定されたものであります。発電事業の内容や発電設備の構造、工事実施の方法などを盛り込んだ「公募占用計画」が認定された事業者は、「促進区域」で最長30年間にわたり占用が許可されるため、事業の経済性を考える上で有利な条件が揃ったことが、ジャパン・リニューアブル・エナジーに続いて日本風力開発が名乗りを上げたのではないかと考えております。

「景観の破壊が懸念される」とのご意見につきましては、現在計画されている全ての風車が建設されるのではなく、一つの「促進区域」には一つの事業者が入札で選ばれるものと理解しており、さらに法の規定により景観に配慮した計画が認定されますので、仮に本町の沖合に風車が建設されたとしても、景観に配慮した立地になるものと考えております。

また、漁業への影響につきましては、山本議員のご質問にお答えしたとおり、法の規定により「促進区域」の指定や法定の協議会での協議などにおいて、法的に守られていくものと理解しております。

- 議長（門脇直樹君） 5番議員、再質問ありませんか。5番須藤正人君。
- 5番（須藤正人君） 町長、この離岸堤について、漁民の声を聞いたことありますか。岩館の漁民と話ししたことはありますか。横間の漁民と話ししたことはありますか。この事業に対して、当事者である漁民が理解してないんですよ。磯根事業をこの養殖に合わせて行う。この内海で、離岸堤の内海でこの事業をやるというのが、ほとんど漁民が理解してないんです。漁協の幹部は、それは町長と一緒に陳情に行ったんですからそれはやろうと思ってるかもしれません。漁協の職員さえ、分からない職員がいるんですね。だから私が今お話ししたように、漁民、漁民がそこから、この事業をやりたいから離岸堤を造ってほしい、そういう末端の声から沸き上がった事業であれば、私は是非とも造ってほしいし、成功すると思います。でも、離岸堤ありきで、離岸堤を造ってその中で磯根をやきましょう、ナマコをやきましょう。誰がどういうふうにしてやるかも、たぶん町長も分からないと思います。検討委員会でどのぐらいの話し合いがあって、どういう計画ができたか、それさえも町長はまだ把握してないと思います。だから私はそこから沸き上がった事業にしてほしいんです。これを全く反対するものでもないんですね。それが本当に成功してできたら、私はすばらしいと思いますよ。でも、どうも成功するように思えない。だからもう少し慎重に、漁民がそれをやろうとする意気が沸いてくるような、そういう方法、そういうものをもってほしいと感じるんです。町長、どう思いま

すか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員がこう質問の中でお話しになった、この事業が成功すれば大変すばらしいと。まあ私はそこの部分を一番重きを置いています。ただ、漁民のほとんどの方々が知らない。それから、職員すらも知らない。で、そこの部分については、現在、まあこの資料の中にもつけてありますけれども、プロジェクトチーム3回、私が出席したのは12月27日の全体会、中間報告会の時でしたけれども、そこにはいわゆる漁民の方もいらっしゃいました。で、そこの部分で全くそういう人方がみんな知らないというそういう話であれば、私も今須藤議員がおっしゃったような形で思いますので、そこの部分は、この部分については、今年、来年度いっぱいかかって取りまとめるというふうなそういう方向伺ってますので、まあそういう部分についてはどうなっているんだというふうなお話をしながら対応していかなきゃいけないと思います。

私自身は、まず過去は外海の部分でつくり育てる漁業をやったので、そこの部分は非常に危険性が伴いリスクもあって、それはうまくいかなかったかもしれませんが、今、水産庁自体が漁港を活用した養殖事業、これを打ち出しておりますので、この部分についてはやっぱり将来の岩館地区、あるいはこの後、八森、横間、そっちの方も考えなきゃいけないんですが、まず岩館地区の部分でそういう話が県漁協の方から要望書としていただいておりますので、そこの部分でまず話ししてまとめていきたいなというふうに考えてます。いずれ将来的な部分どうするのかって部分、そこが一番のポイントだと思います。黙ってれば何もできなくなってしまいます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 商工会や観光協会、そして漁協の幹部、その中で検討会をつくって話し合われたんでしょうが、やるのは漁民だと思うんですね、漁業者だと思うんです。実際それをつくり育てるのは漁業者だと思うんです。商工会の人が、観光協会の人が、その養殖をするのではないと思うんですね。だから漁民がどういう気持ちで取り組んでいくのか、そこを検討して、私は最初にやるのは漁民の意見だと思うんですよ。漁民を集めて、こういうことをしたい、漁民はどう思いますか。そこから商工会や観光協会やいろんな人を集めて検討委員会をつくる。陳情に行く。順序が違うんですね、順序が。漁民が一番後なんです。だからその辺のところを、大体今、計画、その養殖事業の計画がちゃんとできていなくて、もう離岸堤の計画はしっかりしていると。おかしいじゃあ

りませんか。離岸堤ありきじゃありませんか。肝心のナマコや磯根のその計画が、こうこうやってこうやるんだということが何にもなくて、離岸堤をまず造る。もう図面できてますね。そうではないと思うんです。漁業者が真剣にならない漁業の事業は失敗する。過去を見るとそうなってるんです。ですから、もう少しちゃんと精査して計画を組んで、この養殖事業をもちろん漁民の声をいっぱい聞いてやってください。どうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 須藤議員お話、質問されたとおり、養殖やるのは漁業者、それは間違いありません。で、今の部分については、図面ができてるって言いましたけれども、どういうふうにして造るかについては、これ載ってますが、ここの部分どういうふうにして造るかの部分について何もなくて要望書っていうのはできない。要望することすらもできないので、これがそのまま決まったという話ではない。で、そう簡単に要望というの、こういう大規模な事業については決まるわけがない。で、今の部分が一番問題なのは、じゃあこの莫大な投資をした時にどういう利益が、いわゆるB/Cのベネフィットですけど、あるのかっていう部分で、今単にそこで獲れてるその、まあ新たに造りたい離岸堤の部分で静穏域広げて、そこだけあがってくるナマコとかそういう磯根資源、そういう部分、アワビもそうですけども、それだけでは国を説得できない。だから今一生懸命、漁業者に6次産業化をしていただくんじゃなくて、町を挙げて商工会の力も借りながら、あるいは観光協会の力も借りながら、そういう形で6次産業化を進める仕組みをつくって、そういうふうな利益交換があるんだよというふうなことを説明できなければ、国の方も県の方も「うん」って言わない。だからその今現在、県が主導しながら、まあそういうプロジェクトチームをつくって検討しているところです。普通に、先ほど来、漁協から要望書があがってきてる内容が、そのこう漁民が、例えば組合員誰も分からないというふうなそういうことって普通まず受け取れませんので、現実問題はそこはそうなのかっていう部分は改めて、私もこの後、漁協の幹部といろいろ会いますので、その際にそういう形をただしたいとは思っています。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあこういう広大なプロジェクトがある。なぜ我々議会に、このこういうような話があるんだよ。7月、8月の1日に、町長がその陳情から帰ってきて我々の研修の後の懇親会で、行ってきた話はしてたんです。水産庁に行ってきたという

話は挨拶の中でしてたんです。で、そのうちに我々にこの計画、構想があるんだよということを議会にも提示するのかなと待ってました、ずっと7月から。いまだにないんですね。で、町でうわさが、さっき言ったようにうわさが出てるんです。我々の知らないところでうわさがあるんですね。おかしいじゃないですか。議員が答えようがないんですよ、それ聞かれても。町長からも一つも説明がない。だから水面下と言われるんですね。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 結果的には皆さんに説明するのが今日ですので、そういう意味では水面下っていう形になったかもしれませんが、ただこの部分については、まだまだ解決しなければいけない課題がもうたくさんありますので、そういう部分が全くない、そういう課題の解決の進捗状況がない中でこういう話だけあるという部分は、やっぱり混乱させるだけの話だと思います。ある程度の道筋が見えたところで、こういう形でこういう状況になってるってことを説明するべきだと思います。今初めから、例えばスタートの2月、平成30年2月、私4月から、その前からの部分でもしそういう形でこういう要望来たって話を、まあそういう形ではまだできないと思います。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） このことについては最後の質問にしたいと思います。

町長と誰と誰が行ったんですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 漁協の幹部と、それから県の課長と私です。

○5番（須藤正人君） 間違いありませんね。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○5番（須藤正人君） 終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目について質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） これも過去の話なんですが、岩館漁港で黒ソイの養殖試験、試験養殖が行われたことがありました。私が議員になる前です。20数年前。船の出港入港で黒ソイの内臓が腐ったそうです。その原因を調べたら、その騒音によるストレス、黒ソイがストレスでその内臓が駄目になったと。この事業も、これは漁港の内でやった事業でありますから、それで駄目になったということがありました。魚はそういう騒音・震動、非常に敏感なんですね。この9.5メガの大型風車、8メガの大型風車が乱立した時

に魚は果たして来るでしょうか。寄りつきますかね。どうもね、もうこの秋田県の沿岸の海は、荒廃してしまうのではないかと、そのぐらい私は心配しています。町長が今、海域利用法とか何とか、それは国の法に則ったとか言ってますけども、そういうことではなくて、八峰町の町長としてこの海がどうなるのか想像してくださいよ。あの風車、今でも陸上の海岸に立っている震動が海で潜ってる人に相当の音量で聞こえるんだそうです。それが今度洋上ですから、もっとひどいことになると思います。だから町長、町長が町の人として本当に真剣に、2月の7日の漁民の声も聞けなかったでしょうけども、大変な思いをリニューアブル・エナジーにぶつけてました。聞かせたかったですね。だからそういうところが少しこの問題に対して甘いんじゃないかな、真剣に考えてるのかなと思うんですよ。

今回3人の、まあ明日菊地議員からも同じような質問が出ます。景観についても話したいんですが、菊地さんの分もありますから景観については話ししません。だから真剣に一町民として考えてください。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私は町長に立候補する時に、強い風も我が町の資源だと。で、3つの条件をお話ししました。漁業に影響を与えないこと。景観に影響を与えないこと。健康被害がないこと。そして環境アセス法に則って丁寧にやって、住民にも丁寧に説明していけば、この強い風を八峰町を元気にするための部分に活用したいというふうなお話をいただきました。で、そこから何回も、まあ須藤議員は評価されないようですが、再エネ海域利用法ができたことによって、今までは事業者主導で、選考した事業所がこういうふうなやれたんだけど、今回はだから法定の協議会の中で、今須藤議員が言われたような懸念を町長として、あるいは漁業者の代表方がそこで話し合う場ができるんです。そこがこの法律ができたところと今までと決定的に違うところがありますので、今そうやって初めて私も潜った人の話聞きましたけれども、そういうご意見をいろいろ教えていただきながら、その場でそういうお話をしていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） その協議会でないと、町長が考えているこの問題について話せないんですか。議会でその考えてることを話ししてくださいよ。確かに海域利用法でいろんな法律があって、いろんなことが行われるかもしれませんが、でも、この話が進んだら、もう待たができません。下関の町長は、町民の考えをもとに今反対してお

ります。確かに反対運動は起こっておりませんが、単純に考えてください。あの風車、プロペラ、120mのプロペラが回るんです。下に震動が来ないはずがないじゃないですか。椅子が下がりましたね。必ず震動・騒音、大変なことになると思いますよ。ハタハタの産卵、私は無理になるのではないかなというふうに思っています。本当にその協議会の中で町長が話をする。ここではまだ話しできないということはどうなの、私は本当疑問なんです。心配なところないんですか。どうぞ。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 八峰町から反対を起こすっていう部分については、私はそういう考え、今持ってません。で、あくまでも先ほども申し上げましたとおり、3つの条件をクリアして、そして漁業への影響という部分は法律に明記されてますので、そういう部分が今須藤議員が質問された震動部分について、魚に影響を与える部分については、まだ誰もしゃべったことないと思いますので、まあ私自身としては前提条件がクリアすればやっぱり町の元気のために使えるものは使いたい、これは私の気持ちです。ただ、今までは事業者ベースでしか進められなかったものが、国で法律をつくったことによって私たちの声が途中からでなくても最初から入れるという、そこが大きな点ですので、その辺のところでは私は意見を言っていきたいと思います。今現在、この部分については生かせるものは生かしたいというのは私の考え方です。で、いわゆるそのかわり、さっき言った前提守らなければ反対します。ただその部分については、今この時点で判断しなさいって言ったってそれはまだ無理です。それはもう少し状況を見ながらやらないと、私自身としては今、洋上風力反対という形ではまだ今の段階では手を挙げられません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） まあ森田町長がこの風を利用したいと言って立候補してまあ当選したから、それはそれでいいんでしょう、当選したんですから。でもですよ、この本当に町で、町の何かに影響を及ぼす、漁業、景観、人体、そういう手遅れになったらこの町は大変なことになるんですね。そういう危機感、私はその危機感が森田町長にないような気がしてならないんです。もう少し真剣にこの問題考えていただきたい、そう思います。終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで5番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 最後になりましたが、通告に従いまして質問させていただきます。

1問目であります。消防団員の安全対策について伺います。

1月の能代市での火災現場において、前途ある有能な署員がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りします。誰もが思いもよらない痛ましい事故だと思えます。

さて、我が町の消防団において、このような突発事故がないとは言えません。これまで、操法大会、有事に備えての訓練などを行ってきております。しかし、団員が火災など災害時の現場において果たして安全に十分な活動ができるのか、今一度考える必要があると思えます。現場において迅速で適切な判断・対応が求められます。必要な知識を身につけなければなりません。

町において、団員の災害時における安全管理に必要なマニュアルが策定されているのか。また、定期的に研修が行われ、安全対策は取られているのか伺います。

次に、2問目であります。ふるさと納税について伺います。

先の報道で、返礼品が国から指摘され話題となった市があります。また、我が町では取扱業者が大量の発注に対応できず、そのことが納税額の減収に繋がりました。人口減少に伴い地方交付税が減少し、自主財源の増を見込めない中、ふるさと納税は貴重な財源だと思えます。

そこで、町長は予算編成方針で、ふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」を積極的に推進するとありますが、具体的にどのような考えで取り組み、進められるのか伺います。

以上、終わります。よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 腰山議員のご質問にお答えします。

はじめに、「災害時における団員の安全管理に必要と思われるマニュアルが策定されているのか」についてであります。平成24年3月9日付で消防庁から各都道府県消防防災主管部長に対し、「津波災害時の消防団員の安全確保対策について」という通知があり、東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなられたことを受け、津波災害時の消防団員の安全対策についての考え方が示されております。

これを受け県では、その内容の周知と安全確保対策の取り組みとして、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成が進むよう市町村に対し必要な助言等を行

い、当町においても平成27年9月に「八峰町消防団・安全管理マニュアル（火災・地震津波）」を策定しております。このマニュアルにおいては、火災編で「消防団の活動」、「火災出動時の安全管理」、「出動時の留意事項」、「車両運行上の留意事項」など14項目、「地震・津波編」では、「地震時の留意事項」、「津波時の留意事項」、「消防団員の参集方法」、「消防団活動時の留意事項」など10項目を定め、幹部会の際にご説明申し上げ、団員への周知をお願いしております。

しかしながら、東日本大震災以降も、「広島県での土砂災害」、「熊本地震」、昨年の「西日本豪雨」や「北海道胆振東部地震」などの大災害が発生し、中には消防団活動中に公務で亡くなられている方もいることから、今後、県や消防署等関係機関の助言をいただきながらマニュアルの見直しを行い、消防団が安全にその消防力を最大限発揮できるよう努めてまいります。

次に、「研修などによる安全対策は取られているのか」についてであります。現在、消防団員への研修としては、県消防学校で行う「幹部研修」や秋田県消防協会能代市山本郡支部の「団員研修」などがあり、消防団員の皆様に参加いただいております。

なお、消防庁では「警防活動時等における安全管理マニュアル」を作成し、必要に応じて随時改定を行っており、先ほどの研修においてもこのマニュアルに基づいた指導がなされていると伺っております。

2点目のふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年度から寄附金の受け入れを開始しており、平成29年度までの10年間で累計約7,869万円の寄附金をいただいております。全国的にも平成20年度に約81億円だったものが、平成29年度には約3,653億円と約45倍になっており、地方自治体の貴重な収入源として注目が高まっております。

このような状況の中、自治体間の返礼品競争が過熱し、一部の自治体であります。返礼割合の高い商品や自治体区域外の商品を取り扱うなどの事例が見られたことから、国では「ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なう」として、たびたび全国の自治体に対し良識ある対応をとるよう通知しております。その後も制度の趣旨にそぐわない返礼品を取り扱う自治体が後を絶たないことから、国は本年1月、返礼品の基準について、返礼割合は3割以下で区域内の産品に限ることとし、適合しない場合は当該自治体に対する寄付金をふるさと納税の対象としないことを決め、地方税法の改正により本年6月から運用することとしております。

町といたしましては、現在、日本白神水産株式会社の「白神あわび」をはじめ、ハタハタ館の宿泊補助券などの返礼品メニューを揃えておりますが、基本的には制度の趣旨を順守した上で、以前ご提案いただいた「体験メニュー」を含め、返礼品メニューの更なる充実を図りたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 4番議員、再質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの町長の答弁では、マニュアルがあるということを伺いました。私が県の方へ聞いた限りでは、津波に関してはあるけれども、火災についてのそういうマニュアルというのは分からないというふうなお話でした。それで、今聞いて「ある」ということですが、その中身について消防団員にそれが有効に活かされているのか。消防団員の町独自で研修が行われているのか。その点伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

八峰町で作られた消防団安全管理マニュアルですけれども、能代市などでは津波・地震だけを想定したものになってますが、八峰町の場合は、平成27年の9月に策定した時に火災・地震・津波ということで、火災も含めた双方の形での安全管理マニュアルを作成しております。その後、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、消防の幹部会の際にその内容を説明して、団員への周知をお願いしているところであります。

ただ、ご指摘のこの安全管理マニュアルを使って消防団の研修をしたことがあるかということになりますと、私の記憶ではその実績はなかったというふうに思います
以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 私も団員、昔、団員でしたけれども、ずっとそういう何ていうか、マニュアルをあれしてそういう研修したという記憶は、最初採用された時、郡市の消防団の集まりで何かこう教えられた記憶はあります。あとそれ以外はずね、その後いろいろやはりあれが経ってくれば、時が経てば、やはりいろんな状況もまた変わってきます。そしてまた忘れてきます。忘れ去ります。やはり定期的に年に1回とかね、全団員を分団員を集めて、そしてやるべきだと私は考えますけれども、その点どう考えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 貴重なご意見ありがとうございます。この平成27年9月に作ら

れたマニュアル、今回もう本当に痛ましい、消防署員2人が亡くなられると痛ましい事件もありましたので、もう一度この部分について、該当部分がいいかどうかをチェックして、その上でまた消防幹部会の方で説明して団員の周知を図りたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ただいまの町長の答弁、分かりました。頑張って、是非とも事故のないよう、今後、団員の安全をあれしてください。よろしくお願いします。

○副町長（日沼一之君） ちょっと補足させて、いいですか。今後のこと、補足させてください。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 今の答弁に少し補足させていただきます。

腰山議員のね過去の研修について、確かに合併前は、北部分署って旧峰浜と八森の幹部会がありました。年1回、2月頃ですね。それで団の方からお願いされて、旧北部分署で研修をやったことがあります。あとは、支部・協会、さっきおっしゃった郡部の研修ですね、これやっています。ただここだけなので、今回の事故を受けまして、消防職員はもちろんですけれども、各消防団、各地域に署所があります。署所ごとにやろうということで、消防本部と話し合いました。それでこれからは、早い時期に八峰署は八峰町、二ツ井は二ツ井、能代、三種と、こういうふうに地域に集中できるように実施するということです。今おっしゃったことをしっかり受けまして、団員の安全を図るためにも是非これを実施してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） ちょっと言い忘れかもしれませんが、もしできましたら、マニュアル、全部でなくてよろしいです。重要なところを抜粋して、後で資料として提出してください。お願いします。

○副町長（日沼一之君） はい、後でお渡しします。

○4番（腰山良悦君） お願いします。

○副町長（日沼一之君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○4番（腰山良悦君） 1問目についてはこれで終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目について再質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 町長の答弁で、答弁というか予算編成方針で積極的に推進するとありますが、そうすると具体的な中身として、中身としてといたしますか取り組みといたしまして、私なりにまず考えておることがあります。というのは、まず最初、自分も取扱業者として、取引業者として参加しておるわけなんですけれども、納税される方が町内出身の方がどのくらい、それ以外の方がどれくらいというその数字は把握してありますか。その点伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

寄附をいただいた方につきましては、住所、当然ご連絡いただいておりますので、住所については把握しておりますが、その方がお名前や住所などをもって町出身者であるかについては、把握をしておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 私、それによって、これに取り組む対応といたしますか、それがまた違ってくると思います。やはりどういう方々が納税されているのか。それはやはり把握する必要があると私は考えます。あとまた、納税者そのものが、これはちょっと無理かどうか分かりませんが、どういう考えに基づいて町を選んで納税されているのか、その点も併せてもしできれば後ほどでもまた、今後またできれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○4番（腰山良悦君） はい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 国の方から、いわゆるこの前新聞に載った都市はありますけども、自分のところと関係のない商品を取り扱って大々的にふるさと納税の金額を受け取っているというふうなそういう記事が載ってましたけれども、今回、国の方では、あくまでも八峰町産のもの、それに3割程度というようなそういうたががはめられております。現在調べ、現在のところですね、先ほど白神アワビとかの話しかしてないんですが、いろんなコースがありまして、1万円、1万3,000円、1万4,000円、1万6,000円とか3万2,000円、4万3,000円、一番高いのは20万円というような形で、20万円のコースが20万円寄附していただければ、旬の鮮魚を定期便として年12回送るとか、まあそういう形の取り組みをしておりますし、今回また新しく白神アワビの薫製っていう部分が新

メニューができましたので、そういうあくまでも特産品というふうな形の部分のメニューの充実を図りながら、で、伸ばしていければなというふうな形で考えています。それ以外で今お話ししなかった部分では、ハタハタ寿司とかきりたんぼ鍋セット、だまこセットとか、まあそういう様々なものすごい数のメニューを用意して、いろんな全国の方々にそういうメニューを提示しながら呼びかけているところであります。まあそういう部分に興味を示して納税される方と、あるいは白神、まあ世界自然遺産の関係だとか、まあそういう海に使ってほしいとか、そういうこともあるかと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 取り組みなんですが、いろいろとメニューと申しますか、豊富とまで私は思わない、そう言えば失礼に当たるけれども、それほどまたいっぱいあるというような特産品でもないと思ふんですよね。限られたあれで、あと業者にしてみれば季節的なものありますしね。あと、納税がまず年末に集中するわけですね。それであれですか、普段の納税っていうやつは、普段というか、例えば今の時期とかそういう年末以外の納税というのは、状況というのはどういうものでしょうか伺います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、各月に応じてばらつきがありまして、平成30年度の実績で申し上げますと、4月から11月まではおおむね100万円から200万円程度、12月に入りますと約700万円からの寄附がございます。2月に入りますと激減いたしまして、2月末、最新の実績ですと41万6,000円ということで、おおむね年末駆け込みで需要が増えまして、その後、年明け1月から3月までは大体金額は低迷するといったのが毎年の傾向でございます。

○議長（門脇直樹君） その資料を後で腰山議員に提出してください。

○企画財政課長（和平勇人君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 今の課長のご説明、理解できます。そういう傾向にあるということとは、これはここだけの問題でないの分かります。

あとですね、この取り組みなんですが、これはJTBの方でお願いしてるわけなんです。それでですね、町、JTB、それから取扱業者、この連携のもとにおいてですね、いろいろと情報交換とか、それから商品の開発、そういうのに助言を求めるとか、いろ

いろとまだまだ工夫っていいですか、知恵を出す必要があると思うんですよ。その点についてはどう考えておられますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。和平企画財政課長。

○企画財政課長（和平勇人君） ただいま腰山議員お尋ねの件につきましては、J T B 西日本につきましては、ご指摘のとおりふるさと納税の事務についての総括事務委託というをお願いしておりまして、ふるさと納税寄附金の受付、返礼品の受付、寄附事業者に対する注文通知、それから配送の確認などを総括的に行っておりますが、返礼品の開発などに対するコンサルタントなどについては、委託をしておらないというのが現状でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 確かに今現在、町の対応といいですか、それはまず今課長おっしゃったとおりだと私も思っております。認識しております。ただしですね、あるところでは、ある自治体では、何といいですか、J T B も巻き込んだそういうような取り組みをしていると。それによってかなりの億単位の、10億円、10億円でなく20億円ぐらいの寄附をいただいと。町の予算が20億円くらいかな、それで半分くらい、その20億円のうち自分ところで使えるのが9億円だと、それが町の財政を潤していると。その取り組みというのは、もうは何といいですか、J T B を巻き込んで、何かJ T B の職員がもうは移住してきてやってもらっていると、そういうような話も聞いております。やはりそのぐらいの熱意がなければ、今までの状態で、あれで取り組んでいたんでは、これ以上なかなか伸びないと思うんです。商品開発にも限りがあると思います。なかなか大変なんです。いずれにせよ、まだまだ勉強する余地があると思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おっしゃるとおり、本当にいろんな工夫することがふるさと納税の額を上げる方法の一つだとは思いますが、で、私も市町村長の集まりの中で、一番多いのは確か大館市なので、どうしてそんなに多いんですかって、秋田犬ですかって聞いたら、いえいえ違うと。米だって言うんだよね。で、それとあと横手市の部分も多いのも、様々なホームページのアクセス部分についても、そういう部分の工夫することによってふるさと納税のホームページにすぐ入っていけるようなそういう工夫してるところあるのを聞いてますので、その点は今議員ご指摘のとおり、まだ工夫の余地があると思いますので、こう八峰町のホームページアクセスした時にすぐふるさと納税のページに飛

べるような、そういうことも考えていかなきゃいけないなと思ってます。

あと、特産品は本当に、先ほどしゃべんなかった部分でも工芸品の関係、木肌ぬくもり社の関係のそういうやつも入ってるので、かなりの、のぞいていただければ分かるとおおり、ホームページのぞけば分かるんですが、お酒も入ってますし、かなりの商品がありますので、ただその部分については全国と競争みたいな話ですので、まあその中でどうやって八峰町の特産品を見ていただいて気に入っていただけるかっていう部分は、これからの課題だと思います。その辺は頑張っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） あと一つだけお願いですけれども、やはりこれをあれするには、事業を成功させるには、返礼品ばかりでなくですね、要するに魅力あるまちづくりですか、それに心がけて、「八峰町に納税したいな」というそういう気持ちになれるようなそういうまちづくりに、どういうまちづくりすればいいかちょっとね答えは簡単ではないですけども、それを考えてこの後進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。これで終わりますので、どうもありがとうございます。

○議長（門脇直樹君） 答弁はいりませんか。

○4番（腰山良悦君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで4番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は3月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 3時14分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 1 番 水 木 壽 保

同 署名議員 2 番 山 本 優 人

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

平成31年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成31年3月14日（木曜日）

議事日程第3号

平成31年3月14日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長補佐	大津 美由紀	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
建設課副課長	内山 直光	教育課副課長	山内 章

議会事務局職員出席者

議会事務局長	鈴木 正志	書記（代理）	船山 厚子
--------	-------	--------	-------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

傍聴席の皆さん、2日間連続ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 議席番号8番、菊地でございます。私は、一般質問は常に分かりやすく丁寧に説明を、質問をするということを心がけております。町長にもどうかよろしくお願いを申し上げます。

今日は大きく2つに分けて質問をいたします。

最初に、当初予算に見る今後の町運営についてお尋ねいたします。

先の全協で、給食センターの建設予算が先送りする旨、説明がありました。議員のみならず、これまで協議をして答申をされてきた検討委員会としては、大変複雑な思いだろうと察するところであります。センター建設をただ延期でなく、その後の計画を示すようではなくてはなりません。しかし、それ以前に平成31年度予算に基金を取り崩し、5億6,000万円の充当しなければならない現実、これには大変驚くとともに将来を憂慮せざるを得ません。定期監査の意見には、「町財政状況について、各種財政指標の健全域は維持しているものの、今後も人口減少等に伴い交付税や町税等が大幅に減少し、厳しい財政運営が強られる」、こう述べております。財政不足に対処するための基金であるとはいえ、このような実態では先々不安にならざるを得ず、早急に財政計画を示すように求めるものであります。

次に、このほど、圏域構想に関する全国自治体のアンケートの結果についての新聞報道がありました。この構想は、総務省の有識者研究会が2040年頃の深刻な人口減少を見据えて提言をしたものであります。制度の詳細がまだ固まっていない段階でのアンケートではありますが、全国自治体では34%が反対で、賛成は30%にとどまったとの結果でありました。その中で八峰町は、反対との回答をしていました。この判断に至った経

緯をお尋ねいたします。

次に、洋上風力発電事業についてお尋ねいたします。

昨年6月議会以降、この洋上風力については、定例会のたびに一般質問に取り上げられてきました。八峰町に直接関係する事業者は、ジャパン・リニューアブル・エナジーであります。しかしながら、さらにそれを上回る大規模な洋上風力の計画が先月末明らかになりました。秋田の海をどこまでもあそぶのかという住民もおります。一層深刻さを増す洋上風力計画の乱立、この事態を町長はどのように捉えているのか尋ねるものであります。

次に、眺望景観についてお尋ねいたします。

洋上風力事業について懸念すべき点は、まず健康に与える影響、そして漁業に及ぼす影響だろうと思われます。しかしながら、景観についても同様に大きな課題であります。眺望景観については、見る場所によっておのずと違ってまいります。八森岩館県立自然公園内には、数々の眺望点が存在しております。その中でも鹿の浦展望所については、八森海岸線の玄関口として誰もが認めるところであります。仮に、仮にですが事業化された場合、その鹿の浦からの眺め、風車群、どう並べ換えたところで目視から消えることはありません。町長は、この景観に関する課題をクリアできると思っておられるのか尋ねるものであります。

次に、仮称であります。風力特区ということでの質問をいたします。

政府の新成長戦略に基づき指定された特区制度があります。地域に限定して規制緩和、税制優遇、財政支援、金融支援など、包括集中的に実施し、地域経済の成長力を高める仕組みとあっておりますが、これとは全く違った形での特区ではないでしょうか。洋上風力事業は、必ずしも海岸住民、漁業者だけの問題ではありません。住民が割安な電気料金で広く恩恵を受けるためにも、特区として県や市町村を越え、風力の関係する道府県と一体となって働きかけをしていくことも一つの考え方ではないでしょうか。この点どう思われるのか尋ねるものであります。

以上、大きく2点について質問をいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。今日、足下の悪い中、連続して傍聴された方々、本当にありがとうございます。

それでは、早速、菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず、当初予算に見る今後の町政運営についてであります。

はじめに、「基金からの多額の繰り入れで組まれた予算であり、今後が心配される。財政シミュレーションは大丈夫か」とのご質問であります。先日の議会全員協議会においてお示した財政シミュレーションのとおり、今後も行政サービスの水準を維持すると仮定した時、平成31年度から平成34年度までの財源不足額は約30億円となります。本年度末の財政調整基金残高見込みは約28億円でありますので、これは平成34年度には基金が枯渇することを意味しており、そうなれば予算編成自体が困難な状況となります。そのような事態にならないよう、今後の予算編成において歳出の見直しは避けて通れない問題であると考えており、平成30年12月議会での皆川議員のご質問にお答えいたしました。全体的に政策的予算に3年間の終期を設け、事業の進捗状況や成果を評価しながら、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努めることとしております。

いずれにいたしましても、これまで以上に事務事業の取捨選択を進め、限られた財源の中で最大限の行政効果が発揮できるよう、事業を精査しながら、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現を図る予算を編成してまいりたいと考えております。

次に、「このたびの圏域構想に関する全国自治体アンケートにおける賛否について、当町は反対と表したが、その真意のほどは」とのご質問であります。ご指摘のアンケートは、昨年11月に共同通信社が実施した「地方創生、ポスト平成に関する全自治体首長アンケート」であります。また、圏域構想とは、昨年7月に提出された、総務大臣が主催する「自治体戦略2040構想研究会」の第2次報告に盛り込まれた考え方です。

具体的には、これまで「連携中心都市圏」と呼んでいる指定都市または中核市を中心都市としたその近隣市町村との連携の仕組みがありますが、これを進化させ、圏域自体に計画策定の権限や財源を付与することで、圏域市町村の役割分担により課題解決に繋げようとするものであります。これは正に、能代山本地域において平成27年度から取り組んでいる定住自立圏構想と考えを同じくするものであり、既に取り組んでいる地域に同種の新たな枠組みを取り入れることに必要性を感じられなかったことや、質問の内容が「複数の市町村で構成する「圏域」を行政主体として法制化し、法的権限や財源を付与することに賛成ですか、反対ですか」ということであり、法律的に市町村合併を進めるのではないかと懸念も感じられましたので、私としては、はっきりと「反

対」と回答したものであります。

2点目の洋上風力発電事業についてお答えいたします。

はじめに、「大手企業が次々に算入を計画しているが、この現実をどう受け止めているか」とのご質問であります。昨日の須藤議員のご質問に対しお答えしたとおり、本年4月に施行される「再エネ海域利用法」により、事業の経済性を考える上で有利な条件が揃ったことや、現在出遅れていたとしても公募により選定される可能性が出てきたことが、大手企業が参入を計画している背景にあると思っております。

次に、「八峰沖に建設されることは明らかに眺望景観を損なうと思う」とのご意見がありますが、法の規定により景観に配慮した計画が認定されるものと考えておりますので、仮に本町の沖合に風車が建設されたとしても、景観に配慮した立地になるものと考えております。

次に、「仮に計画どおり事業化された場合、「風力特区」として県・市町村と連携して国に働きかけをすることも必要ではないか。割安な電力を利用できるなど広く恩恵を受けることが住民の理解を得やすいと思うが」というご意見であります。特区については、民間事業者等による経済活動を活性化する等の目的で規制を緩和する特例措置が適用される区域でありますので、仮に「風力特区」となりますと、町として「規制緩和を活用し、積極的に洋上風力発電事業を誘致している」となりますので、町のこれまでの姿勢と相反することになり、本町にはなじまないものと考えております。

なお、「割安な電力供給等の恩恵」につきましては、実現すれば住民にとって大変分かりやすい恩恵となりますので、仮に八峰沖が「促進区域」に選定された場合は、法定の「協議会」において、事業者が行う関係市町村に対する地域貢献活動の一案として提案してみたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） 8番議員、再質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 予算に関しまして、財政シミュレーションを作られての回答だと思うわけですが、今までですね毎年度ではないわけですが、その内容というものをですね全協なり何なりを開いてですよ、丁寧に説明してるんですよ。そういうことからですね、やはり早急にこの部分について、この件につきましては、やはり議会に示していただく、そういうことをどうか約束してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 昨年度の予算編成の時に4億1,000万円、そして今年度5億6,000

万円で、今までの予算編成の中では考えられない繰入額となってきました。来年度はさらに現在のその予算規模を維持するとすれば、増えていくと考えられます。さらに、人口減少、ここの部分は5年ごとの国勢調査結果において、その部分にかなり段差が、要するに交付税の減額する幅が大きくなりますので、これからの部分については毎年、議員がご提案のとおり毎年の予算編成前にそういうシミュレーションはご提案、ご報告、お知らせ申し上げたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） それではですね圏域構想に関しまして、私は反対という立場、私は賢明であったと、こう理解しております。そもそもこの小規模合併ということで12年経過してですね、やはりこれがこの後どうなっていくかというのはやはり誰もが懸念をすることでありまして、まだまだこれが一体となってですよ、また広域、今の圏域というのがあるのにその圏域に果たしてのっていけるのかどうかという不安というのは常に付きまっておりますので、私はこれはこれで良かったなど、こう理解をいたします。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○8番（菊地 薫君） 答弁は結構です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○8番（菊地 薫君） 1番はこれで終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目について再質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 昨日以来ですね私も含めて4名、この洋上風力に関しましては質問をいたしております。この洋上風力、まあ洋上風力に限らず風力関連についてですね、町長は平成31年度予算の行政報告並びにその施政方針に何ら一言も触れてないんですよ。その点はどういうことからでしょうか。全く意図は別として、どういうことなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 行政報告の方は、前回の議会の後に起こり得たそういう報告すべき事項についてまとめたものでありますから、特に風力の部分については、新たな動きというのは、例えば日本風力開発が来られたとかそういう部分はありましたけれども、そういう行政報告の中に求めるようなそういう部分がなかったから盛り込まなかったというふうに思っております。それから、施政方針の部分については、これは予算の中身の説明の部分ですので、その部分に風力に関係する予算を入れてないことから、その

部分についての自分の考え方の部分については盛り込まなかったというふうなそういう形で解釈しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 予算に関わることでなければ盛り込めない。全くもって、歳出別として財産区も含めて歳入もあるわけですよ。そういうことから言えばですね、それはやはりふさわしい言葉でないと思いますよ。やはり行政全般についてですね、やはり町の方向性を含めてそれなりのやはり年度始めにやはりその思いを述べるのがですね、私は施政方針だと思うんです。必ずしもこの予算に絡んだ数字だけではないと思うんですよ。そういう意味では非常に私は残念でした。

なぜ私がこのようなことを言いますかといいますと、これだけの4名の方が洋上風力発電事業を危惧して質問をする。住民の声なんですよ。住民が常に私ども聞いているからこそ代弁しなきゃいけない。もちろん本人の私の意見もありますよ。意思もありますよ。そういうことで述べているんですから、これだけ大きなことですからですね、やはり触れてほしかったということが私の思いなんです。数字だけじゃない。どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の来年度の予算編成方針、その中に盛り込むべきというふうなご意見でありますけれども、現実的に賛否両論が分かれてる部分についてのその部分について、自分自身がこう考えているというふうな考え方、現実的にはこれまでも議会の答弁の中で、風力発電の部分については無条件で賛成するというふうなそういうお話ではありません。で、その洋上風力についても無条件で反対するというようなことでは、そういうことでもなく、条件つきで、強い風、私たちの資源である強い風を八峰町を元気にするために使っていきたいというふうなことは重々申し上げてきてるとおりであります。また同じように議会の答弁のような形で盛り込むことについていう部分については、特に私には思い浮かびませんでした。そういう形で、いわゆるこういう議論が分かれてるから、議員の皆さんからこのように4人の方々が、半分の方々が質問されるわけでありまして、その部分について、私が先に前と同じような形の部分を盛り込んだとしても、それはちょっとなじまないのかなというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 今話されたことですね要約してですね、私、取り組んでもよかったと思うんですよ。何ら右左っていうわけではないんです、これ。これだけ大きな町

民の不安・懸念があるということ、町長みずからやはり伝えてね述べていただければと、私はこう思います。はい、答弁は結構です。

次にまいります。私、この眺望景観ということで、健康あるいは漁業の影響を別として、これ一本に今日絞ってですね取り上げさせていただきました。いろんな思いの丈を少し述べたいと思います。

もちろんこの計画段階の環境配慮書というもの、最初の段階ですが、それはもう目に通していると思いますが、少しばかりこう披露したいと思いますが、環境大臣の意見として、これはあくまで景観についてだけであります。「想定区域の周辺には、八森岩館県立自然公園が位置し、鹿の浦展望所等の眺望点が存在している。これら重要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。」そして、秋田県知事の意見としては、「条例に指定された八森岩館県立自然公園が存在しており、鹿の浦展望所等の主要な眺望点が複数存在することから、眺望景観への影響が懸念される。」それと齊藤市長の意見としては、ただ圧迫感とか威圧感、そういうことへの景観への影響を述べておりますが、前加藤町長の意見としては、八峰町の意見としては、「町の観光スポットとなっている鹿の浦展望所などからの眺望が変わってくる。地元住民の生活や観光協会、ネイチャー協会など各団体等が実施する事業に影響が出ることが想定される。」このように述べております。正に非常にやはり景観というものには誰もが述べられずはいられない、そういう風光明媚な八峰町なんです。そしてそれをまあ要約、いろんな集約して私みんですが、主要な眺望点からの特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、進捗見込額、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避または極力低減することと指摘しております。このように配慮書では指摘しておるわけですが、町長はこのような意見をどう思われますでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も国・県、非常に心配している。一つの町に2つの県立自然公園がある。で、その部分については、非常に重きを置いております。ただその一方で、八峰町を元気にするために、今まで嫌われ者だった強い風が今経済的な観点から利用可能なチャンスを迎えてる部分もあります。その部分で、どこまで、いわゆる県立自然公園があるところはこれは無理ですけど、どこまで許されるのかっていう部分は、ある程度そういう鳥瞰図みたいなそういう部分をこう示された段階で、そういう形で判断

していかなければいけない部分かなと思います。八峰町全域が私は洋上風力発電の立地に不適だとは思っていません。どこまで線引きで持ってこれるかっていう部分が、これからのこう取り組み方だというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 町長はたびたび「景観に配慮した事業であれば」と言いますが、これも、もとへ、失礼します。

じゃ、ちょっと角度を変えまして質問いたします。

青秋林道の終点に、そして二ツ森の登山道入りますと、左側にですね県でつくった展望台があるんですよ。その展望台ですが、実は枝葉が邪魔してですね全く展望台の用をなしていないんです。じゃ、その枝葉切ればいいんじゃないですかと、こう思うわけですが、それが切れない。管理局で認めない。世界遺産地域だからです。これほど自然というものを守る、守っていく、手をつけられない、そういうのが今のこの世界遺産地域なわけですよ。片や日本海、これだけの大きな事業がどのように乱立してくるか分からない状況で今議論してるわけですが、どうも私は不合理・不条理、言葉適切か分かりませんが、そう感じてしまうんです。町長はどう思われますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 環境保護と、それから開発の部分についての問題は、今始まったことではなく、何十年も前からそういう論争は各地域において起こっております。で、その今のご発言ですけれども、法的な部分で守られている部分、それは県立自然公園もそうですけれども、いろんな地域がありますから、そのこの部分の開発はそれは法律で規制されているというのが現実であると思います。ただ、海の上に乱立するしない、そのこの部分は、これは今示されてる計画が全て実現するわけではない。これは新しくできた法律の中でどこまで促進区域が決められるか、そしてその中に選ばれるのは入札で1社だけ。ですから、現在いっぱい手を挙げてるところ、もっと挙がるかもしれませんが、そのこの部分については、その法的な協議会でエリアとともに選ばれるっていうふうな話ですので、今の計画出されてる会社の風車が全て立地するわけではない。そのこの部分で、その選ばれたその会社の計画を、どういう形で、どのくらいの大きさの風車が、どのくらいの何基立つのかっていう部分は、それはその部分で見て、その中で判断する時間がありますので、今の段階で全くない段階でそのこの部分を一切駄目だというふうな形は私は思ってません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） もう一つ、たとえて述べさせていただきます。小入川の岩館第1自治会向かうカーブです、立岩というところがあります。皆さんご承知かと思います。あそこは、小入川の子どもたちが夏には海水浴をする、そういう場で、あそこ本当に立岩の下まで岩場でありました。ところが、皆さんご承知のように砂が堆積、岩館漁協の改築によってあのような状況になりました。当初二、三年は、県でもこれでは駄目だということでそれを撤去にかかりましたが、取っても取っても同じような繰り返し。ちなみに八峰町も八森当時ですので、海光苑の土地造成でも使っております、その砂ですね。ところが、当初はやはりいろんな議論を巻き起こしたわけですが、年月が経ちました。今、誰も言わないんです。毎日見て、あの砂がああいう状況が当たり前のようになってくるんです。なってきたるんです。私はそれが心配なんですよ。風車が立つ。確かに30年の周期でやるかもしれない。30年ってはまだ一昔二昔前ですよ。当たり前のようになっていくのは怖いんです。風車が立った時に。鹿の浦から眺望、鹿の浦だけではないんだけど、鹿の浦からはもう180度、日本海を臨める、それを正に誰もが誇ってる地域なんですよ。あそこに風車が立てばですね、誰もが違和感を覚えるのは私は当然だと思うんですよ。町長が、私、乱立すると私述べましたけれども、まあ計画ですね、乱立なんです。目名瀨の風車をあそこから見てください。あそこまで4キロ、5キロありますか。あの巨大な風車見えるんですよ。風車見えるのに、あれが海上に22基、二十何基立って見たことを想定しただけで、景観を損ねると私は思うんです。町長いませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず砂の問題で、私も自分の親戚が小入川にありましたんで子どもの頃よく泳ぎにいきました。その立岩の隣のテトラがあるところまで泳いでいくのが子どもの頃の目標でありました。その部分については、私も魚釣りしてますからあの辺が浅くなったなという思いはあります。で、ここの部分についての影響は、そういう風車については、その少なくとも先ほどお話ししましたけれども、県立自然公園の中、その部分には造らないので、そこの部分はまた別な問題で考えなきゃいけないと思います。

で、眺望の問題。じゃあ、どこまで許されるのか。例えば鹿の浦の展望台から180度、いわゆる360度見た時に、そこの部分でどのくらい、八峰町のエリアを越えたところまで見える。火力、能代火力の部分も見えるんです。だけれども、どこまでならいいのかと

いう部分が、この部分をこう、この国が新しく法律を作ってまでやろうとしてる部分に、どこまで私たちのところの八峰町を元気にするために役立てることができるのかっていう部分は、これはやっぱりいろんな人方の意見を聞かないといけないと思います。あそこから見えるもの全て駄目だっていうふうな形になるっていうのは、私は思ってません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 今町長がですね初めて、どこまでの距離ならこれが、まあこれからの議論ですが、どこまでなら許されるのかという、そういう感覚ですよ。人それぞれ違うんですよ。だからそれをそういう捉え方でいるというのであれば、私はですね景観というものは、これ絶対風車建ちますよ。建ちます。私はこの景観というものは、もう千年、二千年前から、まあ言葉は何ですが、この地域において培われてきたそういう場所なんです。それが私どもが後世に伝えていく自然のすばらしさ、環境というものを残していくと常々言ってるじゃないですか。それを残すのが私どもの使命だと思ってる。ですからですね、これは大きな大きなやはり課題であって、何としてもやはりこれは私はそういう方向に行ってほしくない、そういう思いなんです。同じようなやりとりになってしまうわけですが、私はどうしてこの部分に関しては納得いかない、町長の答弁は納得いきません。

それとですね、町長は私の6月議会の一般質問の中でこう述べました。「ビューシーラインの…」、そのまま申し上げます。「ビューシーラインの八中からすぐ過ぎたところから見る風景が大好きです」と、「そこの風景というのは大変すばらしい風景ですので、もしそこに別なものがあれば、それはその美しい景観を損なうものだというふうに思っております」と、こう述べております。別なものとは何ですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） あの時の質問に対する回答は、ビューシーラインを八中寄りを過ぎてから、私が政治活動用のパンフレットに載せておりますけれども、チゴキ灯台の方を見ての雄島とかそっちの部分の風景、そういう部分を意識して話ししておりました。だからまあその部分が全部、例えば男鹿半島全部の部分まで見えるというふうな形では、ちょっとその辺はちょっと考え方の部分で受け取られ方が少し違ったかもしれません。私の話し方も悪かったかもしれません。で、私の場合は、ビューシーラインの部分から鹿の浦、チゴキ灯台、そちらの方の部分の風景を意識した答えをしたつもりであります。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 町長、その場限りの答弁しないでくださいよ。私が鹿の浦からの眺望を質問したのは、南西方向ですか、南方向ですか、見た時によって話したんですよ。議事録見てくださいよ。何で雄島方向、北なんですか。いやあ、まいりましたね、私は。本当にね真摯に答えてよ。

（「ちゃんと答えれ」と呼ぶ者あり）

- 8番（菊地 薫君） 意見ありますか。どうぞ。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 私自身が選挙に立つ時に、やっぱり強い風も八峰町の資源だと、それを元気な八峰町づくりに生かしたいという、これは基本的な考え方です。それで、今議員が質問されてる環境重視、そこの部分は重々理解はできます。ただその一方で、八峰町における産業全体、そういう地域活性化の部分に関してどういう状況になってるか。その部分も一方で考えていかなければなりません。その部分で、この環境と開発の部分がせめぎ合いがあっているとってます。で、もし私が南西部分というふうな形で、議員話した部分で私がそれ勘違いして話したのか。で、こう嘘なっただのかは知りませんが、ただ私自身は、あの時のビューポイントの部分は、八中沖から、まあいわゆる北側の方、真っ正面から北側の方、そっちの方が非常にすばらしいポイントだなというふうなそういう思いはしております。もし南西側っていう部分があって、そこの部分が、そこを含めて形で答弁したのであれば、それはちょっと申し訳ないと思います。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 意欲がなくなってきましたよ。まあ堂々巡りの議論になると思いますが、町長が「海域利用法が4月に施行されれば」ということを使います。その時にですね、その後、協議会ですか何ですか、つくってその場で発言をする云々って言いますが、4月に海域利用法ができる。それは国でその海域を指定することですよ。じゃないのかな。違う。事業者がそれを指定、まあそれとは別に指定される前に、海域を風力ということで指定される前に、これほど進出をしてくれている。その状況はどうもひとつこう理に合わないような気がするんですが、いかがでしょうか。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 省エネルギー海域利用法、4月から施行されます。で、そこでもう既に促進区域に該当する部分を各県に照会が始まっております。で、その中で風力

発電の立地に適したそういう部分を国が選定、国が選定します。そしてその部分が果たしていいのかどうなのかという部分を、法定の協議会の中で選定について協議されます。それで決まっていきますから、今、部分でさらにそこに決められた促進区域にいるんな人が手挙げて、それは公募で手を挙げる事ができて、さらに入札で1社に絞られると、そういうふうに理解しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 縷々景観について申し上げました。もうこの事業は、景観のみならず全てのいろんな部分で町民に関わってきますので、まず、まだまだこれから議論が続くと思います。出ると思います。それはもちろん真摯に町長も受け止めてね、やはりそれに向かって行ってほしい、対外的に活動してほしい、こう思っております。これだけ申し上げて、私の質問これで終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで8番議員の一般質問を終わります。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） おはようございます。昨日から今日ということで、私の一般質問で最後でございます。少しの時間ご辛抱いただきたいと思います。

それでは、議席番号10番、芦崎達美。通告に従いまして一般質問させていただきます。

最初に、小・中学校に冷房設備設置の考えはということであります。

昨年7月に、愛知県の小学1年生の男子児童が、校外学習で公園から帰ってすぐ意識を失い、病院に運ばれたが熱中症が原因で亡くなるという大変痛ましい事故がありました。また、校内では、「この暑さの中、冷房なしの教室で勉強させていいのか」と報道でも大きく取り上げられたことは、皆さん方も記憶にあると思います。日本も年々温暖化が進み、我々の子どもの頃と違って少なくとも気温の差があるのではないのでしょうか。よって、当町においても、事前の対策として小・中学校へエアコンの設置が必要と思うが、その考えをお聞かせ願います。

2つ目といたしまして、住民主権のイベントに助成金をということであります。

今、町内には、「峰浜歌謡会」と称し小さなイベントを開催し、町民の皆さんを楽しませている会があります。自分も機会があつて一度拝聴させていただきましたが、150人から200人もの人たちで盛り上がっておりました。同好者の方々の踊りや歌に感動させられました。これも、小さなイベントではありますが、八峰町に対しての地域活性化の

一つと考えられますので、今後の活動継続のためにも少しでも助成する考えはないか伺います。

以上、2点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、芦崎議員の1つ目の質問について、私の方からお答えさせていただきます。

小・中学校へのエアコンの設置につきまして、最近の夏の暑さを考えますと、子どもたちの学習環境の向上のためにも今後の課題の一つとして認識しております。平成30年9月1日現在の県内の公立小・中学校のエアコン設備設置状況は、普通教室が3,236室中60室で1.9%の設置率。特別教室が4,388室中473室で10.8%の設置率。合計で7,624室中533室で7%設置率になっております。

当町の各校の設置状況は、設置箇所は校長室、職員室、保健室、ランチルーム、図書室、コンピュータールーム、特別支援教室となっており、普通教室は未設置となっております。具体的な校舎内の暑さ対策として、エアコン設置教室の効果的な使用や各教室への網戸の設置、大型扇風機を活用して校舎内の空気循環等を行っている状態です。

教育委員会といたしましては、「熱中症は生命を脅かす危険があること」を教職員一人一人が自覚を持ち、児童生徒の生命を守るという観点で安全対策を講じるよう指導してまいりました。

各学校では、環境省の示す「暑さ指数」を参考にして、体育活動、水泳の授業、部活動、校外学習等の実施の有無や活動内容等を適切に判断しているところです。また、これらの学習活動の実施に当たり、児童生徒の健康安全を第一に考え、実施時間の短縮、十分な休憩時間の確保、水筒を用意したこまめな水分補給、帽子の着用等の対策を図っているところです。

また、過去5年間の八峰町の7月から9月までの真夏日の観測記録を見てみますと、平成26年はゼロ日、平成27年度は2日、平成28年度は8日、平成29年度は4日、平成30年度は7日でした。それを授業日で見ますと、平成26年はゼロ日、平成27年度は2日、平成28年度は3日、平成29年度は1日、そして平成30年度は1日でした。真夏日の大半は学校の夏季休業中に記録されている結果となっておりますので、普通教室へのエアコンの設置につきましては、今後の状況を見定めながら対応を検討していく必要があると

考えております。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 芦崎議員の2問目の質問についてお答えいたします。

「地域活性化のために活動している住民主催のイベントに助成金を交付できないか」についてお答えします。

現在、町の活性化を目的に活動している団体としては、石川郷土芸能保存会や茂浦民踊同好会、祭子連や峰神太鼓などの芸能団体や白神ネイチャー協会などがあります。その他、町の活性化を目的に町から補助金を受けているイベントとしては、雄島花火大会、ポンポコ山音楽祭、んめもの祭りなどがあります。

芦崎議員ご質問の「峰浜歌謡ショー」については、峰栄館を会場に平成27年9月からこれまで3回開催され、会員の歌や踊りをメインにお客様を楽しませるイベントとして定着しつつあり、集客力も高く、毎回150人から200人もの町民の方々が訪れ、大好評を得ております。主催団体である「峰浜歌謡会」では、この歌謡ショーは「町の皆さんに元気を与え、地域の活性化に繋がりたい」という思いから、現在は2年に一度開催しており、開催時期が近づくと会長さんが歌や踊りなどの愛好者に声をかけ、出演者を募っているようであります。歌謡ショーの運営費は、広告料と1人1,000円の入場料でまかなっており、会場使用料、関係者の昼食代のほかに、些少ではあるものの出演者の謝礼に充てられているとのことであります。

町の支援については、会場使用料や冷暖房料の減免、補助金の交付などが考えられますが、条例等を厳格に運用すれば、お客様から入場料をいただいているイベントであり、営利事業を行っている団体として取り扱う必要があることから、何も支援することができないという結果になってしまいます。しかしながら、芦崎議員ご指摘のとおり、この歌謡ショーは営利を追求するようなイベントではなく、地域の元気に大きな成果を上げているイベントでありますので、今後につきましては、「峰浜歌謡会」のような地域を元気にするために活動している団体を対象とした、例えば、事業内容のプレゼンを受けて審査委員会で決定するような、「八峰町を元気にするイベント支援事業」などの可能性について検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 10番議員、再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） まず1点目ではありますが、教育長の答弁の中で、いろいろこの暑さ対策と申しますか、エアコンの利用する、エアコンのついでる部屋にも子どもたち

を連れながら、あるいは窓を開けて空気の入替えなど、時には水筒の用意をさせて体調を整えておく。まあいろいろお話しされましたが、なるほど、うなずける点もありますが、我々の、自分たちが子どもの頃には、エアコンなんてとても考えられませんでした。また、登下校にも全て団体登校というのがありまして、歩きでした。これも時代の流れでしょう。今、子どもたちに、暑さ寒さに負けない、また、歩くことでの体力づくり、さらには我慢や体力との大切さを体験させているようですが、エアコンの設置が進まない理由の一つとして、教育評論家の尾木直樹こと尾木ママ、皆さんも知っておりますよね。彼の言葉に言うと、「財産的な問題よりも、これまでの日本にあった暑さ寒さに耐えるという誤った教育」、ここですよ、「暑さ寒さに耐えるという誤った教育の方が問題だ」と言っておる。本当に誤った教育になっておるのでしょうか。教育長はどう考えますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 芦崎議員のおっしゃる、子どもたちが快適に、耐えることなく快適に生活できる、学習できる環境づくり、これは私も同感であります。ただ、先ほどの暑さには耐えるというふうな話ですが、先ほど真夏日の調査した数見ましても、夏休みを除くと授業日は、真夏日、30度以上の日は1日、2日、数日になります。そういったこともありますので、そういったところはいろんな対策をとって少しでも快適に過ごせるようになっていくことで工夫していきたいと思っています。そのためにエアコンの設置となると、もう一つの問題、財政的な問題がありますので、それは今回のエアコン設置については踏み切れないというふうなことで今回はこのままということになりますのでご容赦ください。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今の答弁で、まあ財政的なものもある。また、最初に述べた30度以上が1、2日しかないということではありますが、これにつきましては、また後で述べたいと思います。

私も尾木ママの言っていることには全てとは思いませんが、少なくともうなずける部分はあります。物事には程度があります。全て程度を超すことはどうかと思います。

そこで、先ほど教育長からも示されましたが、県内市町村のエアコンの設置率の指標を見てみましたら、まずは八峰町においては普通教室にはゼロです。なしです。特別教

室には10室となっておりますが、多少の数字のずれはあろうかと思えます。昨日実際、議会終わってから峰浜小学校へお邪魔させていただきました。まあ八森小学校と八峰中学校には行かなかったわけですが、電話で問い合わせました。ランチルーム、保健室、あるいは図書室、ミーティング会議室、特別支援室等々へは設置されております。これは先ほど教育長も述べられたとおり、まあ多少1、2点違うかもしれませんが、おおよそ合っております。普通教室へは3校とも、小・中3校ともないというわけでありませぬ。

「じゃあ暑い時はどうしてるの」と伺ったら、峰浜小学校ではですね、「扇風機を回して我慢させてるよ」と、「ああ、そうですか」、本当にこの状況で子どもたちの暑さ対策の健康は行き届いていると言えるのでしょうか。さらに憤慨したことは、どんな理由があるにしても、校長室と職員室にはエアコンがちゃんとついております。子どもたちの教室にはないんです。たとえて言わせてもらいますと、まあ皆さんも、親は誰しも自分が食べなくても子どもには物を与えたものだろうと、私は少なくともそう思います。先生方は環境の良いところで、子どもたちには扇風機で我慢しろ。正に尾木ママの言葉にあった、暑さ寒さに耐えるという誤った教育とも思いませんか。今一つ、教育長はどう思われますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 確かに学校のエアコン設置については、今言われたそういう、先ほど話したとおりの設置になってます。例えば能代市あたりも、まだ校長室とか職員室にはエアコンは設置されてません。で、今、学校にエアコン、校長室とか職員室にエアコン入れてるっていう理由は、夏休み中も以前と違って先生方は毎日出校して仕事してます。その関係で、夏休み、少しでも労働環境をよくするためっていうことでエアコンをかけております。私も校長先生に聞いたんですが、決して子どもたちが授業してる時、エアコンはつけてません。それははっきり校長先生方が申しておりましたので、そういった子どもたちに暑い思いをさせながら先生方がのうのうとエアコン効いた部屋でいるってことはあり得ませんので、ご了解お願いします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 分かりました。たとえて言いますとですね、親がエアコンのついた部屋において、子どもが隣のエアコンがないところにおるような感じもいたすわけですが、教育長言いますことには先生方が夏休み時期にいろいろと作業がある。がしかしながら、子どもたちだってやっぱり1週間に5日間、学校に来ているわけです。そう

いうことを考えますとどうかなと、こう思うところがあります。

さて、先ほどの資料を見てですね、井川町の100%には感心したところであります。次に五城目の41%、そして小坂町の35.7%、当町では0%を示しております。かなりの差があります。これについては、財源はもちろんです、ものの捉え方、考え方によるものではないでしょうか。この点をお聞かせ願います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） 私も県内の各市町村の設置状況を見まして、なるほどこう感心しております。本来であれば、できれば本音言うと全部つければいいことだとは感じておりますが、内陸のところ、それから県南、それから秋田市、いろいろ先ほど話した気象庁で真夏日の様子を調べてみました。八峰町の真夏日の数、しかも夏休みを除く真夏日の数っていうのは、県内でもかなり低いというか、ほとんど一番こう少ない町です。八峰町って改めて過ごしやすい町だなというふうに思っております。ですので、本当に暑い状態で我慢させてやらなきゃいけないっていうのであれば考えなければいけないと思っております。もしそういった状況がこれから見通せるのであれば、例えば今、真夏日を調べましたが、夏休みっていうか夏の期間の学校の気温、教室内の温度等を調べた上で、これはちょっと難しいようだ、大変そうであればエアコン設置を提案したいなというふうには思っておりますが、今のところ、先ほど話した財政のこともありまして、まず今まだ大丈夫じゃないかなというふうなことで思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 理解できましたようですが、突然ですが、このものの考え方、捉え方によってであります、教育長がやはり財政的には権限がないのであれですが、突然ですが、町長からも一言、このものの考え方、捉え方によってやっぱりかなり差がありますので、考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） エアコンの設置の部分について、これは気象状況自体が全国一律ではありません。で、我々暮らしてる八峰町、全国の中ではかなり暮らしやすいところだと思っております。それで先ほど川尻教育長、データでお示ししたとおり、30度を超える日、もう夏休み以外はあまりない、そういう状況であります。全く未来永劫、そのエアコン設置しないというわけではありません。で、井川町のこれは義務教育学校が新しくできましたので、その関係で全部入れたんだというふうに認識しております。で、

それ以外の部分の内陸部。私も自分の高校の寄附金集めに郡内の学校回りしたんですけど、やっぱり海側の学校と、それから二ツ井とか藤里とか中側のいわゆる内陸側の学校の気温、感じる気温がまるで違いますので、今のところは、もう川尻教育長答弁したような格好で、この気温の部分を考えればまだいらんではないかなと。で、この後全く設置しないというわけではないんです。で、この後の状況を踏まえて、その学校側の方で、一番子どもたちに身近な学校側の方からそういう設置の要望が来れば、その際に検討しなきゃ、やらなきゃいけない部分はやらないといけないと思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 今町長からは、暮らしやすい八峰町というふうに反対した。本当に暮らしやすいのか。

次の資料ではですね、東北6県で見ますと、秋田県の設置率ですが、普通教室では1.7、8%、45位です。最高気温、温度は29.9度で44位と示されております。また、今文部科学省では、教室の涼しい基準を、もとへ、教室の望ましい基準を28度以下に下げたとのことです。28度以下に。だとすれば、30度近くもなる秋田県としても、八峰町の子どもたちにしてもですね、基準を2度近くも高い教室で勉強されているように感じますが、これは我慢の程度を超えていると思いますが、どう考えますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） データの話をいたしますと、秋田市の場合でいくと、授業日、学期の時の真夏日は、過去5年間、7日、6日、11日、7日、8日となっております。28度以上の日は、16日、10日、16日、15日、16日となっております。これは秋田市です。八峰町はというと、先ほど真夏日についてはお話しましたが、28度以上も調べてみました。過去5年間、ゼロ日、5日、8日、6日、で、去年は3日です。まだ八峰町は暮らしやすいっていうか、過ごしやすいんじゃないかなと私は感じております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 理解できました。また、愛知県の小学1年生の事故を受けてですね、文科省では各都道府県の教育委員会に対して、熱中症事故防止対策について、改めて関係者に周知徹底を図り、万全の対策を講ずるよう依頼文書を通達されたようですが、八峰町の教育委員会にも届いていると思いますが、届いてますか。届いてなければよろしいです。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。

- 教育長（川尻茂樹君） 届いて指導しております。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。
- 10番（芦崎達美君） またですね、これ国か県か定かでないわけですが、このたび県の特例交付金についてですが、11市町村が申請したそうですが、八峰町では申請しておらないと聞いておりますが、どうでしょう。交付金について。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。川尻教育長。
- 教育長（川尻茂樹君） 国の予算ということで、そういった交付金があるという話を受けました。ただ、幾つか理由あるわけですが、1つは、これは国の平成30年度の補正予算限りであって、申請期間がこう、申し込みあった3回で、町としては、先ほど話しましたけれどもエアコンの設置教室の有効活用、網戸、大型扇風機等で対応するというふうな考えでございました。ですので、その段階でエアコンの設置の計画はあるかっていうふうなことを聞かれたので、ありませんっていうことで、これはまあ対応ができなかったということは一つあります。それから、交付金については国の方で3分の1の補助ってありますけども、今回、峰浜地区のこども園の改築等もありますので、普通教室、小・中学校6教室ずつ18教室あります。それに全部こう設置するとなると、見積もって5,211万円というふうな見積もりが出ております。これに対応することができないということで、今回はその交付金についても断ったというふうな次第です。

以上です。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。
- 10番（芦崎達美君） 難しい問いかもしれませんが、端的に。今後設置の考えはあるのかないのか。端的にできたらお願いします。町長でもよろしいです。
- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 設置の可能性はもちろん考えていかなければいけないと思います。子どもたちの部分の現場の声を大切にしたいと思います。現場の部分が、まあこれ天気予報を見てればよく分かることなんですけど、本当に一番暑いところと、それから秋田市と八峰町の気温をよくテレビで見てください。温度が違いますので、まあそういう部分も考えながら、現場のところで先生方からとても大変だというような声が上がれば、これは子どもたちのためにやらなければいけないとは思っています。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。10番芦崎達美君。
- 10番（芦崎達美君） 将来つける、つくというような答弁をいただきましたので安堵

したわけでありますが、いずれですれ3校合わせても約20個足らずで普通教室に全部つくこととなります。ですから、もしこのエアコンがですれ早めにできたとすれば、教育環境がさらに充実することにより、俳句やICT教育、エアコン100%の学校が八峰町にありと、全国的にPRもできて、県内外からの移住・定住、人口減対策にも繋がるのではないのでしょうか。

まあ最後となりますが、何といても財政が一番のネックだと考えられますが、国や県のあらゆる交付金等ですれ100%利用して、前向きに進めていただきたいと思います。エアコンの設置につきましては、9月には県議会でも2人、3月には能代市議会でも2人の方がこのエアコンについて一般質問されております。今までのことからして考えてみますと、これだけ熱中症に対する意識が高まってきた証であります。今後ますます温暖化が進むと思いますので、宝である財産でもある子どもたちを守る意味から事前の対策が求められます。1年でも早く設置することを強く要望して、1問目の質問を終わります。

○議長（門脇直樹君） 2点目の再質問ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 2問目につきましては、町長から前向きな答弁をいただいたので、まああえてないわけですが、自分の思いを言いたいと思います。

先ほど町長からもお話しありましたが、そのイベント主催している方々は、入場券を売っていましたが、やはり。そして1,000円の入場券で、そのお金はポスター、あるいはプログラム、あるいは依頼した方々への謝礼金または音響設備などでぎりぎりなんだそうです。したがって、峰栄館の使用料分だけでも助成を願えればということでもあります。

また、大きいイベントどんとやって終わるのではなく、何も大きいイベントが悪いとは言うのではなく、小さいイベントをそれぞれの地区ですれ何らかの形で催しをされることこそが、町の活性化に繋がると考えます。町内に催し物の団体がたくさんたくさん増えることを望んで、2問目終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで10番議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は3月15日午前10時より開会し、議案審議等を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午前 11 時 19 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人

同 署名議員 6 番 芹 田 正 嗣

平成31年3月八峰町議会定例会会議録（第4日）

平成31年3月15日（金曜日）

議事日程第4号

平成31年3月15日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第22号 平成31年度八峰町一般会計予算
- 第4 議案第23号 平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第24号 平成31年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第6 議案第25号 平成31年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第26号 平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第8 議案第27号 平成31年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第9 議案第28号 平成31年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第29号 平成31年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第30号 平成31年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第31号 平成31年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第13 議案第32号 平成31年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第14 議案第33号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第15 議案第34号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第16 議案第35号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第17 議案第36号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第18 議案第37号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第19 議案第38号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第20 議案第39号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第21 議案第40号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第22 議案第41号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第23 議案第42号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第24 議案第43号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について

- 第25 議案第44号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 議案第45号 八峰町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第27 陳情第9号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書
- 第28 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 追加日程第1 発議第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書提出について
- 追加日程第2 発議第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について
- 第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第30 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	佐々木 高
税務会計課長	今井 利宏	企画財政課長	和平 勇人
福祉保健課長	堀江 広智	教育次長	藤田 吉孝
産業振興課長	成田 拓也	農林振興課長補佐	山本 実
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	阿部 克之
学校教育課長	山本 節雄	生涯学習課長	米森 伴宗
学校給食センター所長	田村 高夫	あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝
建設課副課長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木正志 書記 吉元和歌子

午前10時00分開議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第38号から議案第45号の追加提案につきまして、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る3月4日、議長同席のもとに議会運営委員会を開き、3月1日付けにて議長から諮問のあった議案第38号から議案第45号までの追加提案について協議をいたしました。

その結果、議案第38号から議案第45号までを日程に追加し議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。委員長報告のとおり、議案第38号から議案第45号までを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第45号までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月1日の本会議において予算特別委員会に付託となっていた日程第3、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算から日程第18、議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの議事につつま

しては、予算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより平成31年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各特別会計への繰入についての審査の結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長水木壽保君。

○予算特別委員会委員長(水木壽保君) おはようございます。

ご報告いたします。

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算から議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について、審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月5日・6日の予算特別委員会分科会並びに8日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算、議案第23号、平成31年度八峰町国民健康保険勘定特別会計予算、議案第24号、平成31年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第25号、平成31年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとししました。議案第26号、平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第27号、平成31年度八峰町営簡易水道特別会計予算、議案第28号、平成31年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第29号、平成31年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第30号、平成31年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第31号、平成31年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第32号、平成31年度八峰町営診療所特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものとししました。また、議案第33号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について、議案第34号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、議案第35号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、議案第36号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について、議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についても、全会一致で可決すべきものとししましたのでご報告いたします。

○議長(門脇直樹君) 日程第3、議案第22号、平成31年度八峰町一般会計予算を議題と

します。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 一般会計反対の討論をいたします。

八峰町立学校給食共同調理場改築検討委員会が6月22日に施行され、4回にわたり検討し、提言をしました。町長は12月議会で、計画を進める考えを行政報告で行い、2か月後には財政が苦しく、菌床しいたけと峰浜子ども園の建設でできないことが理由でしたけれども、財源を精査する当局の見通しの甘さがあります。また、菌床しいたけにはまだ補助をするのかという疑問もあります。それと、スクールバスの運用が1億円を超え、その見直しがないまま計上されています。バス利用の最大人数は、本館、浜田、八森間で34人、中学校、立石、椿間で25人、バスは大きさを値段が違えば、狭い道を毎日大型バスや観光バスが走るよりも、もっと効率的で金のかからないやり方を考えるべきではなかったでしょうか。使えると思える公用車67台の中にバスが4台あります。公用車の有効活用があってもいいと思います。以上のことから反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 原案に賛成の立場で討論に参加をいたしたいと思います。

本予算は、予算特別委員会でそれぞれ慎重に審議をし、その結果、町民生活に密着する予算というぐあいに判断をして本案は可決すべきものと決定をしたというような委員長報告であります。全くそのとおりであります。これがもし実施しないとなりますと、新年度の町民生活に多大な悪影響を与えるわけでございますので、本案は原案どおりきっちりと採決をし、町民生活の安全・安心に寄与していただければというぐあいに思います。よって、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号、平成31年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題

とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国保会計に反対の立場から討論をいたします。

国保税の収入は1億6,000万円を見込んでいます。医療費はできるだけ抑えるのは保険予防です。がんの早期発見は、受診率を上げることではないでしょうか。コール事業を行っていますが、受診率の低下が問題です。新年度、保健師3人を採用して1人は社協に派遣するとありますが、現在では実質1人増えるということではないでしょうか。より健康で病気予防の体制を強化を求めます。国保税は高く、400万円収入で子ども2人の4人家族で36万5,360円、24万円の収入で16万5,640円、年金収入で14万2,040円と、大変協会けんぽよりも高く重く、これが負担にのしかかっています。滞納繰越が550万円で、負担の重さをあらわしているのではないのでしょうか。子どもが増えると均等割が増えることになります。子ども1人3万1,000円、増えるごとに負担が増えます。300万円あれば助成ができますが、この見通しはありませんでした。子育て支援の事業は、一つやればいいからという問題ではないと思います。総合的に取り組んで初めて成果が出ます。払えない世帯に減免制度が周知しれていないとの窓口との説明もありました。それに減免申請の要綱は、全県でほとんど行われていない家族全員の金融調べがあります。家族全員から署名捺印をもらうことをあきらめてしまう例が出てきます。強いては不納欠損を増やすことになりますので、このようなことから反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、平成31年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険の特別会計に反対の討論をいたします。

介護保険料が高くて年金がなんぼも残らないという声をよく聞きます。月1万5,000円未満の年金普通徴収が995万3,000円です。滞納すると介護が給付されません。家族同居だと介護サービスは全て家族が負担することになります。介護保険の減免規定が前年の収入が半分以下であればこれはできますけれども、失業して収入が減って初めてこれができます。年金に変動がなければ対象になりません。地域支援事業の一般会計分をもっと増やすべきだと思います。例えば、外出支援サービスは180万円の歳出がありますけれども、90万円は自己負担ですので、事業費は90万円です。高齢で免許返納が増えていきます。介護1以上でないと利用できません。バスに乗ることが困難な要支援でも利用できるようにすべきだと思います。もっと予算をかけるべきだと思います。自分の年金で施設を利用することができない、こういう不満も抱えています。こういう施策が見られませんでした。以上のことから、私はこの介護保険の特別会計に反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、平成31年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計について反対をいたします。

後期高齢は1万5,000円未満の人たちが普通徴収する割合は157人、15%であります。減額対象は31人で、後期連合に支払う5,340万4,000円は現年の分と滞納繰越が含まれています。後期高齢者のために保険事業が健康保険以外ほとんどなく、全て医療費に賄われると思っております。老人福祉費が包括的に支援し、国保のように医療費一部負担減免などそういう制度もありません。広域事務組合のほとんどは首長議長で、国へ要望することも提案しても成立できない、こういう状態であります。もっと具体的な支援事業が必要だと思います。今のままでの後期高齢者医療制度に反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号、平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第8、議案第27号、平成31年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第9、議案第28号、平成31年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第10、議案第29号、平成31年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第11、議案第30号、平成31年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第31号、平成31年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第13、議案第32号、平成31年度八峰町営診療所特別会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第26号、平成31年度八峰町沢目財産区特別会計予算から日程第13、議案第32号、平成31年度八峰町営診療所特別会計予算については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号から議案第32号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第32号まで、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第33号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について、日程第15、議案第34号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について、日程第16、議案第35号、

八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、日程第17、議案第36号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について、日程第18、議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第33号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてから日程第18、議案第37号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号から議案第37号までを一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第37号まで、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第38号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) それでは、議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、八峰町教育委員会委員の任命について。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町八森字椿台62番地3。

氏名は、山本朋子さん、昭和44年5月18日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由は、八峰町教育委員会委員の山本朋子さんが平成31年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（門脇直樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対1票、反対のうち白票ゼロ票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第38号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（門脇直樹君） 日程第20、議案第39号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例（平成18年八峰町条例第74号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜水沢字大久岱1番地。

氏名は、田村利満さん。昭和23年3月25日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の田村利満さんが平成31年5月22日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（門脇直樹君） 日程第21、議案第40号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例（平成18年八峰町条例第74号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜水沢字水沢2番地。

氏名は、鈴木孝夫さん。昭和19年3月24日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の鈴木孝夫さんが平成31年5月22日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものである。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(門脇直樹君) ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(門脇直樹君) 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第40号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（門脇直樹君） 日程第22、議案第41号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第41号について説明します。

議案第41号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例（平成18年八峰町条例第74号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

住所は、八峰町峰浜水沢字水沢159番地の1。

氏名は、大高忠生さんです。昭和21年3月21日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、八峰町沢目財産区管理委員の大高忠生さんが平成31年5月22日で任期を迎えることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものである。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎 達美君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（門脇直樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（門脇直樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第41号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（門脇直樹君） 日程第23、議案第42号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第42号について説明いたします。

議案第42号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は、八峰町八森字中浜94番地1。

氏名は、齊藤一義さん。昭和22年11月4日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、現委員の齊藤一義さんが平成31年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対1票、反対のうち白票ゼロ票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第42号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第24、議案第43号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第42号を説明いたします。

議案第43号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は、八峰町峰浜高野々字高野々141番地。

氏名は、小林金則さんです。昭和25年3月1日生まれです。

平成31年 3月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、現委員の小林金則さんが平成31年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対1票、反対のうち白票1票です。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第25、議案第44号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 議案第44号をご説明します。

議案第44号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は、八峰町八森字浜田171番地。

氏名は、工藤金悦さん。昭和32年7月20日生まれです。

平成31年3月15日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、現委員の沢谷純子さんが平成31年6月30日で任期満了となることから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

以上です。

- 議長（門脇直樹君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 今回辞任によって、前の沢谷さんですか、辞任によって変更となるものなのかということの点一つ。それと、このペーパー一枚だけではですね、経歴、職歴等が全然示されてなくて判断する材料がない。これ、人権擁護委員ばかりでなくてですね、先ほど可決承認した教育委員等についてもですね、何らその職名、職務経歴等示されていないままではなかなか判断については難しくなると。今後はそういうことも踏まえてですね、ちゃんと説明していただきたいと思いますが、いかがですか。
- 議長（門脇直樹君） たたいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 前にもご指摘いただいたことでもありましたけれども、委員ご指摘の点は大変もつともだと思えます。経歴等の部分については、タブレットありますので、その中にきちんと盛り込みたいと思えます。
- 議長（門脇直樹君） 佐々木総務課長。
- 総務課長（佐々木高君） 1点目の辞任かどうかということですが、現委員の沢谷さんには何度か留任もお願いしたんですけれども、本人の方から今回をもって辞任したいという意思が非常にかたく、このたび改めて工藤さんを推薦するということになりました。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 工藤金悦さんの現在の仕事はどのようなお仕事なさってるんですか。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木総務課長。
- 総務課長（佐々木高君） 工藤金悦さんは、現在、八峰町コミュニティスクールディレクターとして地域と学校の関わりに関する仕事の方をやっていただいております。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。
- 7番（見上政子さん） 囑託みたいな感じの臨時職員という扱いになるのかなのか。そういう役場関係の人がこの人事の擁護者に立候補するっていうことはできるんですか。その辺ちょっと私分らないんですけども。
- 議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木高君） 人権擁護委員については、役場が認定するのではなくて、この後、推薦書を出して法務省の方から辞令が出されます。例えば現職の役場職員であっても人権擁護委員にはなれるというふうに、法務局の方からお伺いしております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 先ほど2番議員の質問で、経歴等含めてですねタブレット等という話しありましたが、人事提案に対しては提案理由が書いてあります。確かに読み上げも大事なんですけど、そのとおりなんですけど、口頭でですね今までも、結構いろんな人となりですね述べてきてるんですよ。その点もやっぱりね考慮して説明いたしませんと、どういう方かなと全く分かりませんので、そういうことを今後していただきたい、こう思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 不慣れなところもありまして、そういう部分については議員ご指摘の部分も十分踏まえながら、今後対応してまいりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の

方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(門脇直樹君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(門脇直樹君) 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成7票、有効投票のうち反対4票、反対のうち白票1票です。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(門脇直樹君) 日程第26、議案第45号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) それでは、議案第45号を説明いたします。

議案第45号、八峰町人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は、八峰町峰浜埜字埜 1 番地。

氏名は、太田たかねさん。昭和36年 6 月15日生まれです。

平成31年 3 月15日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、現委員の嶋田弘子さんが平成31年 6 月30日で任期満了となることから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

この方は、道の駅おらほの館の道のレストラン八峰の代表をしている方であります。平成20年から平成24年まで 1 期、教育委員を務めたことがある方です。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第 2 項の規定によって、9 番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成7票、有効投票のうち反対4票、反対のうち白票1票です。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第45号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（門脇直樹君） 日程第27、陳情第9号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書を議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

12月定例会において継続審査として総務民生常任委員会付託となっておりました、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書について、2月15日、総務民生常任委員会を開催し、陳情者の説明、質疑を行った後、慎重に審議いたしました。

その結果、地域医療を支える看護師の離職率が高い要因の一つに、過酷な労働環境の割に賃金が安いことが挙げられ、特定最賃金の新設を受け、賃金の底上げを図ることが安全・安心な地域医療、看護師体制の確保に繋がることを考慮し、賛成多数で採択と決定しましたことをご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 説明者同席のもっと何か答弁、報告したように聞いたんですが、陳情者も来て説明受けたっていいことですか。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） はい、陳情者は説明に来て、本庁に来て説明を聞きました。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この陳情には反対の立場で討論します。

確かに、この看護師の労働はきついだらうということは察します。ただ、この職業に関しての給与水準は、全国的には平成24年度あたりで34万円の給料水準であります。この金額をもっても決して安い金額ではないなというふうに思うわけです。それと、この陳情の文章の中には地方の格差で9万円あるんだということで、秋田県はこの34万円から相当下がるんだらうというふうには推察されますけども、これは全国一律にですねその看護の報酬水準を上げてしまうとですね、これが看護費に降りかかってくるわけでありまして。まあ国民の大多数は今後、医療費、看護費、そういうふうなものをなるべく負担が少ないように求めている反面、一方ではこういうふうな賃金を上げよというふうなことはですね非常に矛盾した話でありまして、何も看護師だけがつらいわけではなくて、社会全体がつらいわけなのでありまして、これはある程度、地方の給与水準に見合った相場で支給されているものだというふうに思います。そういうことで反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は、この陳情に賛成の討論をいたします。

診療報酬っていうのは、もうお医者さんの診療報酬はもうこれ全国一律で変わらないです。その診療報酬が変わらないのに、そこで働く看護師さんたちに給料の差があるっていうことは、これはちょっとおかしいなと、そもそも論がそうであります。そして看護師さんが給料が高いのは、夜間診療、それから休日診療、そういうのに伴ってやはり給料が上がっていると思うんですけども、それは大変過酷な労働だと思います。で、看護師さんの給料を安定させることによって、患者さんも安心してそこの病院に行けるし、比較的看護師さんの給料が高いと、この能代市、八峰町でも購買力にも繋がりますので、これは看護師さんをやはり安定した、診療報酬のもとでの安定した給料を払う。そして全て、全てというかほとんどの若い人たちは東京に流れていかないように、ここで働いてもらうっていうことも大事な事だと思いますので、私は、経済波及効果とともに、この陳情に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設のため国に対し意見書を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択とすることに決定されました。

日程第28、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情を議題とします。

本件については、3月1日、委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

3月1日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について、3月6日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審議いたしました。

その結果、最低賃金の改善と中小企業への最低限の支援拡充は、地域経済の向上に資

するものと踏まえ、これまでも同様な陳情を受け、採択としてきましたことから、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この陳情については反対をいたします。

最低賃金はですね、今現在その地域の経済団体、労働者等の協議をもって決めているものでありまして、全国一律にそれを1,000円若しくはそれ以上に上げるということでありまして、地方が仮に1,000円になったら都会では倍の2,000円になるというふうな堂々巡りになるわけでありまして。というのは、働く人そのものが今後少なくなっていけば、当然給料の高いところに流れていくのは必然でありますから、いくら秋田県が頑張っても、東京の方は、秋田が1,000円になったらこちらでは2,000円にするというふうな過酷な状況になるということでありまして。

それともう一つはですね、一つ例を挙げますと、一農業法人、年間1万時間の作業員を雇っております。今現在、東京の賃金水準が900円台、まあ最低賃金が900円台、秋田県は600何ぼで220円ぐらいの差がありますが、仮に200円にしたとすると年間200万円の負担が企業にかかってきます。まあ農業法人にかかってきます。それで農業法人が成り立っていくのか。農業・漁業というのの生鮮魚介類の値段というものは、相場によって左右されるものであってですね、工業製品と違うわけです。労働単価を上げる、賦課できない仕組みで動いてるわけです。そういうふうな中で、その労働費を吸収するというふうなことが非常に難しい状態の中で賃金を上げていくということは、会社の支払い能力が伴わない状況になるわけです。それをあえてやれというふうな陳情については、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この陳情に賛成の立場から討論いたします。

今回のこの陳情っていうのは、最低賃金の改善と中小企業の支援を拡充することを国に求めていくっていうことですので、中小企業で働く労働者の社会保障、そしてそこで、

その中小企業を社会保険料とかいろいろな面、税の減免とか、これを実現できるようなこの制度をやっぱりつくっていかなければならない。いつまでたっても労働者の賃金が上がらない。秋田県の水準が上がらないのであれば、やはり経済も停滞して人口も流出していくと思います。この点で、今回のはどちらの方にも支援する、そして大企業の横暴なその何ていう、優先的な地位の濫用、買ったときやそういうことをなくするっていうことをうたってますので、これは国にこういう支援をしてほしいということですので、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数。したがって、陳情第1号は採択とすることに決定されました。

暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

午後11時37分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

たたいま配信しました追加議案日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第2号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明

を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第2、発議第3号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期

議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年31年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時41分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 7番 見 上 政 子

同 署名議員 8番 菊 地 薫

同 署名議員 9番 笠 原 吉 範